## 放送法及び電波法の一部を改正する法律案参照条文

目

次

○社	〇 会	○ 電	〇 放
債、	社法	波法	送法
株式等の振替に関する法律(平成	44(平成十七年法律第八十六号)(抄)	(昭和二十五年法律第百三十一	(昭和二十五年法律第百三十二
成十三年	(抄)	号) (	号)
年法	•	(抄)	•
律	•		•
笙	•	•	•
第七十五		•	·
<u></u>	•	•	•
+	•	•	•
早	•	•	•
7	•	•	•
	•	•	•
<del>1</del> /l>	•	•	•
抄	•	•	•
	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
65	64	57	1

```
目〇
附第第第第第
                 第第
                              第第第次放
則十十九八七第第六第   第第五四第第第第第第第第三二一
 一章章章章二一章三第第二一章章九八七六五四三二一章章章
 章 節節 節二一節節 節節節節節節節節
 雑放認有 一款款 基放
                              日 放 総
                                   昭
 罰則送定料業登般基 基通幹送雜放財受役監経業通本送則
                                   和
 則一番放放務録放幹業認幹則放大則送務信員查営務則放番一
 ( 第組送送 ( 等送放務定放 ( 送学 ( 番及料及委委 ( ) 送組第
                                   +
 第百セ持へ第一送へ等送第
                  学第組び等び員員第第協の一
                                   五.
          局第一事九
                  園八の会へ職会会二十会編条
 百七ン株第百第
                                   年
 八十タ会百三百
          提百第業十
                  (十編計第員((十五
                                   法
 十四〕社四十二
          供六九者一
                  第五集《六《第第条条
                               等第
                                   律
                  八条等第十第四二 | |
 三条((十六十
          事条十
               条
                               に二
                                   第
 条丨第第七条六
           業 | 三
                  十一に六四四十十第第
                               関条
                                   百
                  八第関十条十二八二十
 | 第百百条 | 条
          者第条
                               す
                第
 第百六五|第|
           ○ 百 │
                九
                  条八す八 | 九条条十九
                               る
                  | 十る条第条 | | 七条
 百八十十第百第
           第十第
                十
                               通
                  第七特|六|第第条)
 九十七八百四百
           百六百
                               則
 十二条条五十三
           十条五
                  九条例第十第四四
           七一条
                  十一、八七六十十
 三条丨丨十六十
                                第
 条一第第七条五
                    第十条十八一
                                三
           条
   百百条)条
                    八条一三条条
           条
                    + ~
   七六〇
           第
                        条 `
                                ++
           百
                               第
   三六
                               +
                    条
           +
                               兀
                    第
           五.
                    八
                    +
```

四条

## 則

。に 掲 げ る 原 則 に 従 0 て 放 送 を 公 共  $\mathcal{O}$ 福 祉 に 適 合 す る ょ う 12 規 律 L そ  $\mathcal{O}$ 健 全 な

発

達

を

三二一図一〇 る条目 放放放こ 送送送とこ にのがをの 携不国目法 わ偏民的律 る不にとは 者党最す、 の、大る次 職真限 責実に を及普 明び及 ら自さ か律れ にをて す保 ` る障そ こすの とる効 にこ用 よとを つにも てよた 、つら 放てす 送 、こ が放と 健送を 全に保 なよ障 民るす 主表る 主現こ 義のと の自。 発 由 達を に確 資 保 すす るる よこ うと に。 す る

優 規法 条定と う「送目」に「「星」「先」定律「 。邦(的協お中外邦放国国一的基す第放こ 人人と会い継国人送際内般に幹る八送の 向工し国て国人向以放放放割放電十一法 け衛て際受際向け外送送送り送気六と律 協星基衛信放け国の「」」当「通号は及 会の幹星さ送国際もとととてと信ご、び 国放放放れ「際放のはははらは設第公こ 際送送送ると放送を、、、れ、備二衆の 衛局局」こは送」い外国基る電を条に法 星をへとと、」とう国内幹も波い第よ律 放用基はを外とは。にに放の法う一つに おお送とへ。号て基 いい以さ昭以に直づ てて外れ和下規接く 受受のた二同定受命 信信放周十じす信令 ささ送波玉。るさの れれを数年ご電れ規 るるいの法を気る定 ここう電律用通この 。波第い信と解 を百てをを釈 使三行い目に 用十わう的関 すーれ °とし る号る)すて 放しものるは 送のの送電 を規を信気次 い定含へ通の うにむ他信定 。よ。人へ義 りつの電に 放を電気従 送い気通う をう通信も す。信事の 設業と 備法す へ へ る 同昭 条 和 第五 二十 号 九

に年

る 無 線 局 に 車 5 又 は

とと をを 目 目 的的 とと すす るる

放放

送送

でを

あい

つう

中

継

玉

際

放

送

及

び

協

会

玉

際

十 九 八七六 五四三 二 衛 送い幹、目国は、 一て放日的放、国 と行送本と送国際 はわを放し事際放 、れす送て業放送 協るる協国者送の 会も無会内へのう 国の線への外うち 際に局以放国ち、 衛限を下送に、邦 星るい「局お外人 放。う協をい国向 送~。会用て人け のを以しい放向の うい下とて送け放 ちう同い行事の送 。じうわ業放番 。。れを送組 ○ ○ る行番の 又に放う組放 はよ送者の送 外りをを放を 国外いい送す の国ううをる 。。すも 以るの 下もを 同のい じをう °V **ン** う に ょ ŋ 外

も一い 放を 国 放に 送お 局い をて 用受 い信 てさ 行れ わる れこ ると

い外 。人 向 け 協 숲 玉 際 衛 星 放 送 لح は 協 会 玉 際 衛 星 放 送  $\mathcal{O}$ う ち 邦 人 外 向 国 け 人 0) 向 放 け 送  $\mathcal{O}$ 放 組 送  $\mathcal{O}$ 番 放 組 送  $\mathcal{O}$ 放 す 送 る を ŧ す  $\mathcal{O}$ る を

。を 11 う

+++い使 「う用「「「 。す移衛内 る動星外 た受基放 め信幹送 の用放し 受地送と 信上しは 設基と、 備幹は国 に放、内 よ送人及 りしエび 受と衛外 信は星国 さ `のに れ自放お る動送い こ車局で とそを受 をの用信 目他いさ 的のてれ と陸行る す上わこ るをれと 基移るを 幹動基目 放す幹的 送る放と でも送す あのをる つにい放 て設う送 、置 衛し 星て 基使 幹用 放し 送 ` 以又 外は の携

も帯

のし

+地 上 基 幹 放 送 لح は 基 幹 放 送 で あ 0 て 衛 星 基 幹 放 送 及 び 移 動 受 信 用 地 H. 基 幹 放 送 以 外  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ を 11

五. 丰 口 ル ツ カコ 6 千 六 百 六 五. 丰  $\sim$ ル ツ ま で  $\mathcal{O}$ 周 波 数 を 使 用 て

、ンし又一送と 図放てはとるは 形送行信は放 ` そ」う号、送五 のと放を三を百 他は送併士い二 の、でせメう十 影静な送ガ。六 像止いるへ ~ しももル 音 `ののツ 声又ををを そはい含超 の移うむえ 。。。る ) 周 で波 あ数 つを て使 、用 テし レて ビ音 ジ声 ヨそ ンの 放他 送の に音 該 響 当を せ送 ずる 、放 か送 つ 〜 `文 他字 Ø '

他動 のす 音る 響事 を物 伴の う瞬 も間 の的 を影 含像 む及 ° CK <u>ٽ</u> ٽ 又れ はに 信伴 号う を音 併声 せそ 送の る他 \$ O の音 を響

短ョ 波ン 放放 送送 又の は電 テ波 レに ビ重 ジ畳 ョし ンて 放 ` 送音 に声 該そ 当の し他 なの い音 も響 Ø ` を文 い字 う ` 。図

のけ

地た

上者

基を

幹い

放う

送。

 $\mathcal{O}$ 

業

務

に

用

11

る

放

送

局

備基

」放そ事」局送業送を超 と送の業と「事者を送短 は事他者はと業」する波 `業の'`い者とる放放 第者電と認う」は無送送 百の気は定。と、線で又 二基通、基)は第局あは 十幹信電幹の、九をつテ 六放設波放免電十いてレ 条送備法送許波三う、ビ 第ののの事を法条。超ジ 一業う規業受の第 項務ち定者け規一 のの総に及た定項 登用務よび者にの 録に省り特をよ認 を供令基定いり定 受すで幹地う自を ける定放上。己受 たもめ送基 者のる局幹 及をもの放 びいの免送 第うの許事 。総を業 体受者 () けを 以たい 下者う っで。 基あ 幹つ 放て 送 ` 局当 設 該

十十十る十一幹十十以十十十形九含を八放図七声六う五をて四三二 「「「を」う局」「特」「放他多)放テ電の超他中 教放放し一。の基基定特認送の重を送レ波他短の波 育送送た般ご無幹幹地定定局影放いへビにの波音放 番番事者放を線放放上地基一像送う文ジ重影放響送 組組業を送認設送送基上幹と又」。字ョ畳像送を「 」 □ 者い事定備局事幹基放ははと とと」う業基及提業放幹送、信は ははと。者幹び供者送放事放号、 、、は 学放 ` 校送基 教を幹 育す放 又る送 は事事 社項業 会の者 教種及 育類び た内般 め容放 の `送 放分事 送量業 の及者 放びを 送配い 番列う 組を をい いう う ° 百 + 三 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

組 لح は 教 育 組 以 外  $\mathcal{O}$ 放 送 番 組 で あ 0 て 玉 民  $\mathcal{O}$ 般 的 教 養  $\mathcal{O}$ 向 上 を 直 接 0 目 的 す る

編 集 に 関 す る 诵 則

放番二を 送組章い「 組集放 はの送 `自番 法由組 律一の

番編 に 定  $\Diamond$ る 権 限 に 基 づ < 場 合 で な け れ ば 何 人 カ 5 Ł 干 渉 さ れ 又 は 規 律 さ れ る لح が

第 なら及等 いなび) こけ内 とれ外 。ば放 な送 らへ な以 い下 玉 内 放 送 等  $\sqsubseteq$ کے 11 う  $\mathcal{O}$ 放 送 番 組  $\mathcal{O}$ 編 集 に 当 た 0

て

は

、 、 の六へに つ 。五へ多声事 四三二一、四へな三へ 審放放審と条放よ放てご条番くそ物放 次条国い条放 送り送放及組設のの送意報政公の内。送第の九 機事事機る放番、事送び放基け他瞬事見道治安各放放 関業業関。送組こ業番放送準るの間業がは的及号送送 事審れ者組送事ごよ音的者対事にびの事等 う響影は立実公善定業の にを像、しを平良め者放 し聴をテてまでなるは送 な覚視レいげあ風と、番 け障覚ビるなる俗こ国組 れ害障ジ問いこをろ内の ば者害ョ題でと害に放編 なに者ンにす。しよ送集 ら対に放つる なし対送いこ いてしにてと 。説てよは 明説る、 す明国で るす内き たる放る めた送だ のめ等け 文のの多 字音放く 又声送の はそ番角 図の組度 形他のか をの編ら 見音集論 る響に点 こを当を と聴た明 がくつら でこてか きとはに るが `す 放で静る 送き止こ 番るしと 組放 ` を送又 で番は き組移 る及動 限びす り音る

第

2 な放しす放 け送なる送 れ等け者番 なてらて別 い前な放へ 。項い送教 この。番養 。に は 総 務 省 令 で 定  $\otimes$ る ろ

組番

の組

編、

集教

の育

基番

準 組

~ `

以 報

下道

「番

番組

組、

基娯

準 楽

└ 番

と組

い等

うの

。区

) 分

をを

定い

めう

こ以

れ下

に同

従じ

業議をはのの業 者機公、編対者 は関表国集象は ``し内をと` ばにれに組 なつば応の らいなじ種 れ規 を定 変に 更よ しり た番 場 組 合 基 も準 `を 同定 様め とた す場 る合

議送送議す に者者は 諮はに、 問 `対放 し番し送 な組て事 け基意業 ば及をの なび述諮 ら放べ間 い番こ応 。組とじ のが、 編で放 集き送 にる番 。組  $\mathcal{O}$ 適 正 を 义 る た  $\emptyset$ 必 要 な 事 項 を 審 議 す る ほ か れ に

第

放

送

番

組

 $\mathcal{O}$ 

適

正

を

义

る

た

 $\otimes$ 

放

送

番

組

審

議

機 関

以

下

審

議

機

関

لح

11

う

を

置

<

Ł

き

は

関

れ準見者 な送るに 関 す る 基 本 計 画 を 定  $\otimes$ 又 は ک れ を 変 更 L ょ う لح す る لح

。放れ放 送を送 事尊事 業重業 者し者 はては `必 ` 総要審 務な議 省 措 機 令置関 でをが 定し第 めな二 るけ項 とれの こば規 ろな定 にらに よなよ りいり 、。諮 問 に 応 じ 7 答 申 L 又 は 意 見 を 述 べ た 事 項 が あ る لح き は

5 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 事 項 を 審 議 機 関 に 報 告 L な け れ ば な 5 な

ーい こ

6 一に三二 第議審め送放第前 放に、関項に 送、審しのよ 事総議て規り 業務機申定講 者省関出にじ の令かのよた 諮でらある措 問定のつ訂置 にめ答た正の 応る申苦又内 じと又情は容 てこはそ取 しろ意の消 たに見他し 答よをのの 申り放意放 又 、送 見 送 は次番のの 放の組概実 送各に要施 事号反 状 業に映 況 者掲さ にげせ 対るる

し事よ

て項う

述をに

ベ公す

た表る

意した

見なめ

のけ審

内れ議

容ば機

そな関

のらの

他な機

審い能

議

機

関

事

 $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 

活

用

業七二 。送 事 業 者 以 外  $\mathcal{O}$ 放 送

3 2

第

。二放者条の努放 イこ域法幹 のを第放当当こ以送の 業二該又放の放項い十送該該の上事審放四事議る事送九項 務の放は送三送にう四事放放場の業議送項の機と業番条の 区一送業区分区お。条業送送合放者機事の概関と者組第規 域般事務域の域い以第者事事に送の関業規要がもはに一定 が放業区又二又て下三以業業お事審に者定 重送者域は以は同こ項外者者い業議あのに 複事の内業上業じの第のののて者機つ審よ し業うの務に務。項ニすううはは関て議り 、者ち全区当区 ) に号べちち 、 、のは機講 かのに人域た域のおのてにに前次委、関じ つ間二口がるが重い規の基第項に員総はた 、に以の重こ重複て定放幹百の掲は務、措 業お上三複と複が同に送放六規げ、省委置 。すあじよ事送十定る学令員の 。り業事三に要識で七内 るる 区こご基者業条よ件経定人容 域と又幹と者にるの験めへ の。は放のが規審いをるテ 業送間あ定議ず有七レ 務のにるす機れす人ビ 区業お場る関をる未ジ 域務い合子のも者満ョ (にてに会委満ののン 第用次お社員たう員放 百いにい地のすち数送 二ら掲て上委場かごに 十れげ、基嘱合ら以よ 六るるい幹はに、上る 条基要ず放、は当を基 第幹件れ送こ、該も幹 二放のの事れ共放つ放 項送い基業ら同送て送 第局ず幹者のし事組を 四のれ放が放て業織行 号免か送な送審者すう の許を事い事議がる放 業状満業こ業機委 務にた者と者関嘱 区記すに。がをす 共置る 域載放つ 同く をさ送い いれ区て しこ てと うた域も 。放一当 行が 以送電該 うで 。き 下区波基

口 の当域 務いの分す 区て一のる 域も般二部 が次放以分 重に送上の 複掲事に放 すげ業当送 るる者た区 区要がる域 域件あこの ののると区 。域 面い場 積ず合 内 がれに  $\mathcal{O}$ 当かお 人 該をい П い満て が ずた 当 れす当 該 か関該 11 の係一 ず 一が般 れ 般あ放 カ 放る送  $\mathcal{O}$ 送こ事 放 事と業 送 。者 業 事 者 業  $\mathcal{O}$ 0) う 者 業 5  $\mathcal{O}$ 務 放  $\mathcal{O}$ 送 区 11 域 ず 区

面

積

が

当

該

VI

ず

れ

か

 $\mathcal{O}$ 

放

送

事

業

者

 $\mathcal{O}$ 

放

送

区

域

又

は

業

務

区

域

 $\mathcal{O}$ 

面

積

 $\mathcal{O}$ 業に業る 務当務こ 区た区と す る 区 域 内  $\mathcal{O}$ 人 П が 当 該 V ず れ カン  $\mathcal{O}$ 般 放 送 事 業 者

域 域る域 のこが 属と重 す。複 る 都 道 府 県 が 同 で あ る

第 組 者事規規一口が分 に項定定般の重の はとはの放三複二 、す、適送分し以 適る経用事の、上 用放済除業二かに し送市外者以つ当 な又況)の上、た いは、 。臨自 時 然 か事 つ象 一及 時び のス 目ポ 総に 務関 省す 令る で時 定事 めに る関 もす のる に事 限項 るそ  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ ) 他 の総 た務 め省 の令

的丨

( ツ

放で

送定

をめ

専る

 $\mathcal{O}$ 

業

務

区

正うの

第 送二送れ日放は 放が人真 送真か実 を実らで しで、な たな放い 放い送事 送かの項 設どあの 備うつ放 とかた送 同を日を 等調かし の査らた 放し三と 送て箇い 設、月う 備そ以理 にの内由 よ真にに り実請よ 、で求つ 相ながて 当いあ、 のこつそ 方とたの 法がと放 で判き送 `明はに 訂し、よ 正た放り 又と送権 はき事利 取は業の 消、者侵 し判は害 の明、を 放し遅受 送た滞け を日なた しかく本

第 3 2 民 放 法送 へに 明つ 治い 二て 十真 九実 年で 法な 律い 第事 八項 十を 九発 号 見 しし のた 規と 定き にも よ ` る前 損項 害と 賠 同 償様 のと 請す 求る を 妨 げ る ŧ

十へあ十へい十へにはいが十へ ならそ人九へら事八へ 。一再放同てあ条放前放け二の又条訂行項条番ハ 条放送条当つ 送番の該た放番項事ば以送そ放放放み前基当内業面 放一組規事放送組の業な内をの送送送を三準該の務積 を定案送事の規者らにし直事等事放条等二全区の 保にがに業保定がな、た接業ン業送ののの人域三 存よ継つ者存はそいそ事関者 しる続いは、、の。の項係が な訂すて け正る `当 れ若期そ該 ばし間の放 なくご請送 らはは求番 な取、に組 い消政係の 。し令る放 ので事送 放定案後 送めが三 のる三箇 関と箇月 係こ月間 者ろをへ がに超前 視よえ条 聴りて第 そ、継一 の放続項 他送すの の番る規 方組場定 法の合に に内はよ よ容、る りを六訂 確放箇正 認送月又 す後をは るに超取 こおえ消 といなし がていの で審範放 き議囲送 る機内の よ関に請 う又お求

第 事 業 者 は 他  $\mathcal{O}$ 放 送 事 業 者  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 な け れ ば そ  $\mathcal{O}$ 放 送 を 受 信 L そ  $\mathcal{O}$ 再 放 送 を て は な 5

第 三候る二広 条補こ条告 者と 放 放放を放送 送送明送の 事一ら事識 業 か業別 に者の 者 が 識はた 別 `め 公 す対の 選 る価措 こを置 に と得し ょ がて る 公 で広 職 き告 0 る放 候 よ送 補 うを 者 に行 しう  $\mathcal{O}$ 政 な場 見 け合 放 れに 送 ばは ない そ 0 らそ 他 なの 選 い放 。送 挙 運 を 受 動 に 信 関 す す る る 者 放 が 送 そ を 0 L 放 た 送 場 が 合 広 に 告 放 お

11

て

送

で

な

6

 $\mathcal{O}$ 

で

は

な

 $\mathcal{O}$ 求 が あ 0 た لح き は 料 金 を 徴 収 す る لح な 11 لح に カコ か わ b ず 同 等 0 条 件

第 然区と十へで ` 的域の四内放そ 記款公放業経資事名目条款会条務条人歩に条的 第経へな条外送の ごは告送務営産務称的 ごは 所 格発よ ご第三済第い 放を選 一章的百よ放送し挙 節 社二う送のなに 日会十に事放けお 通本的六、業送れけ 則放文条当者番ばる 送化第該は組な他 協的二内、のらの 会諸項外内編な候 事第放外集い補 情四送放一。者

を号の送 で又放の きは送放 る第対送 限百象番 り三地組 考十域の 慮三众編 し条第集 な第九に け一十当 れ項一た ば第条つ な四第て ら号二は なの項、 い業第国 。務二際 区号親 域の善 を放及 い送び

う対外

。象 国

)地と

で域の

あを交

るい流

外うが

国。損

のしな

地又わ

域はれ

の業る

自務こ

第 ○ 八七六五四三二一十○ 十○十○の番十○ 八定協七事六法進組五目 、協)協)達る協 会 に国会 必内は 要基 ` な幹公 業放共 務送の をへ福 行国祉 い内の 、放た あ送め わでに せあ ` てるあ 国基ま 際幹ね 放放く 送送日 及を本 びい全 協う国 会。に 国以お 際下い 衛同て 星じ受 放。信 送して ををき 行行る ううよ ことう ととに をも豊 目にか 的、で と放い す送か る及つ ° 0% ' そ良

2 第 必 会 こ置

第

は

前

条

 $\mathcal{O}$ 

目

的

を

達

成

す

る

た

 $\otimes$ 

に

 $\mathcal{O}$ 

法

律

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

き

設

立

さ

れ

る

法

人

と

す

る

OV.

受 放

信送

要は ない 地主 にた 従る た事 る務 事所 務を 所東 を京 置都 くに とく が。 で き る

第 協 숲 は 定 款 を £ 0 7 次 に 掲 げ る 事 項 を 規 定 L な け n ば な 5 な 11

`の債及委及所 発の、計在 行執監に地 に行査関 関に委す す関員る るす会事 事る、項 項事理 項事 会 及 び 役

員

に

関

す

る

事

項

登定 総方券び員びの 務法のそ会会所 大 臣  $\mathcal{O}$ 

認 可 を 受 け 7 変 更 す る が で き

第 従 た る 事 務 所  $\mathcal{O}$ 新 設 そ  $\mathcal{O}$ 他 政 令 で 定  $\Diamond$ る 事 項 に 0 11 て 政 令 で 定  $\emptyset$ る

き手十 な前続九 い項に条 規り協 節 定登会 に記は よし ` りな主 登けた 記れる をば事 必な務 要ら所 となの すい変 る。更 事 項 は 登 記  $\mathcal{O}$ 後 で な け れ ば れ を £ 0 7 第 者 に 対 抗 す る لح が

で

務

送 第

に十 よ五 る条 国の 内 目 基的 幹を 放 達 送 成 っす 特る 定た 地め 上 、 基次 幹の 放 業 送 務 局を を行 用う

い て 行 わ れ る Ł  $\mathcal{O}$ に 限 る を 行 う

 

 二
 一
 五四三
 二
 一二

 送
 放必
 協
 を
 ハロイ
 十業

 に とより 協 会 以 外  $\mathcal{O}$ 

者

が

受

け

た

免

許

に

係

る

基

斡

放

送

局

該番十び向にに基 外組五外け必限幹 国の条国国要る放 放外の人際な。送 送国目向放調)( 事に的け送査を電 業おを協を研行波 者け達会行究う法 とる成国うをこの の送す際こ行と規 間信る衛とう。定 のをた星。こ 協外め放 定国 、送 に放次を 基送の行 づ事業う き業務こ 基者をと 幹に行 放係う 送るこ 局放と を送が そ局で のをき 者用る にい。 係て る行 中う

会前送委多前放既番協送要前会邦邦放用テ 次条務 は各に託重項送放組会のと項は人人送いレテ超中に 、号従に放の番送等が業認第、向向及てビレ短波掲協 前に事よ送業組番一放務め四前けけび行ジビ波放げ会 二掲すりを務及組と送のる号項協国そわョジ放送るは 項げる、行にび等いし用とのの会際のれンョ送 放、 のる者放お附そをうたにき国業国放受る放ン 業もの送う帯の、。放供に際務際送信衛送放 務の養及とす編放ご送すお放の衛及の星に送 のの成びする集送を番るい送ほ星び進基よ ほほをそる業上番電組こてのか放外歩幹る かか行の者務必組気及と、放、送国発放国 、、う受にを要を通び。当送第及人達送内 当放こ信放行な電信そ 該送との送う資気回の 。進設こ料通線編 歩備とを信を集 発をへ外回通上 達賃前国線じ必 に貸各放をて要 寄す号送通一な 与るに事じ般資 すこ掲業ての料 るとげ者一利へ 調。るに般用こ も提のにれ の供利供ら をす用すを 除るにる編 くこ供こ集 。とすとし 。前事放も 号業送の にをにを 揭行該含 げう当む る者す。 もにる次 の提も号 を供のに 除すをお くる除い 。こくて 。。)既 。放

八 七六五四三 二 業 及 務び のそ 円の 滑受 な信 遂の 行 進 に歩 支 発 障 達 杳 のに 研 究 な特 いに 範 必 放 用 要 送 内な 設 に業 備 お務  $\mathcal{O}$ いを 設 て行 計 う そ 次こ  $\mathcal{O}$ のと 他 業。  $\mathcal{O}$ 務 技 を 術 援 行 う 助 並 لح び

に

継場

国合

際に

5 4 8 7 6 け事の 、第申 き け人限算十外すか協協協な項第と協で二出協る協協をむき 協協れとり、一国るな会会会けを二し会き項が会よ会会活委。協る 会会ばし子事条人よるはははれ内項なはるのあはうはは用託ご会 ののなて会業 向う名、、、ば容第け、限業つ、に、、しにをの 委委ら総社計協けな目基第第なと一れ外り務た第措中前てよ一保 託託な務へ画会協行で幹二二らす号ば国一の場一置波三行り般有 を を い 省 協 及 は 会 為 あ 放 項 項 な る の な 人 般 遂 合 項 を 放 項 う ` の す 。令会び、国をつ送第第いも協ら向の行に第し送の業放利る でが資テ際しての八二。の定なけ利にお三なと業務送用施 とはい協用支い号け超務で番に設 し、。会に障てのれ短をあ組供又 ,中 国供を、業ば波行つ等しは 際し生そ務な放うてを、設 協継 衛なじのをら送に、制又備 会国 星けな内行なと当協作はへ は際 `放 放れい容ういのた会す賃協 送ばもがに。いつがる貸会 当送

をなの放つ

行らで送い

うなあ及て にいるび `

当

た

0

て

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

全

部

又

は

部

を

テ

V

ピ

ジ

彐

ン

放

送

に

ょ

る

4

。とそ放

きの送

は受に

`信関

この係

れ進を

を歩有

尊発す

重達る

すに者

る寄そ

も与の

のす他

とる学

しも識

、の経

同で験

号あを

のり有

業、す

務かる

につ者

よ `か

る同ら

成項意

果及見

はびの

ずて行業すが

れはう務るそ

か、こそこの

及営とのと所

。有

す

る

土

地

に

0

11

て

L

た

信

託

0)

終

了

に

ょ

ŋ

取

得

L

た

ŧ

0

を

含

び利が他

テを適の

レ目切協

ビ的で会

ジとあが

ョしる前

ンてとニ

放は認項

送なめの

がらら業

そなれ務

れいるを

ぞ

れ

あ

ま

ね

<

全

玉

に

お

11

て

受

信

で

。も行

のう

をた

行め

うに

こ保

と有

。す

る

設

備

又

は

技

術

1110 9 定そ金レ衛ても受号号 めの計ビ星は、信又の る総画ジ放な無用は業 も株でョ送ら線機第務 の主定ンのな用器三を をのめ放業い機又項行 。器はのう のそ業と 製の務き 該に 造部をは 協係 業品行 定る 者をお総 を放 `認う務 締 送 販定と大 結 区 売しす臣 し域 業、るの 者基と認 又 放 及幹き可 は送 び放はを 変 時 修送 `受 更間 理の総け しそ 業受務で よの 者信大定 う他 の用臣め と総 行機のる す務 う器認基 る省 業の可準 と令 務修をに きで を理受従 は定 ` Ø 規業けわ 律者なな 総る しをけけ 務放 `指れれ 大送 又定ばば 臣 設 はしなな の備 こ、らら 認に れそなな 可関 にのいい をす

ニーな法に予二へ渉い けけ てて 、テ 電レ 波ビ 法ジ の ョ 規ン い議る送務 う決とにの 定放 に送 。権こよ方 以のろる法 よに 下過に外し りよ 基る こ半よ国 幹外 の数り人 章を、向 放 国 送人 及有次け 局向 びすに協 のけ 第る掲会 免放 百株げ国 許送 九式る際 十会業衛 を番 受 組 一社務星 けを 条そを放 た制 第の行送 協作 二他うの 項のこ業 会す 以る に協と務 外こ お会をを のと いが主円 者 てそた滑 又 同のるに は じ経目遂 外 。當的行 )をとす 玉 と支する  $\mathcal{O}$ し配るた 放 てし会め 送 局 保て社、 を 有いを収 運 しる一支

受る

干他。。。

そ 0 放 送 局 を 協 会 が 行 う テ V ピ ジ 彐 ン 放 送 に ょ る 外 玉 人 向 け 協 会 玉 際 衛 星 放 送  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 用

。うビとし すョ るン た放 め送 にに 協よ 会る が外 定国 め人 る向 基け 準協 に会 従 国 い際 `衛 当星 該放 業送 務の の業 一務 部を を行 前う 項に に当 規た 定つ すて るは 子 ` 会当 社 該 に業 委 務 託を し円 な滑

3 ° & た لح き は 遅 滞 な そ  $\mathcal{O}$ 基 準 を 総 務 大 臣 に 届 け 出 な け れ ば な b な 11 れ を

る定りたは宇同の こ再、め、宙様基 と放独に前航と準 が送立必条空すを で事行要第研る定 き業政が一究 る者法あ項開 。そ人るに発 の宇場規機 他宙合定構 第航にす等 二空はるへ 十研、子の 条究総会出 第開務社資 一発大に 項機臣対 又構のし は、認て 第独可出 二立を資 項行受す の政ける 業法て場 務人 `合 に情収の 密報支ほ 接通予か に信算 関研 、第 連究事二 す機業十 る構計条 政及画第 令び及一 で第び項 定百資又 め四金は る十計第 事条画二 業第で項 を二定の

第

3 二と項ニヘイの二へ変 第 、六二へ行項め業二へ更 けに 十すそ十協か適十基更協一前協十十業うにる務十独し協れ遂協に用 六るの五会ら用四幹し会項項会六三務者規とを二立た会ば行会供す 条。他条国ハに条放たはののが条条のに定こ遂条行とはなではさる 際まつ 送と、業基定第 委出すろ行 政き、らき、せ者 務協衛でい総業き第務準め一協託資るにす協法も前なるテるに 省会星にて務務も一等はる項会です指よる会人、項いよレこ対 令は放係は大の、項の、基のは で、送る、臣認同の円同準規、 定外の部同が定様基滑項に定第 め国実分項協のと準なの従に二 るの施に中会特すを遂規うよ十 限「に例る定行定場り一 る次つでのめにに合そ条 た支よにの第 と障る限行二 きが委りう項 は生託、業の `じをそ務場 遅なすのへ合 滞いる一次の なよこ部項ほ くうとをにか 、にに他お、 そすよにい第 のるり委て二 基も、託「十 準の当す第条 をで該る二第 総な委こ十一 務け託と条項 大れ業が第の 臣ば務で一業 にながき項務 届ら効るの又 けな率。業は 出い的 務第 。に な 等六 **一** 十 け 行 と五 れ わ ば n い条 な う第 ° b カン ) 項 な に若 11 第 つし V > < +ては れ 条 は第

。にい ) 掲て をげ第 除る九 く要十 °件三 ) 「条 」と第 とあー する項 るのの 。は規 、定 一に 次よ にる 掲 認 げ定 るの 要審 件查 へを 第行 四う 号 場 ` 合 第に 五お 号け 及る び同 第項 六の 号 規 (定

事放) 項送 を局 総を 務用 大い 臣て に協 届会 け国 出際 な衛 け星 れ放 ば送 なを ら開 な始 いし 。た こと れき らは Ø ' 事 遅 項滞 をな 変く 更 ` し放 た送 と区 き域 、放 第

同送

様事

슾 は 第 +条 第 七 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る テ V ピ ジ 彐 ン 放 送 に ょ る 外 国 人 向 け 協 会 玉 際 衛 星 放 送

し二へな を 規 る会六た十 。が号め一 定一特条 め第に第 る三必二 基条要項 準にがの 及規あ規 び定る定 方すとに 法る認よ に放める 従送る子 つ大と会 て学き社 、学はへ 放園、の 送 (協放 番以会送 組下以番 の「外組 編学のの 集園基制 上 上 幹作 必と放の 要い送委 なう事託 資。業を 料一者含 のをへむ 提除放。 供く送ご そ。大を の第学行 他三学う 必項園に 要に法当 なおへた 協い平り 力で成、 を同十当 求じ四該 め。年放 る一法送 こに律を と対第実 がし百施 で、五す き協十る

2 会会基 はに準 ` 諮 及 同間び 項し方 のな法 規けを 定れ定 にばめ よな ` りら又 諮なは 問いこ を。れ 5 を 更 L ょ う す る لح き は 第 八 +条 第 項 に

4 3 な十苦け協聴前定協 け七情れ会か項す会 な一ば放放項 い項な送送に 。にら番番規 こ規な組組定 のれ定い審審す らす。議議る 受 け た 場 合 に は 協 会 以 外  $\mathcal{O}$ 基 幹 放 送 事 業 者  $\mathcal{O}$ 意 見

をる

変 基

更 準

し及

たび

場方

合 法

もを

同め

様た

4 4

すき

るは

遅

滞

な

そ

 $\mathcal{O}$ 

基

準

及

てバ

方

法

を

総

務

大

臣

に

届

け

出

処

理

定

員

会

第 業 務 に 関 L て 申 出  $\mathcal{O}$ あ 0 た 苦 情 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 意 見 に 0 11 て は 適 切 か 0 迅 谏 に n を

ハロイ 十経十経 次九営八営 員 会 を 置 <

第

- - - - -次 に 掲 げ

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) 協監協に条委条委第れ条処ばはなのるは 経協職会損会会会査会掲 員 員三ば 理な `け国国 ` 営会員長失長長の委のげ経会協会節な協ごら第れ際際前 る 職 務 を 行 Š

委及の、の、、業員経る営の会の ら会 員び職副危副副務会営事委権に設経なは 会そ務会険会会ののに項員限経置営い、 ののの長の長長適職関の会等営)委。そ 事子執及管及及正務す議はご委 務会行び理びびをのる決、 局社が理に理理確執基 にか法事関事事保行本 関ら令のすののすの方 す成及職る職職るた針 るるび務体務務ため 体集定の制ののめ必 制団款執 執執に要 にに行 行行必な にが要も お適が け合効 係法なの るす率 る令もと 業る的 情及のし 務こに 報びとて のと行 の定し総 適をわ 保款て務 存に次省 正確れ を保る 及適に令 び合掲で 確すこ 保ると 管すげ定 すたを 理るるめ にこ体る るめ確

たの保

め体す

の制る

た

 $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

体

制

体

制

関と制事

すをの項

る確整

体保備

る

た

 $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

体

制

制す

3 2

組

織

経す条経経 ノヰウムラナネツソレタョカワヲルヌリチ トヘホニ 営る第営営役 局 。一 委 委 員 イ 情 第 第 第 第 外 重 収 役 第 第 第 第 土 放 第 定 番 を テ 放 第 収 員 項員員のか報八二二二国要支員六二二二地送六款組用レ送七支 の会会職ら公十十十十放な予の十十十十の債十の基いビ局十予 規はは務中開五二条条送不算報一六一条信券四変準でジの二算  $\mathcal{O}$ 

発の

行 受

及信

び 契

借約

入の

金 条

の項

借及

入び

れ受

信

料

 $\mathcal{O}$ 

免

除

 $\mathcal{O}$ 

基

潍

びわン置第事

放れ放計一業

送る送画項計

番衛に並の画

組星よび業及

の基るに務び

編幹国放報資

集放内送告金

に送基局書計

関に幹の及画

す限放開び

るる送設第 基。()七

本一電休十

計及波止四

画び法及条

協のび第

会規廃一

国定止項

際に

に

衛よ経規

星り営定

放協委す

送会員る

の以会財

開外が務

始の軽諸

`者微表

休がと

止 受 認

及けめ

びたた

廃免も

止許の

にを

係除

るく

基 幹)

放

送

定、、のま及条条第第事動に酬条条条第託の条更及行ョ設条 に第そ執でび第の十八業産基、に第第九

よ一の行に個一総項項者のづ退規一二項 り項職の掲人項務のの及取き職定項項に 協に務監げ情の大総総び得議金すに及規 会規の督る報総臣務務そ及決及る規び定

ら行けうてて関本

にうて出行行す事

類た行資ううる項

業協基

務定本

結

及

び

変

更

の事

締 項

も保務の大大のびをび給定第す の護大認臣臣団処必交与す二る

と定執 そす行 のるを 放権委 送限員 ののに 受適委

信正任

のに臣可のの体分要際等る十基 ほ係のを認認とにと費の基三準 かる認受可可の関すへ支準条 `審可けをを協するい給及第 こ議をて受受力る事かのびー れを受行けけに基項な基方項 る準法に

規

定

す

る

基

進

名 及 目でバ に第 よ六 る十 か二 を条 間に わ規 ず定 こす に服 類務

れる すに る関

もす のる を準 含則 ts. 0

る協放 も会送 のが設 と設備 し置の てす譲 経る渡 営組等 委 織 員の 会委 が員 認の め委 た嘱 事 項

すめう

になす つ行る い使こ てにと の資が 契すで 約るき をたな しめい ない。 け総 れ務 ば省 な令 らの な定 いめ 者る のと 意こ 見ろ をに 聴よ 取り す、 る第 も六 の十

のつ 互て 選組 に織 よす つる て  $\overset{\succ}{\smile}$ れ を 定  $\otimes$ る

4 3 2 第 。じ務人委 めをを員 `総置十 委理き二 員す、人 のる委を う。員も ち か 委 員 長 に 事 故 が あ る 場 合 に 委

第 2 3 五四三二一 命を 、両三へて 三 次す得委産議十委置経委経十 員の二員員前あ若放れ条は放政国国禁のるる員業院一員か営員営条 は他条のの二るし送らにそ送党家家錮各ここのその条のな委長委 `の 権任号とく事におの用の公公以号とと任の同 任け員は員経 個協委限命にきは業該い役の役務務上のがが期他意委命れ会、会営 別会員等に掲は新者当て員送員員員のいででがのを員ごばは委に委 な、員委員 らあ会員会 ならの長は いか会一、 者お閣を地臣関 はい総生方がし 、て理じが任公 委は大た公命正 員、臣場平すな と任は合にる判 な命、に代。断 る後前お表こを こ最項いさのす と初のてれ場る がの規、る合こ で国定国こにと き会に会とおが なにかのをいで いおか閉考てき 。いわ会慮、、 てら又しそ広 `ずはなのい 両、衆け選経 議両議れ任験 院議院ばにと 員 の院のなつ知 長 同の解らい識  $\mathcal{O}$ 意同散なてを 職 を意のいは有 務 得をた。、す を

教る

育者

**`**の

文 う

化ち

`カシ

科ら

学 `

代

行

す

る

者

を

定

8

ののは、つげそ聞、し同へ信へへと刑ずきき満各得は いるの社第たじい機任審しにれるな了分て、 て事役、百者。か若命議て処か。いし野、公 は業員通五をごなしの会懲せにこと、及内共 、者若信十含若るく日、戒ら該のき又び閣の 五のし社二むし名は以協免れ当場はは全総福 人団くそ条。く称放前議職たす合、欠国理祉 以体はの第)はに送一会の者るに内員各大に そよ受年等処 のる信間の分 法か用に委を 人をのお員受 の問受いそけ 議わ信ての、 決ず機こ他当 権このれこ該 のれ製にれ処 十と造該に分 分同業当準の の等者しず日 一以若たるか 以上し者地ら 上のくを位二 を職は含に年 有権販むあを す又売。る経 るは業一者過 でし 者支者 ←配 又 あな 任力は つい て者 命をこ の有れ 非 日すら 常 以るの 勤 前者者 な得め  $\mathcal{O}$ けない 一をが ŧ 年 含 法  $\mathcal{O}$ れい両 ばで議 を 間む人 に。で 除 な委院 ら員の お以あ < い下る なを同 てこと い任意

で社 このき 上の職他二 が役員二項 同員若ュに \_ しし規 くス定  $\mathcal{O}$ は若す 政 党 そしる に のく有 属 法は料 す 人情放 の報送 る 者 議の管 لح 決頒理 な 権布事 る のを業 十業者 لح 分と、 لح のす第 な 一る百 0 以事六 7 上業十 は を者条 な 有又に 5 すは規 るこ定 な 15 者れす らる の認 事 定 業放 者送 が 持 法 株 人会

委そ十委委 放業 ` 送務こ 番をの 組執法 の行律 編す又 集るは にここ つとの いが法 てで律 `きに 第な基 三いづ 条。く  $\mathcal{O}$ 命 規 令 定 に に 別 抵 段 触  $\mathcal{O}$ す 定 る  $\Diamond$ 行 が 為 あ を る 場 L て 合 は を な 除 5 き な 11 個 别  $\mathcal{O}$ 放 送 番 組  $\mathcal{O}$ 編

3 2 第 満れ任 了る期 しこは たと ` 場が三 合で年 にきと おるす 。る た だ L 補 欠 0 委 員 は 前 任 者  $\mathcal{O}$ 残 任 期 間 在 任 す る

任 ` ` す任再委 る期任員 。がさの 11 7 ŧ 新 た に 委 員 が 任 命 さ れ る ま で は 第 項  $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

カ

わ

5 ず

引

第

第 る 。委 員 は 第 三 十 条 第 項 後 段  $\mathcal{O}$ 規 定 に t る 両 議 院  $\mathcal{O}$ 同 意 が 得 5 れ な カン 0 た と き は 当 然 退 職 す る

ば 臣

は

委

員

が

第

三

+

条

第

三

項

各

号

 $\mathcal{O}$ 

11

ず

n

カュ

に

該

当

す

る

に

至

0

た

لح

き

は

れ

を

罷

免

第 三、三、三四 ばがの三し三、も三、き 三、 十議監な会果会委十経十委十人内なで義十な十罷の十退続委委十任 条決査け長の長員九営八員七に閣らき務六け五免と四職き員員三期 の委れは概は長条委条の条な総なる違条れ条づす条づ在はは条ご る理い。反 営法会な経を三、経会常職委よ大。こそ内な内 のの閣ら閣 場他総な総 合委理い理 に員大。大 おた臣 いるは てに、 ` 適 委 各し員 議なが 院い心 は非身 、行の そが故 のあ障 院るの のとた 定認め めめ職 るる務 ととの こき執 ろは行 に `が よ両で り議き `院な 当のい 該同と 委 意 認 員をめ に得る 弁てと 明、き のこ 機れ又 会をは を罷委 与 免 員 えすに なる職 けこ務 れと上

第 2 前両委 二議員 条院の ののう 場同ち 合意五 をを人 除得以 くて上 ほ `が か委同 `員一 そをの の罷政 意免党 にすに 反る属 しもす てのる 罷とこ 免すと さると 。な n 0 た کے と が き な は W 同  $\mathcal{O}$ 政 党 に 属 す る 者

兼 る

第 定い員委に省員営委 す。会員一令会)員 は 営 利 を 目 的 لح す る 4 体  $\mathcal{O}$ 役 員 لح な ŋ 又 は 自 5 営 利 事 業 に 従 事 L 7 は な ら な 11

3 2 第 の会回では 要に以定、 求報上め委 が告、る員 あし自と長 つな己こが たけのろ招 とれ職に集 きば務よす はなのりる 、ら執 経な行定 営いの期 委 ° 状的 況に 並経 び営 に委 第員 二会 十を 七招 条集 のし 苦な 情け それ のば 他な のら 意な 見い 及。 び そ  $\mathcal{O}$ 処 理 0)

4 員 会 に 出 席 L 経 営 委 員 会 が 求 8 た 事 項 に 0 11 T 説 明 を

5 四へし結 経方員ば、要、は員 委等がら営経箇総営の勤禁員う臣 員ご選な委営月務委運の止はには る 監 査 委 員 は 監 査 委 員 会  $\mathcal{O}$ 職 務  $\mathcal{O}$ 執 行 0 状 況 を 経 営 委 員 会 に 報 告 L な け n ば な 5 委 な 員 11

会 は 委 員 長 又 は 第 三 + 条 第 兀 項 に 規 定 す る 委 員 長 0) 職 務 を 代 行 す る 者 及 び 六 人 以 上  $\mathcal{O}$ 

が

2 `十議会が経出 こ一事長決営席 のれ 議ば は会 、議 別を に開 規き 定 す議 る決 もを のす のる ` ك 出が 席で 委き 員な のい 渦 半 数

を

ŧ

0

て

決

す

る

可

否

同

数

0

لح

き

は

委

員

3 員 会 に 出 席 L 意 見 を 沭 ベ る لح が で き る

<

経

営

委

員

会

 $\mathcal{O}$ 

定

8

る

と

ろ

に

ょ

ŋ

そ

0

議

事

録

を

作

成

第

し四 二 長 委査査等委け、 員委委一員れ経 会ば営 な委 ら員 な会 いの 。終 了 後 遅 滞 な

3 2 第 会員員 の三会 委人を 員以置 の上く 中を かも らつ 、て 経 組 営織 委す 員る 슾 が 任 命

L

そ

 $\mathcal{O}$ 

う

5

少

な

<

لح

ŧ

人

以

上

は

勤

と

第

役 員  $\mathcal{O}$ 職 務  $\mathcal{O}$ 執 行 を 監 査 す る

第

2

け員由そ委務す れはがの員及る ば、あ子はび監 な当る会、財査 ら該と社役産委 な各きの員の員 い項は業の状は 。の、務職況、 報同及務のい 告項びの調つ のの財執査で 徴報産行をも 収告のをす ` 又又状監る役 はは況査こ員 調調のすと及 査査調るがび にを査たで職 関拒をめき員 すむす必るに るこる要 事とこが 項がとあ にでがる つきでと いるきき 。るは 協 会  $\mathcal{O}$ 子 会 社 に 対

 $\mathcal{O}$ 

職

務

 $\mathcal{O}$ 

執

行

に

関

す

る

事

項

て

 $\mathcal{O}$ 

監

査

委

員

会

 $\mathcal{O}$ 

決

議

4 3

第 こ四へ員令四へが し の四へ四へな 四へ れ十監会若十経あ第前て監報十監十監け監監十監 ら六査にし五営る一項事査告四査三査れ査査二査 の条委報く条委と項の業委を条委条委ば委委条委第れ条録はす委し 員告は 員き及子の員求 員 員な員員 員四を の る員な 為監にし定監会はび会報会め監会監会らは会協会節公委公経 を査よな款査へ、第社告が、査に査のな、は会の表員表営 す委るけに委のこ二はを選又委よ委権い経、に設監し長 る員役れ違員報れ項、求定は員る員限。営監監置査なは おは員ば反は告にの正めす協会調会で そ、のなす、義従監当、る会が査は れ役行らる役務わ査な又監の選ン、 が員為な事員ンな委理は査業定 あがのい実が る協差。若不 し正 くの は行 著為 しを くし 不 ` 当 若 なし 事く 実は が当 あ該 る行 と為 認を めす るる とお きそ はれ ゛が 遅あ 滞る なと く認 ` \ そる のと 旨き を 経又 営は 委 法

場会止 合のめ に目し 、囲

お的 いの て範 当 外 該の 行 行 為 為 にそ よの つ他 て法 協令 会若 にし 著く しは い定 損款 害に が違 生反 ずす るる お行 そ為 れを がし あ ` る又

とは

員該 該 行 為 を P 8 る لح を 請 求 す る لح が で き る

四~四~き る

杳 委 員 が 招 集 す

3 2 第 第 めこな役監十監十監は るのけ員査八査七査 。法れは委条委条委当 律ば、員員 にな監会監会監会役 定ら査の査の査の員 めな委議委議委招に るい員事員決員集対 も。会は会の会 の、は方は 要出、法、 求席過等各 が委半一監 あ員数 つのの た過監 と半査 き数委 はを員 `もが 監つ出 査て席 委決し 員すな 会るけ に。れ ば 会 議 を 開 議 決 を す る لح が で き な V

定し 出 席 L 監 査 委 員 会 が 求  $\otimes$ た 事 項 に 0 11 T 説

4

五. 節 役 員 及 てド 職 員

 $\mathcal{O}$ 

を

除

<

ほ

カン

議

事

 $\mathcal{O}$ 

手

続

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

監

査

委

員

숲

 $\mathcal{O}$ 

運

営

に

関

L

必

要

な

事

項

は

監

査

委

員

슾

が

明

を

第 。条 ) 第 協 会 に 役 員 لح L て 経 営 委 員 会  $\mathcal{O}$ 委 員  $\mathcal{O}$ ほ カ 숲 長 人 副 会 長 \_\_ 人 及 び 理 事 七 人 以 上 + 人

2 第 `長 定、 款 副 の会 定長 め及 るび と理 こ事 ろを にも よっ りて 、理 協事 会会 のを 重構 要成 業す 務る  $\mathcal{O}$  °

つは会つ 執 行 に 0 11 7 審 議 す る

3 2 第 し ` てそ 協の 会業 の務 業を 務 総 を理 掌す 理る L 会 長 に

故

が

五実 及 あ 五 五 を四 つ 損代会の協員 害行をと会会 をし代きをの 及、表は代定 ぼ会しそ表め す長 `のしる お及会職 そび長務会こ れ副及を長ろ の会び行をに あ長副う補従 るが会。佐い 事欠長 実員を をの補 発と佐 見きし しはて たそ協 との会 き職の は務業 `を務 直行を ちう掌 。理 に 会 事 長

4 当 該

4 3 2 第 六 号会副前十を会び理る副十会理十理置十役 中長会項二監長副事と会一長事条事く九員 「、長の条査、会はき長条等会 会 放副及任 委副長 `はは 送会び命会員会に会そ、会 事長理に長に長事長の会長 業及事当は報及故の職長は 者びはた、告びが定務の、 、理、つ経し理あめを定協 第事経て営な事るる代め会 百の営は委けはとと行るを 五任委、員れ、きこしと代 十命員経会ば協はろ、こ表 二に会営がな会そに会ろし 条つの委任らにのよ長に ` 第い同員命な著職りがよ経 二て意会すいし務、欠り営 項はをはる °いを協員 `委 に 、得 、 規第て委 定三、員 す十会九 る一長人 有条が以 料第任上 放三命の 送項す多

管のる数 理規。に 事 定 業を 者 準 、用 第す 百る 六。 十こ 条の に場 規合 定に すお るい 認て 定、 放同 送項 持第

ょ

る

議

決

に

ょ

5

な

け

れ

ば

な

b

な

11

以

内

。。。。を ○ ○ 有 - - t ととる 読、者 み同し 替項と え第あ る七る も号の の中は と「「 す役十 る員分 と 一 あ以 る上 のを

3 2 第 五は有株 満びび日日聞 了理副以以社 し事会前前し たは長一一と 場、の年年あ 合再任間間る に任期ににの おさはおおは いれ三いいっ てる年てて新 もこ、ここ聞 、と理れれ社 新が事ららし たでのににと にき任該該、 会る期当当「 長。はしし十 が 二たた分 年者者の とをを一 す含含以 るむむ上

任

命

さ

れ

る

ま

で

は

第

項

0

規

定

に

カン

カ

わ

5 ず

引

第 第 の五へけ権五へる五へ五へれ義しは五に号条五き 会管十仮れを十利と十仮十会を務会な会十該の第十続会会十一す会 長 轄 九 理 ば 有 八 益 き 七 理 六 長 罷 違 長 い 長 五 当 事 四 四 き 長 長 三 役 る 社 等に条事なし条相は条事条等免反は非、条す業項条在は、条員者若 会代るの副が査経に又お経す任会会任任く 長表こ他会あ委営至はい営る期長長命命は 権と副長る員委つそて委。が及及のの新 副のが会若と若員たの準員 会制で長し認し会場団用会 長限き若くめくは合体す又 <u>`るしはるは`をのるは</u> く理と会会除う第会 は事き計長くち三長 理がは監、ほ協士は 事職、査監か会一、 た務こ人査、が条そ る執れに委こそ第れ に行を職員れの三ぞ 適の罷務若を構項れ し任免上し罷成各第 なにすのく免員号五 いたる義はしでの十 非えこ務会なあい二 行なと違計けるず条 がいが反監れもれ第 あとでそ査ばのかー る認きの人なのに項 とめる他がら役該か 認る。会職な員当ら 長務いとす第 `の °なる三 つに項 た至ま こつで とたの にと規 よき定 りはに 同、よ 項当り 第該任 六役命 号員し 又がた は同役 第項員 七第が 号 六 同

2 めと るき لح 監 執 き又 査 行 委の はは 、副 員 任 若に 経 会 営長 し堪 くえ 委 若 員し はな 会く 会い 計と のは 同理 監認 意事 査め をに 人る たと 得 職 て務 るき に ` `上 この 適又

第 又 は 理 事  $\mathcal{O}$ 代 表 権 に 加 え た 制 限 は 善 意  $\mathcal{O}$ 第 三 者 に 対 抗 す る لح が で き な 11

第 は副 ` 会 利長 害 及 関び 係理 人事 又が は欠 検け 察た 官場 の合 請に 求お にい よて ŋ ` 、事 仮務 理が 事 遅 を滞 選す 任る しこ なと けに れよ ばり な損 ら害 なを い生 。ず る お そ れ が あ

第 。こと)所、 の会 場長 合 ` に副 お会 い長 て又 はは 、理 裁事 判と 所の は利 、益 利が 害相 関反 係す 人る 又 事 は項 検に 察つ 官い のて 請は 求 ` に会 よ長 ŋ ` 副 特会 別長 代又 理は 人理 を事 選は 任 ` し代 な表

兼す仮はない協行裁会 職る理特い。会為判長 。事 別 止 又 代 は理 特人 別の 代選 理 任 人に の関 選す 任る に事 関件 すの る管 事 轄 件 は 協 会  $\mathcal{O}$ 主 た る 事 務 所 0) 所 在 地 を 管 轄 す る 地 方

裁

判

所

第 会 副 会 長 及 び 理 事 は 営 利 を 目 的 لح す る 4 体 0) 役 員 لح な ŋ 又 は 自 5 営 利 事 業 に 従 事 L 7 は な 6

2 いの一規事 定は す、 る放 認送 定事 放業 送及 持び 株第 会百 社 五 の 十 株二 式条 を第 保一 有項 しに て規 は定 なす らる な有 い料 。放 送 管 理 業 務 を 行 う 事 業 に 投 資

第 。役 こ員 れの を報 変 酬 更及 しび た退 と職 き金 も並 、でド 同に 様そ との す職 る員  $\mathcal{O}$ 給 与 及 てド 退 職 金  $\mathcal{O}$ 支 給  $\mathcal{O}$ 基 進 を 定  $\otimes$ れ を

第 第 規十一そ十服表十給、会い十 定三般の二務し一与又長 準 及 財 準 役 用び団則員 す一法を及 る般人定び 。財にめ職 団関 、員 法すこの 人るれ職 に法を務 関律公の すの表適 る準し切 法用なな 律一け執 れ行 平 ばを 成 な確 +ら保 八 なす 年 いる 。た 法 こめ 律 れ ` 第 兀 を役 +変 員 八 更及 号 しび た職 第 と員 兀 きの 条 も職 、務 及 び 同に 様専 第 七 と念 すす +

第 3 2 るの六へな 更 し 若送約六へ の六へ務六へ公六へし な六 。重十国し協し協た協しるを十受 務 ) 要 五 際 て 会 よ 会 者 会 く 放 し 四 信 大 そ な 条 放 前 の う は か は は 送 な 条 契 第 は 条 社 他 条 に な 条 等 は 送三放と、ら、多でけ 約六、 団の 関け の第副 は他策総の項送す第徴あ重あれ協及節協一法服協すれ協支百会 前要係大施規受と項すか送てなの受受に社及には準なはの十及 項なる臣の定信きのるじに、ら放信信つ団び関、則ら、基条び の事事は要をしも契受め限テな送料料い法一すそごなそ準に理 要項項、請適、、約信、りレいをご等て人般るの 請を、協等用そ同の料総受ビ。受 を指国会ですの様条を務信ジた信 る内と項免大すョだす 。容すに除臣るンしる にるつしのこ放、こ 変。いて認と送放と ては可の及送の はなをでびので `ら受き多受き あなける重信る らいた受放を受 か。基信送目信 U 準設に的設 に備該と備  $\Diamond$ よの当しを 総 るみしな設 務 のをない置 大 で設い受し 臣 な置も信た  $\mathcal{O}$ けしの設者 れた。備は 認 ば者第又、 可 、に百は協 を 受 前つ二ラ会 け 項い十ジと 本て六オそ な け 文は条放の の、第送放 n 規こ一へ送 ば な 定の項音の に限に声受 5 よりおそ信 な 11 りでいのに 契なて他つ 約い同のい を。じ音て れ 。響の を 締 ) を契 変 結

4 更 を 加 え な 11 で 同 時 に そ  $\mathcal{O}$ 再 放 送 を す る 放 送 は ح れ を 協 会  $\mathcal{O}$ 放 送 لح 4

第 す定のに るし文対 場て化し 合国 、、 に際伝放 は放統送 `送及区 協又び域 会は社、 の協会放 放会経送 送国済事 番際に項 組衛係へ の星る邦 編放重人 集送要の のを事生 自行項命 由うそ にこの身 配と他体 慮をの及 し要国び な請の財 けす重産 れる要の ばこ事保 なと項護 らがにに なで係係 いきるる るも事 。の項 に `

限国

八

条

るる

。義

放第総 送一 務 事項大 業の臣 者国か と際ら の放第 間送一 のを項 協外の 定国要 に放請 基送が づ事あ き業つ 基者た 幹にと 放係き 送るは 局放 ` を送こ そ局れ のをに 者用応 にいじ 係てる る行よ 中うう 継場努 国合め 際にる 放おも 送いの のてと 業、す 務必る の要 用と に認 供め する ると

こき

とは

- 5 予 第六へば め六へと が、 算第一十国な前て十放あ第で当協協 の六項七際ら項そ六送る二き該会会 承 十 の の 会 大 れ 予 条 会 条 年 第 金 十 の 条 放 な の の 条 に の 十 る 外 は は 認四委収に臣を協算 計 度七額五命 送い規研 関は条 。国 `` よ命大研変項 つず臣究更の てるはごし規 、定 又は は、 廃前 止項 しの 느 協 と定 読に みつ 替い えて る準 も用 のす とる す。 るこ  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 11 て 同 条 第 八 項 中 又 は 変 更
- 第 受 信  $\mathcal{O}$ 進 歩 発 達 を 义 る た  $\otimes$ 必 要 لح 認 8 る と き は 協 会 に 対 L 事 項 を 定
- 2 にを務る「八 行こ、 わと放 れが送 たで及 研きび 究るそ  $\mathcal{O}$   $\circ$   $\mathcal{O}$ 成 果 は 放 送 事 業  $\mathcal{O}$ 発 達 そ  $\mathcal{O}$ 他 公 共  $\mathcal{O}$ 利 益 に な る ょ う に 利 用 さ n な け れ

第 超第を六の 財え一受十費 務な項け五用 及いのて条負 び範要協第担 会囲請会一 計内及が項 でび行の し前う要 な条研請 け第究に れ一に応 ば項要じ なのすて ら命る協 な令費会 いは用が 。、は行 前う 項国国 のの際 規負放 定担送 にと又 よすは りる協 。会 玉 際 衛 星 放 送 に 要 す る 費 用 及 てド 前 条

2 玉 が 負 担 す る

 $\mathcal{O}$ 事 業 年 度 は 毎 年 兀 月 に

第

第 定  $\otimes$ る ろ に ょ ŋ 原 則 لح L て 企 会 計 原 則 に

始

ま

り

꾶

年

三

月

に

終

わ

る

ょ

る

ŧ

0

لح

す

る

第 及 び 資 金 計 画 を 作 成 L 総 務 大 臣 に 提 出 L な け れ ば な 5 な

2 約も画れ及様、 をのにばびと事 締と同な資す業 結す項ら金る計 しるのな計。画 定。を 受 理 L た لح き は れ を 検 討 L T 意 見 を 付 L 内 閣 を

。規い画 に ょ ŋ れ を 変 更 す ベ き 旨  $\mathcal{O}$ 意 見 が 付 L て あ る き は

予 、経 い七(六(六、 算第国前て総。十収十企十事 を六会項国務こ条支九業八業 す条員支提が変会、協原協一節を条令第等。定究総す、第 る第会予出前更は事会則会 こーは算し項し、業のご と項、、、のよ毎計会 に本協事そ収う事画計 よ文会業の支と業及は つのの計承予す年び、 て 規 意 画 認 算 る 度 資 総 、定見及を、との金務 定にをび受事き収計省 めよ徴資け業も支画令 るりす金な計、予一で 。 契る計け画同算 た 者 カュ 5 徴 収 す る 受 信 料  $\mathcal{O}$ 月 額 は 玉 会 が 第 項  $\mathcal{O}$ 収

支

19

金

額

が

玉

会

 $\mathcal{O}$ 

議

決

を

経

た

第 3 か 、に七、そ 七、省 添 後七、 金づ国 同臣このり七 つ協内総当関十財の協十支令協え総三十業総計い会前項のれ経当十 、会閣務該す四務他会三出で会、務箇二務務画てに項の認ら常該一 同はは大事る条諸のは条の定は内大月条報大にしよの規可の的事条 表経、制め、閣臣以告臣基たる規定を工運業 の第前は年明協の理第協限る第をは内協書はづ収承定に受事営年協 書一項、度書会提と二会等期一経、に会のいい入認にかけの及度会 類項の前経へは出区十の一間項て前、は提第て、がよかて継びのは 、の国項総、出一し支あるわこ続施開、 一規会の務毎等項た出つ収られに設始毎 般定に業大事でのも、た支ずを係のの事 認の事と予、実る建日業 可と業き算前施も設ま年 をみのは、事すの又で度 しな実、事業るにはにの たす施失業年こ限改そ収 と。並効計度とる修の支 びす画終が。の承予 き は にる及了でご工認算 資もびのきに事を、 事 金の資日る必(受事 のと金の。要国け業 後 に 調し計属こな会る計 達、画すの節のこ画 及同はる場囲承と及 れ び項、月合の認がび を 玉 返の当のに収をで資 れ に 会 済規該受お支受き金 監 に は定事信い予けな計 、に業料て算たい画 査 報 当よ年の、、前場が 委 告 員 該る度月前事事合国 L 会 な 事収の額条業業に会  $\mathcal{O}$ け 業支収と第計年おの 年予支す四画度い閉 意 れ 見 ば 度算予る項及のて会 の、算。にび事はそ 書 な 収事 ` 規資業、の を 5 添 な 支業事 定金計三他 え 11 予 計 業 す計画箇や 算画計 る画に月む `及画 受を基以を 当 該 事び及 信作づ内得 業資び 事 料成いにな のして限い 計金資 業 月、実り理 年 画計金 度 及画計 額総施 `由 びに画 は務し事に 経 資基の 、大た業よ 過

3 2 のに報務臣業 閲よ告報に年 覧るし告提度 に提な書出の 供出けをし業 しをれ受な務 な行ば理け報 けつなしれ告 れたらたば書 ばとなとなを なきいきら作 らは 。はな成 ない いいし い遅 。滯 れ に な 意 < 見 同 を 項 付  $\mathcal{O}$ す 書 لح 類 を ŧ に 各 同 事 項 務  $\mathcal{O}$ 所 監 に 査 備 委 え 員 会 て 置  $\mathcal{O}$ き 意 見 書 総 務 を

2 第 `二は そ項、 れ第第 ぞ二二 れ号十 特及条 別び第 の第一 勘三項 定項か をのら 設業第 け務三 てに項 整係ま 理るで し経の な理業 けに務 れつの ばい遂 なて行 らは以 な、外 い総の 。務目 省的 令に で支 定出 めし るて とは こな ろら にな よい n °

第 項、、臣業説 をの書項過以、等分条収 、規類の後下毎ごし第入 各定を書三「事 事に会類箇財業 務よ計を月務年 所る検受以諸度 に提査理内表の 備出院しに」財 えをのた、と産 て行検と総い目 置つ査き務う録 きたをは大 と経、臣、貸 総きてこにを借 務は国れ提作対 省、会を出成照 令遅に内しし表 で滞提閣な、、 定な出にけこ損 めくし提れれ益 る、な出ばら計 期貸けしなに算 間借れなら監書 、対ばけな査そ 一照なれい委の 般表らば。員他 の及なな 会総 閲びいら 及務 覧損。な び省 に益 会令 11 供計 計で 監定 し算 な書 査め 人る けを れ官 の書 ば報 意 類 なに 見 及 ら公 書び をこ な告 いし 添れ えら

第 七〜七〜 杳

杳 表 に 0 11 て 査 委 員 会  $\mathcal{O}$ 監 査  $\mathcal{O}$ ほ か 会 計 監 査 人 0) 監 査 を 受 け な け n ば な 5 な 11

2 第 。な十 い三 。年 法 律 第 百 三 号 第 +六 条  $\mathcal{O}$ 第 五. 項

3 二一国 の継はに監又計、 半続そよ査は士経 数的のり人監へ営 以な取、と査公委 上報締財な法認員 が酬役務る人会会 前を、諸こで計が 号受会表とな士任 にけ計にがけ法命 掲て参つでれるす げい与いきば昭る るる、てなな和 者者監監いら二 偶はと 者執が 行で 役き かな らい 公者

で又査査 あは役を るそ若す ものしる の配くこ

2 第 ゜は T 会 計 に 関 す る 報 告 を 求 8

れ

に

関

す

る

資

料

 $\mathcal{O}$ 

閲

覧

及

てド

謄

写

を

L

又

は

役

員

及

び

認

会

計

士

若

L

<

は

監

査

法

人

 $\mathcal{O}$ 

に

規

定

す

る

外

°L

のな職項のときし 執く務の調きるく 行、の報査は をこ執告を、 監れ行又す協 査をにはる会 す監関調この る査し査と子 た委不をが会 め員正拒で社

5 4 3

を項条送九計項八計計査大計項会計に七計監務協公に認計六計五計 超の 債条検の条監監委な監の若監対条監査以会認掲会監条監条監 査査員事査子し査し 査法外の会げ計査 る送会 ) 協院定会人に会実人会く人、会人人の子計る士人会人協人 会のに計の関ががは社はは会計ので業会士者をは計の会の の検よ監任す選あ、はそ、計監権そ務社法は含、監任は監 会査る査期る定るそ、のそに査限のに若の、む公査命、査 総人一報しこの正子の関人等社よし規会。認人一財 告たと職当会職すは一員りく定計一会は を監を務な社務る、 求査発を理のを報い め委見行由業行告つ る員しうが務うをで こはたにあ及た求も と、と際るびめめ、 が役きしと財必る会 で員はてき産要こ計 きの、役はのがと帳 る職遅員、状あが簿 。務滞の同況るで若 必会のむきに 要に行こる対 が報為と あ告又が るしはで とな法き きけ令る はれ若 、ばし 会なく 計らは 監な定 査い款 。に 人

第 査 規 務の 大 任 臣期 へは Ø ' 提そ 出の の選 時 任 まの で日 と以 す後 る最 。初

に

終

了

す

る

事

業

年

度

 $\mathcal{O}$ 

財

務

諸

表

に

0

い

て

0

第

七

+

兀

条

に

対

L

違

反

す

第 計一 に 0 11 て は 会 計 検 杳 院 が 検 杳 す る

2 第 第 第 5 4 3 2 第 三 八 (七 ( 第七 ( ) ) る は 職七 ( 三 2 第 倍前十放十会一十会会監重会前協会員十会業次公会十会十会 え放協券 こ債は がの放 で発送 き行設 な額備 いはの 。、建 会設 計又 検は 查 改 院修  $\mathcal{O}$ 検資 査 金 をに 経 充 たて 最る 近た のめ 事 、 業放 年 送 度債 の券 貸を 借 発 対 行 照す 表る にこ よと るが 協で 会き のる 純 財

産

額

 $\mathcal{O}$ 

21

又

。のき会 払るは 込。、 みこ発 のの行 期場済 日合み ~ にの かお放 らい送 六て債 箇は券 月 `の 以発借 内行换 にすえ そるの の放た 発送め 行債 ` 額券一 にの時 相払前 当込項 すみの るの規 額期定 の日に 発へよ 行数る 済 回 制 みに限 の分を 放け超 送てえ 債払て 券込放 をみ送 償を債 却さ券 しせを なる発 けと行 れきす ばはる な、こ ら第と

に なーが 。協協相協い回で協 事 業 年 度 末 現 在  $\mathcal{O}$ 発 行 債 券 未 償 却 額  $\mathcal{O}$ +分  $\mathcal{O}$ 

6 5 る 会会当会 のはすは 放、る、 送 放 額 第 債送を一 券債償項 の券却の 債を積規 権償立定 者却金に はすとよ `るしり 協場て放 会合積送 のにみ債 財限立券 産りてを に、な発 つ前け行 い項れし てにばた 他規なと の定らき 債すなは 権るい、 者積。毎 に立 先 金 立を ち充 自当 己す のる 債こ 権と のが 弁で 済き をる 受 け る 権 利 を 有 す

8 7 等 平 振成前前 替十各項 `国向よで次 組八一年に先 公のけう、の協の節と法定取 い律め特 の去放、つ号は集放う第る権 要の送最、の、等送。八もの 望優番大良定国ご番ご十の順 組の六の位 の社号ほは 編債ごか、 集に及、民 等関び放法 にす社送の 関る債債一 す規、券般 る定株にの 特を式関先 例準等し取 用の必特 す振要権 る替なに 。に事次 関項ぐ すにも るつの 法いと 律てす 一はる 平 、。 成政 十令 三の 年 定 法め 律る 第と 七こ 十ろ 五に 号よ ° n 以、 下会 一 社

社 法

債へ

第 一る八〜 衆過のにか各会編 をれ組のいめ内 知たの努放る基 る文ほ力送と幹 た化かを番こ放 めの、払組ろ送 、保地うのにの 定存方こ放よ放 期並向と送ら送 的びけ。をな番 行け組 うれの こば編 とな集 にら及 よなび つい放 て。送 公 に 衆 当 た  $\mathcal{O}$ 要 9 望 て を は 満 た 第 す 兀 لح 条 لح 第 ŧ に 項 文 に 化 定 水  $\otimes$ 準 る  $\mathcal{O}$ لح 向 上 ろ に に 寄 ょ

3 ににの `新放 科た送 学な番 的文組 な化を 世の有 論育す 調成る 送 査及よ をびう 番 行普に 組  $\mathcal{O}$ い及す 、にる 編 集 か役こ に つ立と `つ° 0 そよ 11 のう て 結に 第 果す 百 をる 七 公こ 表と 条  $\mathcal{O}$ L 規 な 定 け は れ 中 ば 波 な

事 よ者 放 ら 三二 業協うに協送第な協 与 ほ十放 者会に提会及百い会我全す豊か一送 にはし供はび六。はが国るか、条番第法七項の 提、なす、超条 供外ける邦短第 す国れ邦人波一 る人ば人向放項 外向な向け送の 国けらけ国を規 人国なの際行定 向際い放放うは 。送送場協 け放 番若合会 の送 放若 組しにの 送し のくお中 番く 編はけ波 組は 集邦る放 の外 に人協送 編国 当向会及 集人 たけにび に向 つ協つ超 当け て会い短 た協 は国て波 `際準放 つ会 海衛用送 て国 は際 外星すの `衛 同放る放 我星 胞送 が放 向の 国送 け放 のの の送 文 放 適番 化送 切組 `番 なの 産 組 報編 業の 道集 そ編 番及 の集 組び 他及 及放 のび び送 事 放 娯 又 情送 楽は を又 番外 紹は 組国 介外 を放 し国 有送 て放 す事 る業 我 送

組協第うす 国第けい の六れ認 放条ば識 送、なを 局第ら培 を八ない 用条い、 いか。及 てら び 国第 普 際十 及 す 放一 送条 る 又ま はで لح 協、 会第 に 国十 ょ 際三 0 7 衛条 星 ` 玉 放第 際 親 送百 を十 善 行条  $\mathcal{O}$ う 増 場第 進 合百 及 に七 75 つ十 外 い 四 玉 て条 لح 準 及  $\mathcal{O}$ 用び 経 す第 済 る百 交 。七 流 +  $\mathcal{O}$ 発 五. 条 展  $\mathcal{O}$ に

第 際一放八一規 議議議組。る 会会会審で中協審会一にる 及はは議並央会議が項し正 び委、会び放は会外、なし 国員政へに送、 際十令以国番第 審五で下際組六 議人定「放審条 会以め国送議第 の上る際及会一 委、地審び、項 員地域議協以《 は方ご会会下前 、審と「国「条 学議にと際中第 識会置い衛央六 経はくう星審項 。放議に を員のご送会お 有七とをへしい す人す置以とて る以るく下い準 。もこう用 のの。す と条つる すに及場 るおび合 。い地を て方含 一放む 国送。 際番) 放組の 送審審 等議議 一会機 とへ関 い以と う下し って ) 地、 に方国 係審内 る議基 国会幹

5 4 3 2 °る 者 で 験 委 も あ 0 て 当 該 者上 Ø ' 地 う国 方 ち際 審 議 か審 会 ら議 、会 に 係 経は 営 委 る 第 委員 員十 項 会人 に の以 規 同上 定 意を す をも 得つ る 地 てて 、組 域 に 会織 長す 住 所 がる 委。 を

6 7 会八へめ 八へつ と 会けに 有 嘱 に十放ら前十広て第す協にの応第す地す中中地放と送十放定第す国 つ四送れ項三告は六る会あ放じ六る方る央央方送いに二送は五るに い条番るの条放国条とはつ送て条も審。審審審番う係条番、条よ対 送内第き、て番審第の議 は第の合定協の基二は第は組議二の会 、七編には会禁幹項、二国にす項うの 適条集お、は止放の地項際係るへち委 用、等い放、ご送規方に放る事前か員 の定審規送も項条らは 放に議定等のは第、、 送よ会すに、、六会学 番りにる係地中項長識 組協諮地る方央にが経 に会問域同審審お委験 係にし向条議議い嘱を る対なけ第会会てす有 もしけの三にに準るす のてれ放項ああ用 、意ば送につつす 国見な番規ててる 際をら組定はは場 審述なのす第国合 議べい編る二内を 。集も項基含 及のに幹む び及規放。 放び定送第 送国すに八 に際る係項 関放地るに す送域第お る等向六い 計のけ条て 画放の第同 を送放三じ 定番送項。 め組番にご `に組規の 又係に定規 はる係す定 こもるるに れのももよ をとののり 変す、及協 更る国び会 。際全の L 審国諮 ょ う 議向問

8 会る にこ あと つが てで はき 国る 際事 放項 送は 等 ` の中 放央 送審 番議 組会 に及 係び る地 も方 の審 と議 す会 るに 。あ

2 第 組場規 し第にて送他 な十関、番人 い二す著組の 条る作編営 `通者集業 第則又上に 十等は必関 四の営要す 条適業でる 、用者あ広 第一のつ告 氏ての 名 `放 又か送 はつを 名、し 称他て 等人は をのな 放営ら 送業な すにい る関。 こす とる を広 妨告 げの るた もめ のに です はる なも いの 。で な 11 لح 認

第 九 +五. 条 第 項 第 九 + 八 条 第 百 条 及 び 第 百 九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は

協

第 八へのい 合 、そ八へ十 、八へ し第臣、、力を 休項臣用 備九 た百が遅そに十協止第はを協の節 一五第滞のよ二会及六、委会譲 と条九な放る時はび号前託は渡雑 `中十く送場間、廃又項し、等則 「「三、を合以総止はの、総の 当第条そ休は上務一第認そ務制 三可の大限 項を他臣 第しいの 一よか認 号うな可

のとるを

業す方受

務る法け

をとにな

行きよけ

うはるれ

場、かば

合両を、

に議問放

つ院わ送

いのず設

て同、備

は意この

`を れ 全

こ得を部

のな他又

限け人は

りれの一

でば支部

なな配を

いらに譲

。な属渡

いさし 。せ、

たる賃

だこ貸

しとし

`が`

協で担

会き保

がなに

第い供

第 にけ あれ つば て、 はそ **`**の 二基 十幹 四放 時 送 間局 以若 上し ~ < 休は 止そ すの る放 こ送 との が業 で務 きを な廃 い止 。し た、 だ又 しは

3 2 第 百 + 三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ **1**) 報 告 を す ベ き

該百第の止、一大 届条一旨しこ協臣 出の項をたの会の 一規の総と限国認 と定認務きり際可 あに定大はで衛を るよを臣、な星受 のる受に前い放け は業け届項。送な 「務たけの 当の協出認 該廃会な可 認止のけを 可の放れ受 一届送ばけ と出のなた 読を業ら場 み受務な合 替けにい又 えたつ。は てしい `とて 同あ第 条る一 のの項 規はの 定 「廃 を第止 適八の 用十認 す六可 る条を 。第し 一た 項場 の合 廃に 止つ

2 第 1111 てて はは 協別 会に の法 残 律 余で 財定 産め はる

玉

に

帰

属

す

第 は第八す園おつ `二条る 適項ま通 用、で則 し第、等 な九第の い十十適 。八二用 条条~ 第 ` 一第 項十 第条 百 ` 条第 `九 第十 百三

六 条

条第

第一

一項

項第

及六

び号

第一

百イ

七か

条ら

かハ

らま

第で

百に

九係

条る

ま部

で分

は

い 合 そ八へのに八へ て総を学の十放規限十放 協十解認て総を協不の十放条総そ十放 は務除園放九送定る八送第会七散可は務除会可放六送第務の五送 、大きは送条のは。条番四が条)を、大きは抗送条の二大運条設第 第臣、、を休、)組章解 百が遅そ十学止学、第の散協 五第滞の二園及園第五編放し会 条九な放時はびに九条集送たの 中十く送間、廃つ十か等大場解 「三、を以総止い五らに学合散 第条そ休上務一て条第関学にに 百第の止休大 条一旨し止臣 の項をたすの 規の総とる認 定認務きこ可 に定大はとを よを臣、が受 る受に前でけ 業け届項きな 務たけのなけ の学出認いれ 廃園な可。ば 止のけをた ` の放れ受だそ 届送ばけしの 出のなた、基 を業ら場不幹 受務な合可放 けにい又抗送 たつ。は力局 ' \ 第に若 とて 百よし あ第 十るく 三場は る一 の項 条合そ はの のはの 規、放 \_ 廃 第止 定こ送 八の にのの 十 認 よ限業 九可 りり務 条を 報でを 第し 告な廃 一た をい止 す。し 項場 の合 ベ 廃に き 又

止っ

第

該 届 出 لح あ る 0 は 当 該 認 可  $\sqsubseteq$ لح 読 4 替 え て 同 条  $\mathcal{O}$ 規 定 を 適 用 す る

2 第

めたの ら前十広認 第れ項条告可 基にはは禁し 送て送人 `番の 著組営 作編業 者集に 又上関 は必す 営要る 業で広 者あ告 のつの 氏て放 名 `送 又かを はつし 名、て 称他は 等人な をのら 放営な 送業い すに る関 こす とる を広 妨告 げの るた もめ のに です はる なも

第 2 一に九へ 。的 な 普 及 及 てド 健 全 な 発 達 を 义 る た  $\otimes$ 基 幹 放

送

普

及

計

画

を

定

X

れ

NO 。で

な

V

لح

認

。総の放基は以 一総送 す者 基基十基 務他送幹、下放定務又協るに基幹づ一幹 大の用放放こ送の省は会た対幹放き条放第五るの 放を 臣事割送送の対区令内のめし放送必 送一章場規学送し は情当普系号象域で外放の確送普要総普節 合定園のた 、を可及にに地へ定放送指保を及な務及 前勘能計よお域以め送、針す国計措大計通幹お、、止と 項案周画りいご下るの学そる民画置臣画則放い放他 のし波は放てと「基区園のこににをは) 事て数、送同の放幹分の他と最は講、 情定、第をじ放送放、放基に大、ず基 のめ放二す。送対送中送幹よ限次る幹 変る送十るご系象の波又放りににも放 。に条この (地区放は送、普掲の送 関第と数同域分送その基及げとの すーの (一)ご、の計幹さるす計 る項で衛のとと超他画放せ事る画 技、き星放いの短の的送る項 術第る基送う同波放なにたを の二放幹番。一放送普よめ定 発項送放組での送の及るのめ 放、区及表指る 送テ分び現針も 番レ、健の、の 組ビ国全自基と のジ内な由幹す 放ヨ放発が放る 送ン送達で送 を放、をきを 同送国図るす 時そ際るだる にの放たけこ 受他送め多と 信の、のくが で放中基ので き送継本者き るの国的にる こ種際事よ機 と類放項つ会 がに送 てを 相よ、 享で 当る協 有き と区会 さる 認分国 れだ めそ際 るけ らの衛 よ多 うく れ他星 るの放 にの

達第番送の 及一組及放 び号のび送 需及数移を 要び)動同 の第の受時 動五目信に 向項標用行 地う 上こ 基と 幹の 放で 送き にる 係基 る幹 放放 送送 対 局 象の 地 総 域体 にを あい つう て。

4 る そ幹 動 に ょ V) 必 要 が あ る 上 認 8 る لح き は 、に 基 地 規 斡 域定 放 のす 送 自る 普 然 事 及 的項 経、 計 画 済 電 を 的波 変 社 法 更 会第 す 的五 る 文 条 化第 لح 的四 が 諸項 で 事の き 情 基

第 5 い九一 ら十基総 れ二幹務 る条放大 基 送臣 幹特のは 放定受 ` 送地信基 局上に幹 の基係放 免幹る送 許放事普 を送業及 受事者計 け業の画 た者責を 者及務定 をびし 除基 く幹 又 。放 は ) 送 は局 更 、提 L そ供 た の事 لح 基業 き 幹者 は 放( 遅 送電 局波 を法 な 用の い規 て定 行に れ わよ を れり 公 る衛 示 基星 L 幹基 な 放幹 け 送 放 れ に送 ば 係の な る業 6 放務 な 送に 11 対用

第に 第二お 一 節 い て 認幹当 定放該 等送基 事 幹 業放 者 送 が あ ま ね < 受 信 で き る ょ う に 努 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

三二一に基九へ つ幹十認 除の く規 。定 しに はよ ` ŋ 次当 に該 掲 基 げ幹 る放 要送 件の の業 い務 ずに れ用 にい もら 該れ 当る す特 る定

除が可 くあ能 。るで 以こあ 下とる

基

幹

放

送

設

備

لح

VI

う

が

第

百

+

こ地

と上

あ ハロイが対 一 妨象当条当当当い放三定 すにる事い他行総用維用大許放 こげに者認事う省らすらの受の め項と令れるれ認け業 らにすでるにる定よ務 れ照る定電足基をうを るら者め気り幹受と行 場しがる通る放けすお 合て次技信経送なるう と基の術設理局け者と し幹い基備的設れ又す て放ず準へ基備ばはる 総送れに基礎をな受者 務にに適幹及確らけへ 省よも合放び保なた電 令る該す送技すい者波 で表当る局術る 定現しこ設的こ めのなと備能と る自い。を力が 場由こ 合がと はで。 きた こるだ のだし 限け ` り多当 でく該 なの業 い者務 。にに よ係 つる て放 享送 有の さ種 れ類 る ` こ放 と送

五. とる対 が者し 基がて 幹あ支 放る配 送者関 普に係 及対を 計し有 画てす に支る 適配者 合 関 す係 るを こ有 とす そる の場 他合 放に 送お

のけ

普る

及そ

及の

び者

健

全

な

発

達

 $\mathcal{O}$ 

た

 $\otimes$ 

に

適

切

で

お

ニハロイう と当るそ 表い、る 者人ホ者 をが 除次 くの 。イ ∪ カッ のら いル ずま れで にっ も衛 該星 当 基 し幹 な放 い送 こ又 とは 。移 動 受 信 用 地 上 基 幹 放 送  $\mathcal{O}$ 業 務 を 行

のる法議法外外日す該このイイ基げ地該第該該该て送条ご イ五者人決人国国本る業と認又に幹ら域業一業業業、局 か分を又権又の政の場務。定は掲放れそ務項務務務総の基 らの通はのは法府国合をを口げ送なのをのにをに務免幹 ハーじ団五団人又籍に行 で上間でのではそ有つう にを接あ一あ団のしてと 掲占につ以つ体代なはす

で に 掲 げ る 者 が 業 務 を 執 行 す る 役 員 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は れ 5  $\mathcal{O}$ 者 が そ 決 掲

(1) 権 げ の げめ占て上て るるめ、を、 者 もら(1)占イ のれにめか へる掲るら ニ議げもハ に決るのま 該権者 当のに す割よ る合り 場と直 合し接 をてに 除総占 く務め 。省ら <sup>)</sup> 令れ でる 定議 め決 る権 割の 合割 と合 をと 合こ 計れ しら たの 割者 合に がよ そり  $\mathcal{O}$  (2) 議に

2 三二一 し ` な次第場又係務 総団 前ル を一務体一項 年す 消 希を基基氏けの一合は一 を (2) b 執の省のの第法をる電し電第二第受こ 望受幹幹名れ事項に団の すけ放放又ば項のお体法 行法令議者四人経無波を波百年百けの(1) す人で決及号又過線法受法三を三る法に るた送送はな及認けの人 放者のの名らび定る役又 る又定権び口はし局第け第十経条こ律掲 常はめの当及団なに二、七一過第と又げ 送の業種称な当を当員は 対氏務類及い該受該の団 勤団る数該び体い係十そ十条し一がはる び。衛け一総体 象名に の体割の一ハで者る七の五のな項な電者 地又用 住 星よの数の 役の合当ののあ 同条取条規い又く波に 法の消第定者はな法よ 域はい 所 基う法に役 員代を該者支つ 名ら 並 幹と人占員 の表超法と配て 第十し一に 第つにり 放す又めで 地権え人株関、 二五の項よ 百た規直 称れ び に 送るはる他 位をる又式係そ る 十第日又り 四日定接 基 の者団割の を有場はのとの 法 七一かは登 条かすに 幹 業は体合法 兼す合団所は役 条項ら第録 へらる占 人 務、とが人 ねるに体有、員 第二罪め 放 に の又二七の 送 に総当五又 る役おの関次が 十は年十取 五年をら あ 三第を六消 号を犯れ 局 0 係務該分は 場員け議係のへ に 合又る決そ各か 第二経条し を経しる て る省他の団 0 は 人令の一体 には当権の号ら 一項過第を 除過て議 11 工で法以の お常該の他のヌ 項へし四受 くし罰決 。な金権 て そ 衛定人上業 け勤一総のいま の第な項け ~ い以の 星め又三務 るのの数総ずで 開三いへ、 電  $\mathcal{O}$ 波 代 のるは分を 当役者に務れの 設号者第そ の者上割 法 軌と団の執 該員と占省かい 計を 四の 規 の合 表 0 者 道こ体一行 一が当め令にず 画除 号 取 定 刑が 規  $\mathcal{O}$ 又ろと未す の他該るで該れ のく を消 に に総 認 定 氏 はにの満る 法の法割定当か 除し 処 務 ょ 定) に 名 位よ関の役 人法人合めすに くの ŋ せ省 。 日 ょ 置り係範員 又人又がるる該 OOO認 ら令 **ン**が る 囲の は又は十特関当 取 規 定 れで `定 免 を次 内地 団は団分別係す 消定 のら  $\mathcal{O}$ 規二 そめ 許 記の で位 体団体ののをる しに 取 を 載事 総を と体の一関い者 をよ 定年 消 のる 当の関以係うで 受り にを し項 務兼 執割 L 。あ け 省ね 該代係上に け移 よ経 を 行合 たへ `動 三あ ょ 申衛 令る 他表 る り過 受 を以 う そ受 基し 請星 で者 の権 分る Ł け 終上 لح 書基 定の 法を の者 0 の信 幹な わで す ーが め数 取用 そ りあ を幹 人有 放い `る る 総放 るの 又す 未有 消地 送者  $\mathcal{O}$ 者 務送 割当 はる 満す し上 局 取 又 法

のる

範 法

囲人

内又

では

の基

日幹

か 放

ら送

二を

 $\mathcal{O}$ 

免

許

 $\mathcal{O}$ 

取

消

L

 $\mathcal{O}$ 

日

か

は人

そ又

のは

執団

行 体

団 役

体員

と又

のは

関業

合該

を他

超の

え法

る人

大に

臣あ

につ

提て

出は

又

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

免

3 2 第 6 5 4 三二一に九 (認の上 上除 八七六五 九 、七六五四三二一軌 十業 道認総係十指定公基前基く第前 五務放基放電基認認又定務基放電る四定の示幹項幹。一項基放業基 条の送幹送波幹定定は証大幹送波人条事申の放の放ご項の幹送務幹 開事放対法放をの位に臣放対法工 項請期送期送のの申放事開放 認始項送象の送受年置はは送象の衛前及に間に間の申認請送項始送 定及 に地規のけ月ン、、に地規星条び資とおは業請定書の のに 基び 係域定種た日を次前係域定の第認す同い、務はへに業 予関 に類者及記の条る 幹休 に軌一定る一て一に、協は務 る 定し よ道項証事の使月係総会、に 放止 周 ょ のび載事第周 期希 り又のご項期用をる務又事用 送の 波 n 氏認し項一波 日望 事 届 数 基 名定なへ項数 基は認 を間す下も大は業い す 併しるらの臣学計ら 業出 斡 又のけ衛の 幹位定 る 者) 放 放置は せと周なにが園画れ は番れ星認 周 送)、 名号ば基定 送 行し波い限公の書る 波 う、数範る示基、電 な幹を

 $\mathcal{O}$ 称 業 ら放し 務 な送た いにと に 。あき 用 つは 11 て、 ら は認 れ 、定 る 次 証 基 のを 幹 事 交 放 項付 送 局 及す びる  $\mathcal{O}$ 当 免 該 許 衛 を 受 星 基 け た 幹 者 放  $\mathcal{O}$ 送 氏  $\mathcal{O}$ 業 名 又 務 は に 名 係 称 る 人

は

第

九

+

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

認

定

を

受

け

た

لح

き

は

遅

滞

な く

そ

0

業

務

 $\mathcal{O}$ 

開

始

 $\mathcal{O}$ 

期

幹基使 放幹用 送放す の送る 種局周 類に波 及係数 びるご 放電と 送波に 対法定 象第め 地六る 域条期 そ第間 の七つ 他項地

工

衛

星

 $\mathcal{O}$ 

。務 届 休をけ 止一出 期箇な 間月け を以れ 変上ば 更休な す止ら るすな とるい きと 、は

間

を

総

務

大

臣

に

届

け

出

な

とて ) は

に `

そ電

の波

更法

新の

を規

受定

けに

なよ

第 く 、は九へき ける九へけ 日 号総、認こ、十放は総れ当十認れ基を 更ら送大 。務一 に項 用の い認 ら定 れは る、 基五 もき 幹年 放ご 同、 送と 局( 様 認 の地 と定 免上 す基 る幹 許基 。放 の幹 有 放 送 効 送 事 業 期の 間業 者 と務 は 同の そ 一認 の定  $\mathcal{O}$ 期に 休 間あ 止 ごつ 期

2 務放一基失の条 項幹う業第 第放 四送 号 又 には 滴 移 合 動 し受 て信 い用 な地 い上 と基 認幹 め放 る送 場の 合業 を務 除の き認 `定 そに のつ 更い 新て を前 し項 なの け更 れ新 ばの な申 ら請 なが いあ  $^{\circ}$   $^{\circ}$ た لح

大送

3

一各

第

2 臣事 の業 許者 可は を、 受 第 該ば書 け九 当なの な十 け三 すら総 るな務 れ条 とい省 ば第 。令 な三 で ら項 な第 定 い七 8 る た又 軽 微 だは し第 な `八 変 更 総号 に 務に 該 省 掲 当 令げ す でる 定事 る 変 め項 更 るを を 軽 変 L 微更 た なし と 変よ き 更う にと は つす いる 遅 てと 滞 な はき

。号

き

は

認

定

基

幹

放

送

事

業

者

 $\mathcal{O}$ 

申

請

に

ょ

り

第

九

+

兀

条

第

\_\_

項

位幹星該

置放の衛

に送軌星

つの道基

い業若幹

て務し放

変にく送

更用はの

のい位業

許ら置務

可れ及に

若るび用

し基周い

く幹波ら

は放数れ

当送をる

該局そ基

衛のの幹

星免免放

。若該るよ し衛人り く星工 は基衛当

場つ上の務基許許送

継前合い基放に移幹を状局衛に務そ定のあ七送、務ば該六定ば幹総 二にて幹送用動放受にの星掲大の基限ら条事第大`地条のな放務 号お指放区い受送け記免基げ臣旨幹りか 項九臣そ上 にい定送域ら信にた載許幹るはを放でじ認等十はの基第新なの臣 準てのの及れ用係者すを放事、総送なめ定の三、効幹九ンい業に ず当変業びる地るがべ受送項次務事い、基変条衛力放十 る該更務周基上周当きけをのの大業。総幹更第星を送三 も移をに波幹基波該基た行指各臣者 の動受用数放幹数衛幹者う定号には と受けいを送放に星放以場をの届、 し信たらそ局送つ基送外合変いけ前 て用とれののをい幹局のに更ず出項 総地きる免免行て放の者あすれなた 務上又基許許う指送免がつるかけだ 省基は幹状を場定に許当て。にれし 令幹第放に受合の係を該は で放九送記けに変る受衛 定送十局載たあ更人け星電 めに一のす者つを工た基波 る係条免べ以て受衛と幹法 とる第許き外はけ星き放の き放四を基の、たの又送規 送項受幹者電と軌はに定 対のけ放が波き道当係に 象規た送当法 地定者局該の 域にがの移規 によ当免動定 つり該許受に い総移を信よ て務動受用り 変大受け地、 更臣信た上当 がが用と基該 あ基地き幹移 つ幹上若放動 た放基し送受 と送幹くに信 き普放は係用 。及送当る地 計に該放上 画係移送基 をる動対幹 変周受象放 更波信地送 し数用域の たに地内業

て事 相に 続つ 人い はて 、相 遅 続 滞が なあ くつ 、た そと のき 事は 実 ` をそ 証の す相 る続 書 人 面は を、 添認 え定 て基 、幹 そ放 の送 旨事 を業 総者 務の 大 地 臣位 にを 届承

第 。よと基 りき幹 当は放 該 `送 事当事 業該業 を事者 承業た 継をる し譲法 たり人 法受が 人け合 はた併 `者若 総又し 務はく

4 3 (に百(う百百(出九) は併 れ 人特送定承 大合は け継九 。一条業し十認第、又電る前の定局の継電臣併分認出す十 務、九定九当は波基項地地を適し波の後割定なる八 認の訂条証十該事法幹の上上譲用た法認存へ基け。条 の三地業第放規基基渡が法第可続基幹れこ 定基止を認訂条上の二送定幹幹人あ人二を寸幹放ばの認 基幹 ) 受定正第基譲十局に放放のるは十受る放送な場定 け基一中幹渡条のよ送送地場、条け法送事ら合基 項放に第免りの局上合総第て人の業なに幹 の送係五許受業の基に務四認若業者いお放 規のる項のけ務免幹お大項定し務が。い送 定業地の有たの許放い臣前基くを基 は務上規効も用人送ての段幹は行幹 、に基定期のにがの、認の放合う放 第つ幹に間と供地業特可規送併事送 二い放よのみす上務定を定事に業の 項て送り残なる基の地受の業よを業 及のの合存さ業幹用上け適者り承務 び第業併期れ務放に基た用の設継を 第九務後間たを送供幹とが地立さ行 三十に存と認行のす放きあ位させう 項三用続同定お業る送はるをれる事 の条いす一のう務業局、場承たも業 認第らるの有とを務の当合継法のを 可一れ法期効す行を免該にす人に譲 に項る人間期るう行許業おる若限渡 準の特若と間場事お人務いこしるし 用認定しすは合業うがにてとく。、 す定地くる、にをと当係、がは)又 。当お譲す該る分で分をは 該け渡る基認割き割し認 認るし場幹定にるにた定 定当、合放をよ に該そに送受り 係譲のお局け地 る受譲けをた上 地人渡る譲も基 上に人当渡の幹 基つが該しと放 幹い当譲、み送 放て該渡譲なの 送も基人受す業 の、幹に人。務 業 同 放 つ が 同 を 務様送い当項行 にと局て該後う 用すを、基段事 いる譲又幹の業 ら。受は放規を

6 5 るは上は 。、基合 そ幹併 の放に 効送よ 力局り をの設 失免立 う許さ 。人れ のた 地法 位人 を又 承は 継譲 し受 た人 とが き合

第 な幹 け放 れ送 ば事 な業 ら者 なは V) ' 。認 定 証 に 記 載 L た 事 項 に 変 更 を 生 U た لح き は そ  $\mathcal{O}$ 認 定 証 を 総 務 大 臣 に

第第 認定廃正 幹 放 放送 送事 事業 業者 者は が、 基そ 幹の 放業 送務 のを 業廃 務止 をす 廃る 止と しき たは ٤ ` きそ はの 〉旨 第を 九 総 十務 三大 条臣 第に 一届 項け の出 認な 定け はれ 、ば そな のら 効な カい を。

定の条定 の 認 取定第の 消証九返 しを十納 等返三 )納条 し第 な一 け項 れの ば認 な定 らが なそ いの 効 力 を 失 0 た لح き は 認 定 基 幹 放 送 事 業 者 で あ 0 た 者 は 筃 月

以

内

失

提

証

第 送六 の号 業へ 務ト にを 用除 いく ら。 n るに 基掲 幹げ 放る 送 要 局 件 のに 免該 許当 がし そな

第 届の百、五四三二一が百が、なのい百 で四で当つ前効こ三 又定条知衛第第不正き条き該た項力と条 る認場のをと 。総。定合規失な総 基に定つつ務 務 幹おにたた大 大 臣 放いかとと臣 送てかききは は 事 ` わは ` ` 業同ら、又認 定 者号ずそは定 のホ、の認基 基 認に総認定幹 幹 放 定該務定基放 送 の当大を幹送 事 有す臣取放事 業 効るはり送業 期こ、消事者 者 間と認さ業が が のと定な者第 次  $\mathcal{O}$ 残な基けが九 存つ幹れ行十 各 묶 期た放ばう三 間状送な地条  $\mathcal{O}$ 内況事ら上第 11 ず にそ業な基一 限の者い幹項 れ カン り他が。放第 、の第 に 該 期事九 当 間情十 す をを三 る 定勘条 لح め案第 き てしー そて項 は の必第 そ 認要六  $\mathcal{O}$ 定が号 認 をあホ 取るに 定 りと該 を 取 消認当 ŋ さめす 消 なるる す いとこ こきと とはと

) 星百九正当る 基七十なな 幹十三手理 放四条段由 送条第にが 又の一よな は規項りい 移定第、の 動に四第に 受よ号九 信るに十基 用命揭三幹 地令げ条放 上にる第送 基従要一の 幹わ件項業 放なにの務 送い該認を のと当定引 業きし又き 。なは続 い第き こ九六 と十月 と七以 な条上 つ第休 た一止 と項し きのた 許と 可き を 受 け た と き

務 に 用 1 6 れ る 基 幹 放 送 局 0 免 許 が そ 0 効 力 を 失 0 た と き

第 出規五通 はに 若定臣 は消第 命し百 令若条 にしの 係く規 るは定 業第に 務百よ に七る 用十業 い四務 ら条の れの廃 る規止 基定の 幹に届 放よ出 送るを 局業 受 の務け 免のた 許停と を止き 受の、 け命又 た令は 者を第 にし百 通た三 知と条 すき第 るは一 も、項 のそ若 とのし す旨く るをは 。当 前 該 条

第 るじが事けか一幹放二消る務 とめそ業れ、人放送款し認大 き公の者ば教以送等 は衆者はな養下事の業しのは 、がに、ら番「業放務く取、 そ知有国な組国者送 のる益内い又内は番 。は基、組 教幹テの 育放レ編 番送ビ集 組等ジ等 並一ョ) びとン にい放 報う送 道。に 番じよ 組のる 及放国 び送内 娯番基 楽組幹 番の放 組編送 を集及 設にび け当内 `た外 放つ基 送て幹 番は放 組 `送 の特へ 相別内 互な外 の事放 間業送 の計で 調画あ 和にる をよ基 保る幹 つも放

百なの容確 よの送百へ 七らもをで基うをを六国 条なのあ、幹に除い条内 いでら内放しくう 基 前。あか容送なほ。基幹第取よ総 内こ適基 容と切幹 ががで放 学であ送 校きり等 教る `の 育よ組教 にう織育 関に的番 すしか組 るなつの 法け継編 令れ続集 のば的及 定なでび めらあ放 るなる送 教いよに 育。う当 課こにた 程のすつ の場るて 基合とは 準にと、 におもそ 準いにの 拠て 、放 す、そ送 る当のの よ該放対 う番送象 に組のと しが計す な学画る け校及者 れ向びが ばけ内明

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

を

受

け

る

テ

V

ピ

ジ

彐

ン

放

送

を

行

う

基

幹

放

送

事

業

者

に

対

す

る

第

六

条

 $\mathcal{O}$ 規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

並組 三 びの項 に種中 放別「 送の及 番基び 組準放 の一送 種と番 別、組 及同の び条編 放第集 送五に 番項関 組及す のびる 種第基 別六本 ご項計 と中画  $\mathcal{O}$   $\neg$   $\Box$ 放次と 送のあ 時各る 間号の しには と掲っ すげ ` るる放 。事 送 項番 一 組 との あ編 る集 のに は関 一す

第 定でを放供る放送を発放のげび、 締送給広送にす生送放る放同 結事に告事おるし事送事送条 し業関を業けよ、業一項番第 なそ放 られ送 なが等 いあを 。る行 場う 合に に当 はた ` ŋ そ、 の暴 発 風 生 を豪 予雨 防 し洪 `水 又 ` は地 そ震 Ø ` 被大 害規 を模 軽な 減 火 す事 るそ たの め他

第 第 て者す含者るう又者 ははるめは広にはは な、協て、告し発、 ら特定は学のな生国 な定のな校制けす内 いの制ら向限れる基 。者限なけ)ばお幹 かしいの 。教 5  $\mathcal{O}$ 育 4 番 放 組 送  $\mathcal{O}$ 番 放 送 組 を  $\mathcal{O}$ 供 行 給 う 場 を 受 合 け に る は そ لح لح  $\mathcal{O}$ な 放 る 送 条 番 項 組 を に 含 学 む 校 放 教 送 育 番  $\mathcal{O}$ 組 妨 げ  $\mathcal{O}$ に 供

第 基 幹 放 送 事 業 者 は 基 幹 放 送 設 備 を 総 務 省 令 で 定  $\otimes$ る 技 術 基 準 に 適 合 す る ょ う に 維 持 L な け れ

第 2 らで百へ定幹百二一ば百へに百へる百へにに百へ次る用 設れ務特な定十重め放十 前な十設関十放と九学役よ八災の基に 備ば省定いめ三大る送二基基項ら一備す条送認条校立る条害各本つ °る条事技局条幹幹のな条のる 番め 向つ災 の号計い 故術等 放放技い 維協基組ら基け放害基場に画て の認の基設特送送術。認持定幹のれ幹放送が幹合掲及は が定報準備定設設基 生基告に一地備備準 ) 適と上をのは 合い基用損、 すう幹い壊こ る。放て又れ よご送行はに うを事わ故よ に前業れ障り 維条者るに次 持第は基よに し一、幹り掲 な項自放、げ けの己送基る れ総のの幹事 ば務地品放項 な省上質送が ら令基がの確 なで幹適業保 い定放正務さ 。め送でにれ るのあ著る 技業るしも 術務よいの 基にう支と 準用に障し 及いすをて びるる及定 第電こぼめ 百気とさら 。なれ 二通 十信 いな 一設 よけ 条備 うれ 第一 にば 一以 すな 項下 るら Ø -こな 総特 とい 務定 省地 令上 で基

のな令地 改らで上 ŧ 善な定基 命いめ幹 。る放 も送 じ幹 の事 た放 が業 と送 生者 き事 じは は業 た `者 と特 そは き定 Ø ' は地 旨 基 `上 を幹 そ基 そ放 の幹 の送 旨 放 理 設 を送 由備 そ局 又に の等 は起 理 設 原因 由備 因す 又に とる は起 と放 原因 も送 にの 因す とる `停 と放 遅止 も送 滞そ にの なの `停 く他 遅止 **`**の 滞そ 総重 なの 務大 く他 大な ` Ø 臣事 総重 に故 務大 報で 大な 告あ 臣事 しつ に故 なて 報で け総 告あ れ務 しつ ば省 なて な令

令

給

な

第 送基 事 幹 業放 者送 に設 対備 しが `第 当百 該十 技一 術条 基 第 進 一 に項 適の 合総 す務 る省 よ令 うで に定 当め 該る 基技 幹術 放基 送準 設に 備適 を合 改し 善て すい ベな きい こと と認

特基送 定準局 地に等 上適設 基合備 幹しが 放て第 送い百 局な十 等い一 設と条 備認第 をめ一 改る項 善との すき総 べは務 き、省 こ特令 と定で を地定 命上め ず基る る幹技 こ放術 と送基 が事準 で業又 き者は るに第 。対 百 `十 当一 該 条

第 2 項る定送大放認条に準の大るき条 の。地事臣送定 関に総臣こは 上業は設基総す適務はと、総 基者、備幹務る合省、が認務 幹に第を放大報す令特で定大 放対百設送臣告るで定き基臣 送し十置事は及よ定地る幹は 局、二す業、びうめ上。放、 等特条る者第検にる基 設定、場に百査当技幹 備地第所対十一該術放 を上百にし一 設基十立 、条 置幹三ち基第 す放条入幹一 る送第り放項 場局二、送、 所等項当設第 に設及該備百 立備び基の十 ちの前幹状三 入状条放沉条 り況第送そ第 、そ二設の一 当の項備他項 該他のを必及 特必規検要び 定要定査な前 地なのさ事条 上事施せ項第 基項行るの一 幹のにこ報項 放報必と告の 送告要がを規 局をなで求定 等求限きめの 設め度る、施 備、に。又行 を又お はに そ必 検はい 査そて の要 さの` 職な せ職特 員 限 る員定 に度 、に こに地 と、上 当お

4 3 規 定 に ょ り <u>\( \) \( \) \( \) \( \)</u> 入 検 査 を す る 検 職 査 員  $\mathcal{O}$ は 限 そ は  $\mathcal{O}$ 身 犯 分 罪 を 捜 示 す 査  $\mathcal{O}$ 証 た 明 書  $\emptyset$ に を 認 撨  $\otimes$ 帯 6 し れ た 関 係 ŧ  $\mathcal{O}$ 人 لح に 解 提 釈 示 L l T な け は な れ 5 ば な な 5 11

第 一、一け条つしこ商百一なが当基 該い百一技第 をめ百 又次たにてたれ品十外第い前で該幹総基て十設術一総命る十 当九当は項場おは第に取六国一。二き特放務幹、五備基項務ずと四 該十該記に合い、九準引条人項 基三基録おにて電十ず所等及 幹条幹すいお「波三るを金のび 放第放るてい外法条もい融取第 送一送こって国第第のう商得二 事項事と欠 、人五一と 。品し項 業第業を格そ等条項し第取たの 者六者拒事の一第第て百引株規 が号がむ由請と一六総二所式定 地ニ衛こ」求い項号務十へのに 上に星ととにう第イ省五金取よ 基定基がい応。一か令条融扱る 幹め幹でうずご号らで第商い立 放る放き。るかかハ定一品)入 送事送る)こららまめ項取 。にとそ第でる及引 該にの三に株び法 当よ氏号掲式第一 すり名まげを百昭 る次及でる発六和 このびに者行十二 と各住掲又し一十 と号所げはて条三 なにをる同い第年 る掲株者号る一法 とげ主又ホ会項律 きる名は(2)社に第 は場簿同にでお二 、合に条掲あい十 その記第げるて五 の区載四る基同号 氏分し項者幹じつ 名に、第一放。第 及応又三特送一二 びじは号定事に条 住 、記口地業上第 所当録に上者場十 を該す掲基はさ六 株各るげ幹、れ項 主号こる放そてに 名にと者送のい規 簿定の。事株る定 にめ請以業式株す 記る求下者を式る 載事をこに取又金 し由受のあ得は融

を由又 行 は う 移 認 動 定 受 基 信 幹 用 放 地 送 上 事 基 業 幹 者 放 で 送 あ を る 行 場 う 合 認 定 第 基 九 幹 + 放 三 送 条 事 業 第 者 項 で 第 あ 六 る 号 場 = 合 又

は 基 定 幹め 放る 送事 事由 業 が 特 定 地 上 基 放 送 事 業 者 で あ る 場 合 電 波 法 第 五. 条 第 兀 項 第 号 又 は 第 三 号 に 定 8

は法株、う

、と式又ち

5 3 な とのな決る法 権がす有よ項 同しへは外 け第なうる権こ第第を有るすり第前項で欠記国前る れーるちとをと五一有すこる、六二の総格録人項事当ホ 該認条義第ば項株同き有に条項するとこ株号項規務事す等の由該に 務三なの式号はすよ第及る株とと主ホの定省由るが基 星証基等節ら基以に、るり四びこ式なと名(1)規に令にこ有幹 な幹外定特こ、項第とのるし簿に定よで該とす放 基い放のめ定と株第二とうとたに掲にり定当とる送 幹。送株る外と主三項なちき場記げよ株めすし株事 放た事式事国し名号のる同は合載るり主るるた式業 送だ業を由株た簿イ規株号、にさ者株名方こ場の者 局し者有に主場にに定式ホ特株れに主簿法と合すは `はす該、合記掲に以に定式 `よ名ににとにべ ` 供そ、る当株に載げよ外定外会又り簿記従な欠て社 事の総株す主株さるりのめ国社は同に載いら格に債 業割務主る名式れ者株株る株で記号記し記な事つ等 者合省をこ簿会、に主式事主あ録ホ載、載い由い振 が令いとに社又よ名を由へるさ②し又しよにて替 総でうと記ではり簿有に株地れに、は、う該社法 。な載あ記同にす該主上て掲又記又に当債第 省めごらさる録号記る当名基いげは録は当す等百 令るはなれ特さ口載株す簿幹るる記す記該る振五 、い、定れにし主るに放同者録る録株こ替十 定こ当よ又地て掲、をこ記送号をすこす式と法一 めろ該うは上いげ又いと載をホ通るとるのと第条 るに株に記基るるはうとさ行(2)じこをこーな百第 割よ式総録幹同者記。なれうにてと拒と部る五一 合りに務さ放号を録ごら、認掲間をむがにと十項 、つ省れ送口通すはな又定げ接拒こで限き二又 達外い令て事にじる `いは基るにむときつは条は し国てでい業掲てこ当よ記幹者占こがるて、第第 な人の定る者げ間と該う録放がめとで株株同一八 い等議め同がる接を株にさ送有らがき式主項項項 とが決る号同者に拒式総れ事すれでる以名ののの 。外簿規規規 きそ権とイ号が占むに務て業るるき はのをこ及に有めこつ省い者株議る のに定定定 、議有ろび定すらとい令るが式決場 株記ににに こ決しに口めるれがてで同同の権合 式載かよよ の権なよにる株るでの定号号すのを をしかりる い、わ株通 限にいり掲事式議き議めホホベ割除 り占 。議げ由の決る決る(1)にて合き う又ら主知 でめ 決るにす権場権と及定にが、 。はず名に 権者該べの合をこびめつ増第 ) 記、簿係 なる い割 を が 当 て 割 を 有 ろ (2) る い 加 九 に録特にる 。合 有有すに合除しにに事てす十 つす定記株 を すするつがきなよ掲由議る三 いる外載主 るるこい増、いりげに決こ条 て方国しの 公

衛 定 基に幹) 幹記放 放載送 送さ局 のれ提 業た供 務同事 に条業 係第者 る三は 人項 ` 工第認 衛三定 星号基 のか幹 軌ら放 道第送 又 六 事 は号業 位ま者 置でか をにら 含 掲 むげ当 。る該 次事認 項項定 に

基 お衛幹 い星放 て基送 一幹事 認放業 定送者 証にに 記係係 載るる 事場第 項合九 一に十 とあ四 いつ条 うて第

は二百つ

`項十提

当の七供

こ株とて加電。議る該権と第

決者当をに一

と式と議す波

告

L

) 。業事由放 者業が送 か者な局 らはけ設 認、れ備 定認ばの 証定 、提 記基こ供 載幹れに 事放を関 項送拒す に事んる 従業で契 わ者は約 な以なへ い外ら以 放のな下 送者い「 局か。放 設ら 送 備放 局 設 供送 備 給局 契 設 供 約備 給 の供 契 申給 約 込 契 み約 لح をの 1 受 申 う け込 たみ とを  $\mathcal{O}$ き受 申 はけ 込 、た 4 こと を れき を、 け 承 又 た

第 実 供 施す 前る に役

2 るいい二変務送務十会供基総(十役し認基き) 。るず十更に局省九計し幹務以八務て定幹はに とれ条命関設令条整て放大下条のは基放、従 理は送臣「提な幹送正つ めに総ごる等定基等な局に放基供ら放局当た 収しめ幹)ら提届送幹条な送提な基 な供け局放件い事供理幹 い事出設送 。業な備局 者け供提 はれ給供 `ば役事 前な務業 項ら一者 のなとは 規いい、 定。う基 にこ。幹 よれ一放 りをの送 届変料局 け更金設 出しそ備 たよのを 提う他認 供との定 条す総基 件る務幹 以と省放 外き令送 のもで事 提、定業 供同め者 条様るの 件と提基 にす供幹 よる条放 。件 送 り 放 をの 送 定業 局 め務 ` Ø 設 そ用 備 供 のに 給

役

務

を

第 認か 令す備で 支とる放 のいと送 状うこ局 況。ろ提 そ)に供 のをよ事 他基り業 総幹 `者 務放基で 省送幹あ 令の放つ で業送て 定務局認 めの設定 る用備基 事に又幹 項供は放 をす特送 公る定事 表業地業 し務上者 なに基又 け関幹は れす放特 ばる送定 な会局地 ら計等上 なを設基 い整備幹 。理 (放 し次送 `条事 及第業 び四者 こ号を れに兼 におね 基いる づても きっの 当基は 該幹 `

第 ニーきての百 (業放総百 (提 、務百 ( 諾は と 。 認 る該務 と当大 きす臣 はるは 、た、 当め基 該 `幹 基当放 幹該送 放提局 送供提 局条供 提件事 供に業 事よ者 業るが 者放第 に送百 対 局 十 し設八 `備条 当供第 。めの対 該給一 ら提し 提役項 れ供不 供務の ての当 条の規 い停な 件提定 な业差 を供に い並別 変がよ こび的 更基り とに取 す幹届 。基 扱 べ放け 幹い き送出 放を このた 送す と業提 を務供 局る 提も 命の条 供の ず運件 事で る営が 業あ こを次 者る と阻の 及こ が害各 びと でし号

二設る放 十備こ送基認定放放 一のと局幹定基送送 条維と設放基幹局局 持 し 備 送 幹 放 設 設 基一た供局放送備備 場給提送事供供 合役供事業給給 の務事業者契役 条に業者の約務 件関者に責のの にすで不任締料 比るあ当に結金 し料つな関及が て金て義すび特 不そ認務る解定 利の定を事除の な他基課項、認 もの幹すが放定 の提放る適送基 で供送も正局幹 あ条事のか設放 る件業でつ備送 こが者あ明供事 と基又る確給業 。幹はこに役者 放特と定務に 送 定 局 地 設 上 備基 等 幹 を放 自送 己事 の業 基者 幹を 放兼 送ね のる 業も 務の のが 用提 に供 供す する

第 放 送 局 提 供 事 業 者 は 基 幹 放 送 局 設 備 を 総 務 省 令 で 定 8 る 技 術 基 進 に 適 合 す る ょ う に 維 持

前け

第 一記分し第し百へ い 入送百へすい百へれ務百へ二一 な 。前り局二設べと二設ば省二重 項、設十備き認十備な令十大基基項れ の当備四にこめ三のらで二事幹幹のば 規該の条関とる条改な定条故放放技な 善いめ の送送術ら に幹況総る命き総命。る基報局局基な も幹告設設準い の放し 備備は が送 をの、 生局 用損こ じ提 い壊れ た供 て又に と事 行はよ き業 わ故り は者 れ障次 、は るにに そ ` 基よ掲 の基 幹りげ 放、る 旨 幹 を放 送基事 そ送 の幹項 の局 品放が 理 設 質送確 由備 が局保 又に 適のさ は起 正運れ 原因 で用る 因す あにも とる る著の と放 よしと も送 ういし にの に支て `停 す障定 るをめ 遅止 滞そ こ及ら なの とぼれ 。さな く他 **`**の なけ 総重 いれ よば 務大 うな 大な 臣事 にら に故 すな 報で るい 告あ しつ

なて

け総

改い

善な

第 すをと る提放 。供送 事 局 業設 者備 にが 対第 し百 当十 該一 技 条 術第 基一 準 項 にの 適 総 合 務 す省 る令 よで う定 にめ 当る 該 技 基術 幹基 放準 送に 局適 設 合 備し をて

第

2 定基状 よ放そ務報ずは務令 り送の大告る、大) 立局他臣及こ基臣 入設必はびと幹は 検備要、検が放、 査をな前査で送基 を検事三づき局幹 す
査
項
条 るさのの 職せ報規 員る告定 はこをの 、と求施 そがめ行 ので、に 身き又必 分るは要 。そな を の限 示 す 職度 証 員に 明 にお ` V) 書 当て を 該 ` 携 基基 帯 幹幹 放放 関 送送 係 局局 設 提 人 に 備供 提 を事 示 設業 L 置者 な すに け る対 場し れ ば 所 ` に基 な 5 立幹 な ち放

3 は 犯 罪 捜 査  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ に 認 8 5 れ た ŧ  $\mathcal{O}$ と 解 釈 L 7 は な 5 な

第

録に、三て二外第 第当る当す応又号い十国一 二該場該るじはまる五人項 、記で会条等の 幹と当録に社の規 は放電放を該す掲で金取定 第送波送拒各るげあ融得に 三 局 法 局 む 号 こ る る 商 し よ 号提第提こにと者基品たる に供五供と定の又幹取株立 定事条事がめ請は放引式入 め業第業でる求同送所の検 る者一者き事を条局に取査 事が項がる由受第提上扱の 由地第衛。にけ四供場い権 該た項事さ)限 当場第業れ す合三者で るに号はい こおロ、る といにそ株 とて掲の式 な、げ株又 るそる式は との者をこ き請を取れ は求い得に 、にうし準 そ応。たず のずご外る 氏るか国も 名こら人の 及とそ等と びにのへし 住よ氏電て 所り名波総 を次及法務 株のび第省 主各住五令 名号所条で 簿にを第定 に掲株一め 記げ主項る 載る名第株 し場簿一式 合に号を 又の記か発 は区載ら行

号基合基こ 上四星 基号基 幹に幹 放定放 送め送 をる又 す事は る由移 動 無 受 線 局 信  $\mathcal{O}$ 用 免 地 許 上 を 基 受 幹 け 放 た 送 者 を で す あ る る 無 場 線 合 局 0 電 免 波 許 法 を 受 第 Ŧī. け 条 た 第 者 兀 で

るののニーーて 。はは十と項、第 「「五あに同百 第地条る規条十 百上第の定第六 二基一はす二条 十幹項「る項第 五放及社外中二 条送び債国「項 第を同等人前、 一す条振等項第 項る第替」」四 一無二法とと項 と線項第、あ及 、局に百「るび 「のお五欠の第 外免い十格は五 国許て二事「項 人を準条由第の 等受用第一百規 」けすーと二定 とたる項あ十は あ基第一る五、 る幹百との条基 の放十、は第幹 は送六同「一放 「局条条第項送 同提第第百一局 項供二四二と提 に事項項十、供 規業中五「事 定者と「条外業 す」、第第国者 ると「一一人に 外 、特項項等つ 国同定及各しい 人条地び号とて 等第上第にあ準 一五基二定る用 と項幹項めのす 読中放しるはる み「送と事」。 替第事あ由第こ え一業る「百の る項者のと二場 もししは、十合 のとと「「五に とああ第同条お

するる百項第い

第

ニーる百 (定 四三二一務 るの気百 ( 登総場二登め前大前一規通二一 録務登前合十録る項業一総氏臣項般模信十般 の大録条を七の書の務般務名にの放等設六放第六 拒 臣 年 第 除 条 実 類 申 区 放 省 又 提 登 送 か 備 条 送 一 章 否は月二き 施を請域送令は出録にらを の節 ので名しをつみ用一業 一 業定称な受いてい般務登般 務め及けけて受て放の録放 にるびれよは信行送登等送 用一住ばう、者わの録 い般所なとこのれ業) ら放並らすの利る務 れ送びなる限益ラを るのにい者り及ジ行 電種法。はでびオお 、な放放う 総い送送と 務。のそす 省 健のる 令 全他者 で なのは 発一 ` 定  $\aleph$ 達般総 る に放務 لح 及送大 ぼの臣 ろ す種の に 影類登 響、録 ょ ŋ が一を 比般受 次 較放け に 的送な 掲 少のけ げ な業れ る い務ば もにな 事 項 の用ら を といな しらい 記 てれ。 載 総るた l た 務電だ 申 省気し 請 令通 ` 書 で信有 を

気 類 人 に あ 0 て は ` そ  $\mathcal{O}$ 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

付に しは ない け第 れ百 ば二 な十 ら八 な条 い第 通 뭉 信 カン 設 備 6 第  $\mathcal{O}$ 五. 概 묶

第 3 ○、日項、総○添書 事項条 項を第 \_ \_ 般項 放の 送 登 事 録 業の 者申 登 請 録が 簿あ につ 登た 録 場 し合 なに けお れい ばて なは 5 ' な次 い条  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 規 定 に ょ n 登 録 を 拒 否 す

ま

で

に

該

当

L

な

11

لح

を

約

す

る

書

面

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

総

務

省

令

で

前及各次務 項び号に大 の登に掲臣 規録掲げは 定番げる、 に号る事前 ょ る 登

録 を L た لح き は 遅 滞 な そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 申 請 者 に 通 知 L な け n ば な

5

な

11

定設線

め備電

載は二 は二るははは 第年罪、そ、 百ををその第 四経犯の添百 条過し登付二 へして録書十 第な罰を類六 五い金拒の条 号者以否う第 上しち二 のなに項 刑け重の にれ要申 処ばな請 せな事書 らら項を れなに提 `いつ出 そ。いし てた 虚者 偽が の次 記の 載各 が号 あの りい 、ず 若れ しか くに は該 重当 要す なる 事と 項き Ø '

第

 $\mathcal{O}$ 執 行 を 終 わ ŋ 又 は そ  $\mathcal{O}$ 執 行 を 受 け る لح

を 除 <  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 認 定  $\mathcal{O}$ 取 消 L を 受 け そ  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ H カコ 6

者省行のらは登 令す役二第録 でる員年七の 定にがを十取 め足前経六消 るり各過条し 技る号し第を 術技のな四受 基術いい項け 準的ず者へ、 第そ 四の 号 取 を消 除し くの 。 日 **ン**か のら 規二 定年 にを よ経 り過 基し 幹な 放い 送 者 局  $\mathcal{O}$ 免 許  $\mathcal{O}$ 取

消

に能れ 適力か 合をに す有該 るし当 一なす 般いる 放者者 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

送  $\mathcal{O}$ 業 務 に 用 11 5 れ る 雷 気 通 信 設 備

2 第 。業き登及い六の団そ七一し第たにい書総 休務は録びて条業体の十条な一日規る若務 止を、一休利第務で取五のい項か定とし大 期一遅般止用一をあ消条規者又らすきく臣 間月滞放ので項適つし第定 を以な送届きの確ての一に 変上く事出な総に、日項よ 更休、業ごい務遂そか又り す止そ者 るすのへ とる業第 きと務百 もきの二 、は開十 同、始六 様登の条 と録期第 す一日一 る般を項 。放総の 送務登 事大録 業臣を 者に受 は届け 、けた そ出者 のなを 休けい 止れう 期ば。 間な以 をら下 総な同 務いじ 大。。。 臣 に は 届 け 同 H 項 な  $\mathcal{O}$ 

第 臣 般 の放 変 送 更事 登業 録 者 をは 受 ` け第 な百 け二 れ十 ば六 な条 ら第 な二 い項 。第 た二 だ号 しか ` 6 総第 務四 省 号 令ま でで 定に め掲 るげ 軽る 微事 な項 変を 更変 に更 つし いよ てう はと 、す

。は

総

務

省

令

で

定

 $\otimes$ 

る

لح

ろ

に

ょ

*(*)

変

更

に

係

る

事

項

を

記

載

L

た

申

請

書

2

次「場をこる百へれ 録百へ 七六五 四三 登の第合第総前のと三変ば一を二業権 し ニ が 録 各 百 に 百 務 項 限 き 十 更 な 般 受 十 務 原 第 一 法 を 電 第 年 第 な こ が 当 十 一号二お二大のりは条登ら放け九のに百般人受波百を百くの欠該八 般へ十い十臣変で、録な送た条開基三放又け法三経三な法け申条 放第六て六に更な総登ごいのと 始づ十送は、第十過条つ律て請 送三条、条提登い務録 事号第第出録。大一 業を二百三しを 者除項二項な受 はくの十、けけ 、。申七第れよ 第一請条百ばう 百一書第二なと 二とを一十らす 十読提項七なる 六み出中条い者 条替し「及 第えた次び 二る者に第 項もが掲百 第の次げ二 一とのる十 号す各事八 にる号項条 ° - - 0 とと規 ああ定 るるは 00' はは第  $\neg$   $\neg$   $\neg$ 変 変 項 更更の 登に変 録係更 にる登 係事録 る項に 申しつ 請とい 書、て を第準 提百用 出二す し十る た八。 者条こ が中の

掲

げ

る

事

項

に

変

更

が

あ

0

た

と

き

又

は

第

項

た

だ

L

書

登

を

け

四三二一こ百へなの と三登ら総 。総しの定 務一届め 出る が軽 あ微 つな た変 場更 合に に該 は当 、す 総る 務変 大 更 臣を はし 、た 遅と 滞き なは < ` `遅 当 滞 該な 登く 録 をそ 変の 更旨 すを る総 も務 の大 と臣 すに る届 け 出 な け n ば

第 大 臣 は 登 録 \_\_ 般 放 送 事 業 者 が 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 11 ず れ か に 該 当 す る لح き は そ  $\mathcal{O}$ 登 録 を 取 n 消 す

消る般十手理る 認送条にが め事第よな ら業一りい れ者号第の るが、百に と第第二 き百二十一 。七号六般 十 ` 条 放 四第第送 条四一の の号項業 規又の務 定は登を に第録引 よ五又き る号は続 命の前き 令い条一 にず第年 違れ一以 反か項上 しにの休 た該変止 場当更し 合す登た にる録と おにをき い至受。 てつけ たた ーとと 般きき 放

送

 $\mathcal{O}$ 

受

信

者

 $\mathcal{O}$ 

利

第 ら省三一に三登を 。定条送登条抹す一二ななき条取。令 めの録 る一業の総ごと放八段由 と般務取務 こ放の消大 ろ送届し臣 にの出をは よ業ごし、 た第 と百 き三 は十 `五 当条 該第 登一 録 項 一若 般し 放く 送は 事第 業二 者項  $\mathcal{O}$ 登規 録 定 をに 抹よ 消る し届 な出 けが れあ ばつ なた らと なき V) , 。又 は 前 条  $\mathcal{O}$ 規

第 五四三二一な務百へ定百へ り務 、を 次 行 にお 掲う げと に るす あ 0 事る T 項者 は をへ 記 第 そ 載百 しニ  $\mathcal{O}$ 代 た十 表 書六 者 類条  $\mathcal{O}$ を第 氏 添一 名 え項 ての 、登 そ録 のを 旨 受 をけ 総る 務べ 大き 臣者 にを 届除 けく 出 なし けは

け規他区放省又 れ定総域送令は ので名 業定称 務め及 にるび 用一住 い般所 ら放並 れ送び るのに 電種法 気 類 人

通 信 設 備  $\mathcal{O}$ 概 要

ばに務 なよ省 らる令 な届で い出定 。をめ たしる だた事 し者項

法業業、百人届 人務の合三承け前 若を全併十継出項そ業一総氏な令十般よ十録阻登第不正が十録な務 し行部若四~なのの務般務名いで三放る二の害録百正当で一のい省 くうをし条 は事譲く 合業りは一 併を受分般 に承け割放 よ継たへ送 りす者一事 設べ又般業 立きは放者 さ相相送が れ続続の一 ゛は た人人業般 法を (務放 総、 人定相を送 務同 若め続行の 省項 した人う業 令 各 くとが事務 で号 はき二業を 定に 分は人の行 め掲 割、以全う るげ にそ上部事 軽る 微事 よのあを業 り者る承の な項 当。場継全 事を 該以合さ部 項変 事下にせを に更 業こおる譲 つし ののいも渡 いよ 全項てのし てう 部に、に、 はと 、す をおそ限又 承いのるは こる 継て全。一 のと し同員ご般 限き たじのが放 りは 法。協あ送 で、 人一議つ事 なそ は、にた業 いの 。旨 、合よと者 当併りきに 該後一はつ 総 一 存 般 `い 務 般続放当て 大 放す送該相 臣 送るの事続 に

れ `

ば総

。業譲地 のり位 全受を 部け承 をた継 承者す 継又る しは。 た相た 法続だ 人人し が ` ` 第合当 百併該 二後一 十 存 般 八続放 条す送 第る事 一法業 号 人 者 か若が らし登 第く録 五は一 号 合 般 ま併放 でに送 のよ事 いり業 ず設者 れ立で かさあ にれる 該た場 当法合 す人に る若お としい きくて はは、 `分当 こ割該 のに事 限よ業

元 に定百 なの百 二 一 基百 に け百 、ら りりの事 よーれ三業当な前で当全業 る般ば十務該い項な該部者 九に電技八の総重七事般よ般の適六の第場放な五の登。のい事をの 。般の更合よ 放届すにり 送出るお一 事でもい般 のて放 `送 کے す当事 る該業 。一者 般の 放地 送 位 事を 業承 者 継 がし 登た 録者 一は 般、 放遅 送 滞 事な 業く 者、 でそ あの る旨 とを き総 は務 `大 総臣 務に 大届 臣け は出 、な 遅け 滞れ なば くな

2 第 業つ者 務てた はる 、法 破人 業 産が 者 は 管合 財併 人以 ) 外 般 はの 放 `事 送 遅 由  $\mathcal{O}$ 滞に 業 なよ 務 くり を `解 廃 そ散 止 のし L 旨た た をと لح 総き き 務は は 大 ` 臣そ 遅 にの 滞 届清 な < け算 出人 そ なへ け解  $\mathcal{O}$ れ散 旨 ばが を な破 総 ら産 務 な手 大 い続 臣 。開 に 始 届  $\mathcal{O}$ け 決 出 定 な

第 いれ持送 らにし事 れよな業 るりけ者 電次れは 気にば、 通掲な第 信げら百 設るな二 備事い十 の項。六 条 第 \_\_-項  $\mathcal{O}$ 登 録 に 係 る 電 気 通 信 設 備 を 総 務 省 令 で 定 8 る 技 術

2 にとに、に般 。用こ維放 損が 壊確 又 保 はさ 故れ 障る にも よの りと ` L 一て 般定 放め 送ら のれ 業な 務け にれ 著ば しな いら 支な 障い を。 及 ぼ さ

用 11 5 れ る 電 気 通 信 設 備 を 用 11 7 行 わ n る 般 放 送  $\mathcal{O}$ 品 質 が 適 正 で あ る ょ Š に す る

第 善大な の送に送術す 持節に事な 止をの定 告あ般 しつ放 なて送 け総事 れ務業 ば省者 な令は らで、 な定第 いめ百 。る二 专十 の六 が条 生第 じー た項 との き登 は録 、に そ係 のる 旨電 を気 そ通 の信 理 設 由備 又に は起 原因 因す とる と放 も送 にの `停 遅止 滞そ

第

三設当め三設く他三重 な 前準三設 十備該る十備、の十大一い一項に十備 条関気術条改務大条故放う放技合条維二合送ら条廃録こ規 総る信準総命臣事登報のすの基る登 あ業い一等変場に 務報設に務令に故録告業る業準よ録 大告備適大ご報で一ご務こ務はう一 臣及を合臣 はび改しは `検善て ` 前査すい第 三一べな百 きい二 こと十 と認六 をめ条 命る第 ずと一 るき項 こはの と `登 が登録 で録に き一係 る般る 。放電 送 気 事 通 業信 者設 に備 対が し第 、百 当 三 該十 技六 術条 基第 進 一 に項 適の 合総 す務 る省 よ令

うで

条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 に 必 要 な 限 度 に お 1 て 登 録 般 放 送 事 業 者 に 対 第 百

設 六 前備条 項を第 の設一 規置項 定すの にる登 よ場録 り所に 立に係 入立る 検ち電 查入気 をり通 す、信 る当設 職該備 員電の は気状 `通 況 そ信そ の設の 身備他 分を必 を検要 示査な すさ事 証せ項 明るの 書こ報 をと告 携がを 帯で求 しきめ `る 。又 関 係 は そ 人 に  $\mathcal{O}$ 提 職 示 員 L に な 当 け 該 れ ば 電 気 な 5 通 な 信

3 2 権 限 は 犯 罪 捜 査  $\mathcal{O}$ た め に 認  $\otimes$ 5 れ た Ł  $\mathcal{O}$ لح 解 釈 L て は な 5 な 11

第 利送 変務 なるを同業お百へ い つ四電務て四改第る国第益の指更の前いす除じ務い四受第 。べき 。区て十信一 て、、域有条障項 の当の内線 害の 地該受に電登区規 上受信地気録域定 基信の上通一にに 幹の障基信般およ 放障害幹設放ける 送害が放備送る立 をが発送を事再入 受発生(用業放検 信生しテい者送査 ししてレてでしの 、ていビテあ そいるジレつ のる区ョビて す区域ンジ 、 べ域が放ョ市 てにあ送ン町 のおるに放村 放いと限送の 送てきるを区 番、は。行域 組基、以うを に幹正下者勘 変放当こと案 更送なのしし を普理条てて 加及由、総総 え計が第務務 な画あ百大省 いにる四臣令 でよ場十がで 同り合二指定 時放と条定め に送し及する 再がてびる区 放さ総第者域 送れ務百はの をる省四、全 しべ令十当部 なきで四該又 けも定条登は れのめに録大 ばとるおに部 なさ場い係分 られ合てるに

3 2 一指必方のす提送と件定 定要公規る供事すにに にな共定たの業るつよ 関措団はめみ者といり し置体、ににはきて指 必がは第必つ、も契定 要講、一要い第、約を なぜ指項なて一同約受 事ら定の措契項様款け 項れ再規置約のとをた はる放定をを規す定者 、よ送に講締定るめへ 。、以 そ下  $\mathcal{O}$ 実 指 施定 前再 に放 `送 総事 務業 大 者 臣「 にと 届い けう 出° なし けは れ ` ば同 な項 らの な規 い定 ° 12 当よ 該る 契 再 約放 約送 款の を役

5 4 総う事よず結に 務配業るるすよ 省慮者地よるる 令すが上うこ再 でる一基努と放 定も般幹めが送 めの放放なで及 ると送送けきび °すののれる当 る業再ばよ該 。務放なう再 に送ら前放 用にな項送 いついの以 るい。提外 有て 供の 線は 条 放 件送 気 適 をを 通用 定併 めせ るて こ行 備い  $\emptyset$ とう そと のき 他は Ø ` 受 当 信該 者 再 の放

電

信し

設な

設

置

が

円

滑

に

行

わ

6

第 第 に百へ業し百へ れ い十気のい十善一た及十を役定し提項 て二通方る一命項めび一確務再よ供の は条信法と条令のに地条保の放う条規 紛を認 指有争改め総 定線処善る務 再電理すと大 放気委べき臣 送通員きはは 事信会こ、、 業設にと指前 者備よを定条 にをる命再第 限用あず放一 るいつる送項 。てせこ事の ` テんと業規 がレ及が者定 、ビびでにに 地ジ仲き対よ 上ョ裁るしる 基ンご。、再 当 放 幹放 放送 該送 送の 再の の業 放業 業務 送務 務を  $\mathcal{O}$ を行 役 運 行う 務営 う 一 のが 基般 提適 幹放 供正 放送 条を 送 事 件欠 事業 のく 業者 変た 者( 更め に登 そ受 の信 対 録 レー 他者 、般 当の そ放 該利 の送 再 益 地事 放を 送阻 上業 基者 の害

41

同一、信定当信入受 条項同事の事紛れ信 第の条業申者争たし 一規第法請が処にて 項定六第を第理もす のに項百し三委かる 一よ中五た項員か再 般る「十後の会わ放 放仲第四は規へら送 送裁三条、定以ずに 事の十第こに下、係 業申五二のよ「当る 者請条項限る紛該第 が 一 第 か り 仲 争 基 十 同と一らで裁処幹一 法あ項第なの理放条 第る若六い申委送の 百のし項。請員事同 を会業意 しっ者へ 、とが以 又い協下 はう議こ 当。にの 該一応節 一にじに 般対ずお 放し `い 送、又て 事あは単 業つ協に 者せ議「 がんが同 第を調意 百申わし 四請なと 十すいい 四るとう 条こき。 第とは) 一が 、に 項で当つ のき事い 規る者て 定。は協

が し で業の百つ百つて りが としはに にた、議幹 四はくま 十 `はで 四「第の 条放二規 第送項定 一法のは 項第申、 の百立前 規四て項 定十、の に二同あ よ条条つ る第第せ 裁三三ん 定項項に のののつ 申規規い 請定定て しにに準 とよよ用 読るるす み仲裁る 替裁定。 えののこ る申申の も請請場 のを又合

た規 だ定 しに 同る 項協 の議 一が 般 調 放わ 送な 事い 業と 者き がは 第 ` 百 当 四 事 十者 四の 条 双 第方 一は 項 、 の紛 規争 定処 に理 よ委 る員 裁会 定に の対 申し 請、 を仲 し裁 たを 後申 は請 、す こる のこ 限と

第 54 条のれ又信。。の 委ばは事 前任な第業 条一ら三法 な項第 いの百 。規 五 定十 に五 よ条 り第 紛二 争項 処か 理ら 委第 員 四 会 項 にま 対で しの て規 す定 るは あ ` つ前 せ項 んの 又 仲 は裁 仲に 裁つ OV. 申て 請準 は用 、す 総る 務 大

第 に 規 定 す る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カコ あ 0 せ W 及 U 仲 裁  $\mathcal{O}$ 手 続 に 関 L 必 要 な 事 項 は 政 令 で 定  $\Diamond$ る

総が同あ総、総き者地四裁四政し第電でで第す、次お電よだ電を放 務 再 意 る 務 相 務 る が 上 十 定 十 令 な 一 気 な き 一 る 又 条 い 気 る し 気 申 送 大放を場大当大。協基四)三へけ項通いる項。は第て通裁、通しを 臣送す合臣の臣た議幹条 はのべをは期はだに放 、業き除、間、し応送第 第務旨き前を前、じを百 一をの、項指項当ず受四 項行裁当の定の事、信十 のう定該基し規者又し二 裁こに同幹て定がはて条 定とお意放、に同協す第 をがいを送意よ条議る一 しでてす事見る第が再項 よきはべ業書裁三調放の うる、き者を定項わ送一 と区第旨が提ののなに般 す域一のそ出申規い係放 る及項裁のす請定とる送 とびの定地るがにき同事 き当申を上機あよは意業 は該請す基会つる、に者 、再をる幹をた仲当つが 紛放しも放与と裁該い、 争送たの送えきの一て地 処の者とのなは申般協上 理実がす再け、請放議基 委施再る放れそを送を幹 。送ばのし事申放 にな旨た業し送 係らを後者入の るな当ははれ業 同い該、、た務 意。申こ総にを 請の務も行 に限大かう 係り臣か基 るでのわ幹 基な裁ら放 幹い定ず送 放。を、事 申当業 送 請該者 事 業 す基に 者 る幹対 に こ放し と送 ` 通 が事そ 知

2

員の放 会方送 に法を 諮をす 問定る しめこ ななと を けけが L れれで な ばばき 11 ななる らら地 なな上 に いい基 0 幹 き 放 正 当 送 な そ 理  $\mathcal{O}$ 由

ح

لح

臣

を

経

由

L

7 6 にを よし りた 当と 事き 者は に ` 通遅 知滞 さな れく た とそ きの は旨 、を 当 当 該事 裁者 定に の通 定知 めし るな とけ これ ろば にな よら りな `\\ 当 事 者 間

第 し百へ い そ告 てよ の八 さ置三じ百へ協 前のを総、る総協条総れさ項。四有議第総 項他求務国処務力第務てれ、一十線が四務 ののめ大土分大を一大いて同は五電調項大 規物、臣交を臣求項臣るい法、条気つの臣 定件又は通行はめには有る第そ 通た裁は にをは、大お、る規、線有九の一信も定、 よ検そ第臣う第こ定前電線十設般設のが第 り査の一はと一とす項気電一置放備と前一 立さ職項、す項がるの通気条に送のみ項項 入せ員の総るので道規信通第関事使なのの 検るに規務と規き路定設信二し業用す規裁 、定大き定る管の備設項必者)。定定 。理違を備に要へ 者反用又おと有 をにいはいさ線 い係て所てれ電 うる一有準る気 。有般者用道通 一線放等す路信 そ電送のる法設 の気を承場へ備 他通し諾合昭を の信てをを和用 関設は得含二い 係備ななむ十て 行のらい °七一 政設なでご年般 機置い他の法放 関の。人許律送 の可第の 土そ百業 地の八務 若他十を し法号行 く令づう はに第者 電基三に 柱づ十限 そく二る の処条。 他分第第 のを一四

工受項項

作け若に

物なしお

にいくい

設ではて

置設第同

に

2 及状 び況 そ等 のに 他つ のい 関て 係 ` 者道 か路 ら管 資 理 料者 Ø\_ 提道 供路 そ法 の第 他十

3

5 4 査こ をと一の臣はに すが般施に、違 るで放行対あ反 職き送にしらす 員る事必 `かる は。業要当じ行 者な該め為 の限道、で 営度路そあ 業に法のつ 所おの旨て `い違を道 事て反国路 務、に土法 所一関交の そ般す通違 の放る大反 他送意臣に の事見に係 事業を通る 業者述知も 場にべすの に対るるに 立しこもつ ち、とのい 入そがとて りのです第 、業きる百 。七 設務る 。こ十 備の `状 の四 帳 況 場 条 簿に 合の ` 関 に規 書し

そ  $\mathcal{O}$ 身 分 を 示 す 証 明 書 を 携 帯 ŧ  $\mathcal{O}$ と 解 関 釈 係 L 人 7 に 提 は な 示 L 5 な な 11 け れ ば な 5 な

6 第 た四届第 送た規 つら事立 い第業入 て八者検 は条に査 `ま対の 適です権 用 `る限 し第放は な十送、 い条番犯 。及組罪 びの捜 第編査 十集の 二等た 条にめ の関に 規す認 定るめ は適ら `用れ 第一た 百 三 + 三 条 第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 を

がる百つ 一で受四有 はき信十料第一十出四 、なに七基七般六を項 放

基い関条幹章放条しの 幹よし 放う料有送有事第一定 送に金料契料業五般に をしを放約放者条放よ 契て支送約送にか送る 約行払へ款 のわう契の 対れ者約届 象るにに出 と放よよ・ す送つり公 るをて、表 有い受そ等 料う信のご 放。さ放 送以れ送 (下るを 以同こ受 下じと信 「。をす 有一目る 料を的こ 基行とと 幹うしの 放放、で 送送当き 一事該る と業受受 い者信信 う一設設 。以備備 一下にを の「よ設 役有ら置 務料なし を放け 国送れ当 内事ば該 受業受受 信者信信 者」す設 へとる備 有いこに

料うとよ

類報

お定

いに

該一以放 供示定放よ放放料)と ンな省放休対放ンおと役内役約放供に かこ務受務約送す国 なろを信を款契る内 けに提者提を約場に れよ供に供変約合設 ばりす対す更款に置 な、るしるし」はす ら公有有有よと `る な表料料料うい当受 いす放基放とう該信 。る送幹送す。有設 と事放事るご料備 と業送業とを基に も者の者き定幹よ には役はもめ放り 、、、送有 国第を前同その料 内一提項様の役放 に項供のと実務送 あのし規す施にの る規て定る前関役 。にす務 `るの 総料提 務金供 大そを 臣の受 に他け 届のる け提契 出供約 な条を け件締 れに結 ばつす ないる らて者 な契を い約い 。約う 当 款

2 3 件周は条送す条提掲で幹に幹幹有 、、務 営定はに 業になよ 所よらり そりな届 の届いけ 他け 出 の出 た 事た 有 業有 料 所料 基 に基 幹 お幹 放 い放 送 て送 契 公 契 約 衆 約 約 の約 款 見款 以 外 やを す、  $\mathcal{O}$ 

第 業る 務理 の由 提が 供な をけ 拒れ んば で は国 な内 らに な設 い置 。す る 受 信 設 備 に ょ ŋ そ  $\mathcal{O}$ 有 料 放 送 を

受

信

第 け令送廃し送 れで事止そ事 ば定業にの業 なめ者関有者 らるはす料は なと、る放、 いこ有周送正 。ろ料知の当 に放一役な よ送 りの 、役 当 務 該を 休 提 止供 又す はる 廃業 止 務 しの よ全 う部 と又 すは る一 有 部 料を 放休 送止 のし 玉 内又 受は 信廃 者止 にし 対よ

第 。よ供へ条条をき九放と八のに令基件基基」じ業 りに以 、関下有の知、 当す「料説さ総有務者有義しめ送り送送基にの 該る有放明せ務料のに料務てるの国の契幹提間 有契料送 料約放事 放の送業 送締事者 の結業及 役又者び 務は等有 にそり料 関のと放 す媒い送 る介うの 料、。役 金取一務 そ次はの のぎ、提 他若有供 のし料に 提く放関 供は送す 条代のる 件理役契 のを務約 概しのの 要よ提締 にう供結 つとをの いす受媒 てるけ介 `とよ そきう取 のはと次 `すぎ 者 に総る又 説務者は 明省と代 し令有理 なで料を け定放業 れめ送と ばるのし なと役て

第 第 よ百へな含る百へらこ務行百へそす百へし百へい総 提 り五有けむ業五苦なろのう五提のる四有よ四役よ務有供有有以下送 設 十 料 れ 。務 十 情 い に 提 者 十 供 旨 と 十 料 う 十 務 う 省 料 条 料 料 下 同 事 置二放ば第の一等 さ条送な百方条の 管ら五法 た有理な十又有理 受料業い六は料ご 。条料放 信放務 設送の 第金送 四そ事 備の届 に役出 項の業 よ務 に他者 おの及 な提 い提び け供 て供次 れに 同条条 じ件第 ば関 。にニ 当し 一つ項 有 契 かいに 料約 らて規 のの定 放の 送締 苦国す の結 情内る 及受有 受の 信媒 び信料 問者放 合《送 せ有管 き取 に料理 な次 つ放事 い送業 よ又 うは ての者 に代 は役は す理 `務 適の有 こ行 切提料 か供放 つを送 迅受の 速け役 によ務 こうの れと提 (当 以該 をす供 下 契 処るに 理者関 \_ 約 しをす

らの

該

が介 で

いぎ

るを

とう

をと

行と

うも

業に

有に

務

しう

, ۶

つ規他の又をを理 た定総概は総行業 とに務要名務う務 称大もし 及臣のと びににい 住届限う 所ける。 びな)を にけは行 法れ 、お 人ば総う にな務と あら省す つな令る ていで者 は。定へ め総 る務 と省 こ令 ろで に定 よめ りる 、数 次以 に上 掲の げ有 る料 事 放 項送 を事 記業 載者 しの たた 書め 類に を有 添料 え放 て送

並出 そ  $\mathcal{O}$ 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

きよ省 はる令 `届で 遅 出 定 滞をめ なしる くた事 `者項

そへ の以 旨下 をっ 総有 務料 大 放 臣送 に管 届理 け事 出業 な者 けっ れと ばい なう ò なし いは そ  $\mathcal{O}$ 届 出 に 係 る 事 項 に 2 11 て

第 管場管ば 止 °定す設管事、 にる立理業合有 さ業の併料 れ務全若放 たを部し送 法行をく管 人う譲は理 若事り分事 し業受割業 くをける者 は承た有が 分継者料有 割す又放料 にべは送放 よき相管送 り相続理管 当続人業理 該人众務業 事を相を務 業定続行を のめ入う行 全たが事う 部と二業事 をき人の業 承は以全の 継 `上部全 しそあを部 たのる承を 法者場継譲 人一合さ渡 は、にせし `合おる` 当併いも又 該後てのは 有存、に有 料続そ限料 放すのる放 送る全。送 管法員一管 理人のが理 事若協あ事 業し議つ業 者くにた者 のはよとに

2 ょ。 り 有 料 放 送 管 理 事 業 者  $\mathcal{O}$ 地 位 を 承 継 L た 者 は 遅 滞 な < そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 総 務 大 臣 に 届 け 出 な け れ

2

第

理

事

業

者

は

有

料

放

送

管

理

業

務

を

廃

止

L

た

と

き

は

遅

滞

な

そ

 $\mathcal{O}$ 

旨

を

総

務

大

臣

に

届

ばこ料業に事ら料の なろ放務あ業な放届 らに送のつ者い送出 なよ管実てた。管) いり理施はる 。、事に、法 業業係破人 務者る産が のは義管合 実 、務財併 人以 ) 外 はの 、事 遅 由 滞に なよ くり `解 そ散 のし 旨た をと 総き 務は 大 、 臣そ にの 届清 け算 出人 なっ け解 れ散 ばが な破 ら産 な手 い続 。開 始  $\mathcal{O}$ 

第 放放百、置省百、決 け百、ば 地合りきつ百、変 三二一、管料 送送五変を令五有定有出五業な前位併有はい五承更前
そ理放 のの十更講で十料に料な十務ら項をに料、て十継が項そ業氏の業送 役役六命じ定五放よ放け四のなの承よ放当相三)あのの務名旨務管 務務条令なめ条送る送れ条廃い規継り送該続条 をに 等ける 提関総ごれと有理合理な有等 供す務 する大 る料臣 有金は 料そ、 放の第 送他百 事の四 業提十 者供七 に条条 施有) 対件第 方 料 しが一 針 放 、国項 の送 当内の 策管 該受規 定理 有信定 及業 料者に び務 基のよ 公( 幹利り 表こ 放益届 それ 送をけ のに 契 阻 出 他密 約害た の接 約し有 適に 款て料 正関 をい基 か 連 変る幹 つす 更と放 確る す認送 実業 べめ契 な務 きる約 運を こと約 営含 とき款 をむ 確。 をはに 保) 命、定 ず当め すに る該る る関 こ有有 たし め ` と料料 の総 が基基

で幹幹

措務

と保総る 。にい おず いれ てか ` K 有 該 料当 放す 送る のと 役 認 務め のる 提と

提業業と必次 供者者が要の 条ががでな各 件提特き限号 が供定る度の 社すの 会る者 的有に 経料対 済放し 的送不 事の当 情役な に務差 照 (別 ら有的 し料取 て基扱 著幹い し放を 供き く送行 には 係、 不のつ 適役て る有 当務い 業料 でをる 務放 あ除と の送 るくき 方事 た。 法 業 め次 の者 、号 改に 国に 按 善 内お そし Ø ' 受い 信て 他国 者同 の内 のじ 措 受 利。 置信 益 を者 をに との 阻関 る利

害す

しる

ベ益

きを

当百へと信 は料 該五契が者総有放総及 て料 規項るしい株い会十義第有十約での務料送務び有い金有有をす務 定の議くて式株社八等八料七にき利大放事大国料るそ料料命る大 に 場 決 は 同 に 式 に 条 `` 章 放 条 よ る 益 臣 送 業 臣 内 放 と の 放 放 ず た 臣 。をは管者は受送き他送送るめは 確、理若、信事。の事事こに、 保有事し有者業 す料業く料の者 る放者は放責が た送に有送任提 め管対料事に供 に理し放業関す 必事、送者する 要業当管等る有 な者該理が事料 限が違事第項放 度前反業百が送 に条を者五適の おの是が十正役 い規正第条か務 て定す百のつに 、にる五規明関 業違た十定確す 務反め一ににる のしに条違定提 方た必の反め供 法と要規しら条 のきな定たれ件 改は措にとてへ 善、置違きい料 そ当を反はな金 の該とし当いを 他有るた該と除 の料べと有きく 措放きき料 置送こは放 を管と当送 に と理を該事 お る事命有業 1 べ業ず料者 て き者る放等 こにこ送に 有 と対と事対 料 をしが業し 放 、で者 命 送 ず国き若又 業 る内るしは こ受。く有

送ら で事 き業

第 認を何な 定受人い 放信も受 送す、信 持る有の 株こ料禁 会と放止 社の送し る者 受と 信そ 設の 備有 に料 よ放 り送 当の 該 役 有務 料の 放提 送供 をを 受 受 信け しる て契 は約 なを らし なな いけ °'n ば 玉 内 に お 11 7

第 項 超一にれき株百へ の前え若おるな式五定 よ合権二じつにあ りにを以。いつつこ 発お保上でていての 行い有のののては章 者てす子百議の、に に、る会分決議株お 対会他社の権決主い 抗社の又五を権総て すが会は十含を会「 る保社当をむ除に子 こ有は該超。きお会 とす、会え以、い社 がる当社る下会てし で議該の議こ社決と き決会一決の法議は な権社若権条第を、 いにのしを及八す会 株は子く保び百る社 式、会は有第七こが に社社二す百十とそ 係債と以る六九がの る等み上他十条で総 議振なのの四第き株 決替す子会条三る主 権法。会社第項事等 社を一の項の がい項規の議 そうに定全決 の。おに部権 総こいよにへ 株のてりつ総 主場同議き株 等合じ決議主 のに。権決又 議おごを権は 決いを有を総 権ていす行出 の、うる使資 。もす者 百会 分社以のるの の及下とこ議 五びこみと決 十そのなが権 をの条さでへ

を第 含百 すの四 专 十 の七 と条 す第 る一 項 又 は 第 百 兀 + 八 条 第

一をしずが百つ の額る会会がのな、者社合二 合がも社社株申い前はとに以 計あののが式請。項、し限上 の総、るの 認務若。基 定大し以幹 の臣く下放 申のはこ送 請認しの事 が定よ条業 次をう、者 の受と次へ 各けす条当 号るる第該 のこ会一二 いと社号以 ずが又並上 れではびの にき二に基 もる以第幹 適。上百放 の六送 基十事 幹六業 放条者 送第に 事二一 業項以 者第上 を一の そ号地 の及上 子び基 会第幹 社二放 と号送 すにの るお業 会い務 社てを を同行 設じう 立。者

該 認 定 を 受 け 7 設 77 さ れ る 会 社 以 下  $\bigcirc$ 条 に お 11 て 申 請 対 象 会 社

合

て

11

る

لح

 $\otimes$ 

る

と

き

で

な

け

れ

ば

同

項

 $\mathcal{O}$ 

認

定

三二 一を し が 百 へ るににこ と し総よを含五認 五四 る (2)(1)るめ (3)(2)(1)権 申申こよ付れ申申い当て務うそま十定 第ここ 株ら(1) の(1)請請とるしに請請う該は大とのれ九 百との(1)イ式れに外外日五若対対。資た準対対。認な臣す子る条 産価ず象象)定らはる会場 金ると子、会を 額とし会基社し をきて社幹でた いは総へ放あ会 う、務子送る社 。そ省会事こ又 ) の令社業とは に価でと者。当 対額定なで す)めるな るのる会い 割合も社こ 合計のをと が額を含 **`**の含む 常当む。 時該。以 、申 一 下 百請のこ 分対株の の象式条 五会のに 十社取お をの得い 超総価で え資額同 る産へじ この最。

と額終し

がっので

確総貸あ

実務借る

で省対基

あ令照幹

るで表放

と定に送

見めお事

込るい業

ま方て者

れ法別へ

イ 表いる者か会 者人株がら社 式業ヌの 会務ま収 社をで支 執のの 行い見 すず込 るれみ 役にが 員も良 で該好 あ当で るしあ 株なる 式いこ 会こと 社と 又。 は (1) カュ 5 (3)ま

で

に

掲

げ

る

者

が

そ

 $\mathcal{O}$ 

議

決

を務め 除省ら く令れ 。でる ) 定議 め決 る権 割の 合割 と合 をと 合こ 計れ しら たの 割者 合に がよ そり  $\mathcal{O}$  (2) 議に 決 掲 権げ のる 五者 分を の通 じ 以て 上間 を接

占に

め占

三 が 法 に (1) 会 る 掲 国 国 本 分 し 象 象 条な律掲か社議げの政ののく会会 第く又げら、決る法府国一は社社 一 な は る (3) イ 権 者 人 又 籍 以 (2) が 及 項つ電者まにのに又はを上に、び 又た波にで該割よはそ有を掲次そ は日法よに当合り団のし占げのの 第かにり掲すと直体代なめるイ子 百ら規直げるし接 四二定接る場てに 条年すに者合総占 へをる占 第経罪め 五過をら 号し犯れ をなしる 除い罰議 く株金決 。式の権 一会刑の の社に割 処 合 せが ら総 れ務 `省 そ令 ので 執定 行め をる 終割 わ合 り以 `上 又で はあ そる の法 執人 行又 をは 日 受 団

規 定 に ょ り 認 定  $\mathcal{O}$ 取 消 L を 受 け そ  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ 

カュ

け体

47

ヌリ **F** 国前放二に 十出項そ申申法認提一(2) (1) 年 取 の か ら 人条送以届は条一のの請請人定出項 受 役を電消電規電ら第第二 申他対対にをしのニけハ員経波し波定波二百百年 請総象象あ申な認かるにの過法の法に法年六三を 書務会会つ請け定らこ規うし第日第よ第を十十経 に省社社ですれをリと定ちな七か二り七経六一過 は令ののはるば申まがすにい十ら十免十過条条し 、で子名、者な請でなる次者六二七許五し第のな 事定会称そんらすのく法の条年条の条な一規い 業め社及の認なるいな律い 第をの取第い項定者 計るでび代定い者ずつにず 六経十消一者へに

- n

号 登

を録

除の

く取

。消

しし

又を

は受

第け

\_ `

項そ

のの

規取

定消

にし

よの

り日

認か

定ら O  $\subseteq$ 

取年

消を

し経

を過

受し

けな ` V)

そ者

 $\mathcal{O}$ 

取

消

L

 $\mathcal{O}$ 

日

はそ十

第の六

二取条

項消第

一し四

第の項

三月一

号か第

をら四

除二号

く年を

) 経く

の過。

規し)

定な若

にいし

よ者く

は

第

Ŧī.

項

第

五.

뭉

を

除

<

Ŋ

認

定

 $\mathcal{O}$ 

取

消

l

を

受

け

そ

 $\mathcal{O}$ 

6

。を除

項過五し項 (し第を又 第な一受は 三い項け第 号者又 `七 を 除 < 過罰の し金あ な以る  $\mathcal{O}$ い上株 規 者の式 定 刑会 に に社 ょ 処 n 登 せ 5 録 れ 0) 取 そ 消  $\mathcal{O}$ L 執 を 受 行 を け 終 そ わ 1)  $\mathcal{O}$ 取 又 消 は l そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 執 カン

3 画事あ住表を。はれた規れ `か日定か 総にかすに 務該らる該 省当二罪当 者 令す年をす でるを犯る が 申 定者経し者 請 め 対 る 象 会 社 ろ で に あ ょ る ŋ 場 合 次 を に 除 掲 げ < る 事  $\mathcal{O}$ 項 氏 を 名 記 又 載 は L た 名 称 申 及 請 び 書 住 を 所 総 並 務

書項る所者申 基並の請 幹び氏す 放に名る 送 代 事 表 業者 者の の氏 名名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

そ  $\mathcal{O}$ 他 総 務 省 令 で 定  $\emptyset$ る 書 類 を 添 付 L な け れ ば な 5 な 11

第 一大う百 四三二 一臣 臣。六届前に第 等第事上け、 の三業の出次前 取項者基なの条 得第を幹け各第 し二子放れ号一 た号会送ばの項 株か社事ないの 式らと業らず認 の第し者なれ定 取四てをいかを 扱号保子。に受 いま有会 該け )です社 当た にると す会 掲場し る社 げ合て と又 きは るを保 事除有 は認 項くす `定 。る に 総を <u>ر</u> ح 務受 لح 省け が لح 令て な で設 0 定立 た めさ لح るれ き とた こ会 当 ろ社 にへ 該 認 よ以 定 り下 を 受 遅 認 け 滞定 た な放 く送 際 `持 現 に そ株 の会 以 旨社 上 をし  $\mathcal{O}$ 総と 基 務い

変

更

あ

0

た

لح

き

大

び

行

を

第 合 六項 定第 るは持場百へも一同放「第由るに同 と求げし百 に総十第総に三総も一株合六基のと号送第一一株規条第きをるて六 お務二四務よ号務の口会に十幹とあ口を百項と式定第百は受者い十 け大条号大りの大をに社お二放するに行五及あ会す二十、け又る一 る臣第口臣読規臣除掲のけ条送るの定う十びる社る項六そたは認条 同が一のがみ定がくげ子るの。はめ認九同の一外中条の場同定 項認項規認替の認。る会同総業 「る定条条はと国「第氏合号放金 第定の定定え適定ご者社項務務 第株基第第「、人前二名に口送融 百式幹二二へ「等項項及お(2)持商 五放規の放て用放しへで第大の 六会放項項同と」」、びいに株品 号送定適送適に送と申あ四臣認 の持に用持用つ持す請る号が定 十社送第に号きとと第住て掲会取 一一事五おイは、あ三所、げ社引 規株よに株すい株るをこの認等 定会りつ会るて会。しと規定の 条と業号い又、「る項をそるは所 の社読い社第は社 第、者口ては同場の及株の者、に たの定放特 - ¬ □ (1) 準 ロ 項 合 は び 主 請 を そ 上 適のみての九、の 者特の送例 用子替は子十同子 項同と一用に一に「第名求いの場 が性適持 に会え、会三号会 そを用株 一号あとす定と欠第五簿にう株さ とホる、るめあ格百項に応 。式れ つ社て同社条中社 の勘に会 いに適号に第一に 子案つ社 `(1)の - 第るる事六の記ず ` をて 会しいの てつ用ロつ一第つ 一及は同百株の由十規載るか取い 社つて子 外び「号十式は」一定しこら得る はいす中い項九い 国(2)認ホ六会「と条は、とそし株 、てる「て第十て でつは会 あ ` `社 同電同放電四三第 人 」 定 (2) 条 社 と あ 第 、又 に の た 式 号波法送波号条百 る当同に 等と放一第一きる一認はよ氏外又 一あ送と二とはの項定記り名国は 中法第法法一第四 場該号つ とる持あ項、、は一放録同及人こ 「第九第第と一条 合業たい 第七十九七す項の に務だて あの株る「同社」と送す号び等れ るは会のと条債場、持るイ住へに 七十三十条る第規 おにし第 条六条三第。四定 の「社は、第等合「株こ又所第準 け係書九 第条第条二 号に は同一「「三振に外会とはを百ず るる中十 **」**よ 認一「三 一号と同第項替第国社を口株五る 二第一第項 とる 定と当条 項四項一の 同口、号九中法百人に拒に主十も 放 、該第 第項第項規 あ認 項(1) 「ロ十」第五等つむ定名九の に及同(2)三前百十一いこめ簿条と 四の四第定 る定 送同業一 持号務項 規び号一条二五九とてとるに第し 号規号四に のの 口定一号よ は取 株ハにの 定(2) ホと第項十条あ準が株記二て <sup>ー</sup> にと<sup>ー</sup> る `消 会中係規 す」に、一」二第る用で式載項総 とよすと審 ーし ると定「項と条二のすき会し第務 社「る定 でローに 外、め株第あ第項はるる社、五省 あるるあ査 第を る免 。るを あにとよ 国同る式六る一第「。 。に又号令 百す の許 の行 六る つ掲ある 人条事会号の項五第こ 該はイで はの はう 十場 てげる認 等第由社ホは一号百の 当記(1)定 、場 二合 `取 」 五 □ で(1) ¬ と イ 六 場 総るの定 す録かめ と項とあ「第、又十合 一 消 一合 条に 務者はの るすらる 省一「審 読中あると百「は一に こる(3)株 放し 放に 第お とこま式 送を 送お ーけ 令と認査 み「る地あ六へ口条お 法す 法け 項る であ定を 替第の上る十欠に第い ととでを

えーは基の一格定一て

る項「幹は条事め項、

なのに発

る請掲行

定る放行

めの送う

第る

百場

第る

百同

の同

規条

規 定 に ょ V) 読 4 替 え 7 適 用 す る 同 法 第 九 + 三 条 第 \_\_ 項 第 兀 号 \_ す る

第 。対者三社条 すを条の第 るい 責一 需う子務項 要。会) をご社 満は地 た `上 す国基 た内幹 め基放 `幹送 当放事 該送業 放の者 送放へ 対送認 象番定 地組放 域の送 向編持 け集株 にに会 自当社 らたの がつ子 制て会 作は社 す、で るそあ 放のる 送放地 番送上 組対基 を象幹 有 地 放 す域送 るにの よお業 うけ務 にるを 努多行 め様う るな基 も放幹 の送放

保

第 ニーけ百へ 株存そ百へで の定該議つる式百へと番送百へ六 れ六認第式続の六承総前議め認決いもの六議す組事六子十 認務認第ば十定百会す事十継務項決る定権ての所十決るに業十会二 定大定百な六の五社る業五~省の権と放に議が有四権 令保をこ送占決有関条の で有有ろ持め権す係 定基しに株るをるそ認有 め準なよ会割有当の定制 る割いり社合す該他放限 。議のがる認の送 決総保こ定総持 権株有と放務株 を主基と送省会 有の準し持令社 す議割た株での る決合場会定株 こ権を合社め主 とに超にのる名 と占えそ株特簿 なめるの式別に るるこ者をの記 株割との含関載 式合と有む係さ 以がなす。にれ 外保るる以あ ` の有とこ下る又 株基きとこ者は 式準はとので記 を割、な項あ録 有合特るにつさ すを定議おてれ る超株決い株て 株え主権て主い 主るへの「名る をこ特当特簿一 いと定該定にの うと株認株記者 。な式定式載が <sup>)</sup>らの放っさ有 はなう送とれす `いち持い`る 当よ、株う又株 該うそ会。は式 株にの社ご記へ 式総議のの録そ に務決総すさの つ省権株べれ者 い令の主ててと てで当のにい株

割合 合は を、 い第 う九  $^{\circ} +$ 条 第 項 各 号 に 掲 げ る 事 項 を 勘 案 L 7 +分 0) 以 上 三 分  $\mathcal{O}$ 未 満  $\mathcal{O}$ 範

第 を臣放五ら条取十は株の条 消九、式全 け、持九い総し条総会部認 第務社を定 二大若承放 項臣し継送 ののくさ持 規認はせ株 定可合る会 はを併も社 、受にのが 前けよにそ 項てり限の の認設る事 認定立。業 可放さつの に送れを全 つ持たし部 い株株たを て会式と譲 準社会き渡 用の社はし す地若 る位し当又 。をく該は 承は事認 継会業定 す社の放 る分全送 こ割部持 とにを株 がよ譲会 でりり社 き当受が る該け合 。事た併 業株若 の式し 全会く 部社は を又会 承は社 継合分 し併割 た後へ

第 。務) 大 臣 は 認 定 放 送 持 株 会 社 が 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 11 ず 11 れ ず カ れ に 該 カュ に 当 該 す 当 る す لح る き に は 至 そ 0 た  $\mathcal{O}$ لح 認 き 定 を 取 V) 消 さ な

受は送十な た認株条 日定会第 か放社二 ら送か項 六持ら第 箇株認五 月会定号 以社のイ 内が取か に次消ら 二のしヌ 以各のま 上号申で のの請へ 基いがへ 幹ずあを 放れつ除 送かたく 事にと 業該きご  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 者当 をす 子る 会と 社き とは し ` てそ 保の 有認 す定 るを 株取 式り 会消 社す とこ なと らが

なで

かき

つる

开

内

た て 保 有 す る 会 社 で な < な 9 た لح

章五な上 十手の 放九段基 送条に幹 番第よ放 組二り送 セ項認事 ン各定業 タ号を者 一一一受を 第け子 五た会 号と社 をきと 除 <  $\mathcal{O}$ 11 ず れ か に 適 合 L な < な 0 た

لح

き

第 2 ニーは 限、百へ 六業総まセ在総け な総つ次六指 ンつン十集前放放放十務務でン地務るそ第ら務て条十定第第不二と タてタ九の三送送送八一大にタを大この百な大、に七一九百正以き 臣、一公臣と役七い臣放規条 はそは示はが員十。は送定 、番す総 前組る務 項セ業大 のン務臣 申タをは 出 〕 適 、 をへ正放 し以か送 た下つの 者「確健 指を規り がセ実全 `ンにな 定経定指 を過す定 次タ行発 ししるを の一う達 各一こを たな罪取 といをり 号とと図 き者犯消 のいがる はがしさ いうでこ ず。きと `あてれ 当る刑、 れつるを 該こにそ かとと目 指と処の にし認的 定。せ取 該てめと ら消 当指らす れし す定れる ` Ø るする一 そ日 とるも般 のか きこの社 執ら はとを団 行二 `が `法 同でそ人 を年 終を 項きの又 わ経 のる申は 規。出一 り過 ` L 定 に般 又な に よ財 はい ょ り団 `法 そ者 る ので 全人 指 執あ 定 国で 行る を にあ

4 3 百 (四三二一百 前 所 `の`し`なの三 前旨そな第くう条 項をのけーなち第 の総名れ項つに一 規務称ばのた、項 定大、な規日この に臣住ら定かの規 よに所なにら法定 る届又いよ二律に 届けは 。る年によ 出出事 がな務 あけ所 つれの たば所 とな在 きら地 はなを `い変 そ。更 L ょ う と を す 受 る け と た き セ ン は タ 変 ] 更  $\mathcal{O}$ L 名 ょ 称 う لح 住 す 所 る 及  $\mathcal{U}$ 日 事  $\mathcal{O}$ 務 週 所 間  $\mathcal{O}$ 

5  $\mathcal{O}$ 旨 を 公 示 L な け れ ば な 5 な V

るすす集タ 業るるしし 務情情、は に報報保、 附をを管次 帯定収しの す期集、業 る的し及務 業に、びを 務 、分公行 を若類衆う 行ししにも うく、視の こは整聴と と時理さす 。宜しせる に、る 応及こ じびと て保。 `管 又す はる 依こ 頼と

に

応

じ

て

提

供

す

第

2 第 セ従セ六収 一、一条基号番番番条 は放は 準に組組組 、送、セ等掲ににをセ 前番基ンごげ関関収ン 項組幹夕 のに放し 規関送は 定す事、 にる業放 よ情者送 る報に番 求の対組 め提しの に出、収 応をセ集 じ求ンの てめタ基 提る一準 出こがを さと放定 れが送め たで番、 情き組こ 報るのれ を。収に 集従 前 条 につ 必て に 規 要放 定 な送 す 限番 る 度 組 業 にを お収 務  $\mathcal{O}$ い集 てす 用 以 定る 外 めも  $\mathcal{O}$ るの 用 基と 準す に 供 及る び。 L て 方 は 法

をこ

受と

L

て

一つ

をて

。ン問十送れすンな タ委条番をるタい 組公基 は会セ収表準は 、はン集し及、 ` タ 諮 な び 第 集セー問け方一 のンは委れ法項 基タ、員ばへに 準一放会な以規 等の送ごら下定 なっす い収る 。集 放 この送 れ基番 を準組 変等の 更一収 しと集 たいの 場う基 合 ° 準 も一並 `をび 同定に 様め第 とた二 す場項 る合に 。に規 は定 、す 総る 務放 省送 令 番 で組 定に め関 るす とる こ情 ろ報 にの よ提 り出

を 置 < ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る

3 2 第 〕員 収 を諮番 定問組 めに収 `応集 又じ諮 は、問 こ収委 れ集員 をの会 変基( 更準以 し等下 よにっ う関諮 とす問 する委 る事員 と項会 きをし は審と 議い 諮すう 問る 委。) 員 会 に 諮 間 L な け n ば な 5

4 員 会 が 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 諮 間 に 応 ľ 7 答 申 L た لح き は れ を 尊 重 L 7 必 要 な 措 置

第 5 等験会なは 者、 の協 う会 ちが か 推 ら薦 、す セる ン者 タ、 | 学 の園 代が 表 推 者 薦 がす 委る 嘱者 す、 る基 。幹 放 送 事 業 者 が 組 織 す る 寸 体 が 推 薦 す る

2 五四三二一る百(条百(臣 大七百(及 し な 百( )に な 七指に七監にセ臣条七事び諮なセいセ諮七放こ関セら 十定規十督提ンに第十業学問けン 三の定二命出タ提一一計識委れタ 条取す条令し一出項条画経員ば一 <u>`</u>なはしの け、な規セのをのら、 れ毎け定ン提有委な諮 ば事れにタ出す員い問 な業ばよしつるは。委 ら年なるは な度ら指、 いのな定毎 。事いを事 業。受業 報こけ年 告れた度 書を日の 及変の事 び更属業 収しす計 支よる画 決う事及 算と業び 書す年収 をる度支 作とに予 成きあ算 しもつを 、、、て 作 当同は成 該様、し 事とそ 業すの当 年る指該 度。定事 経 を業 過 受 年 後 け度 三 たの 筃 後開 遅 始 月 以 滞前 内 なに < \_ に 第 、百 総 総六 務

第 限 度 に お 11 て セ ン タ に 対 L 第 百 六 +大

第 消る 総し業総 務一務務 大 に大 臣 関臣 は しは 監 ` セ 督こ 上の ン 必 章 タ 要の が な規 次 命定 令を  $\mathcal{O}$ 各 を施 号 す行  $\mathcal{O}$ るす こる 11 ず とた れ がめ でに か に き必 該 る要 ゜な 当 す る لح き は そ  $\mathcal{O}$ 指 定 を 取 n 消 す と が で 八 き

不前第こ第 正条百の百 なの六章六 手規十の十 段定七規八 にに条定条 よよ第にに りる二違規 指命項反定 定令第しす をに二たる 受違号と業 け反のき務 適 正 き該 カコ 当 0 す 確 る 実 に に 至 実 0 施 た す لح る き لح が で き な 11 لح 認  $\Diamond$ 5 れ る لح き

たし規 とた定 きとに

務十

2 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ n 指 定 を 取 n 消 L た لح き は そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 公 示 L な け n ば な 5 な

い

が法

で律

きに る基

゜づ

<

則前

第 ニー百へ適事 受 の幹 れる送百へこ基百へ命百へ ・ 七電用業第信第規放第前が放を七適と幹七資令七業 料 第 ヘ 第 第 十 波 を 者 四 し 一 定 送 一 項 な 送 い 十 用 が 放 十 料 若 十 務 第 務 免二中十九七監受の条、項を事項のいそう六除で送五のし四の十大 除十継八十条理け基かその適業の規もの。条外き局条提く条停章臣 処総 ) 雑 分務 に大 違臣 反は し ` た放 と送 き事 は業 `者 三( 月特 以定 内地 の上 期基 間幹 を放 定送 め事 て業 `者 放を 送除 のく 業。 務) のが 停こ 止の を法 命律 ず又 るは ے ک との

第 。供総) 事 務 業大 者臣 、は 有 ` 料こ 放の 送 法 管 律 理の 事 施 業行 者に 又 必 は要 認な 定限 放度 送に 持お 株い 会て 社 ` に政 対 令 しの そ定 のめ 業る 務と にこ 関ろ しに 資よ 料り Ø ' 提放 出送 を事 求 業 め者 る、

第 の二国条一審る幹らの規用者規定の他以等る提 基条際第条総議放放第内定すの定にとそ下こ) 準へ放二第務会送送十容にる放にかしのこの 及独送項一大へをを条にか。送かかて役の法 とかわ総務条律 みわら務のにの ならず省提お規 しず、令供い定 て、第で範ては `受九定用同` 第信十め、じ受 九障一る提。信 条害条放供一障 第対の送条、害 一策規に件車対 項中定つ等両策 、継はいに、中 第放、て照船継 十送受はら舶放 一は信、し又送 条、障適てはへ 、こ 害 用 受 航 電 第れ対し信空波 十を策な者機法 二受中いの内第 条信継。利に五 益お条 及い第 びて五 放有項 送線に の電規 健 気 定 全通す な信る 発設受 達備信 をを障 阻用害 害い対 すて策 る行中 おわ継 それ放

`障放 第害送 百対に 四策つ 十中い 七継て 条放も 第送適 一を用 項行す 及うる び者 第が 百 受

3 2

4 にそ十え、 つの二な第 い内条い六 て容かで十 はにら同四 `変第時条 適更十にの 用を四そ規 し加条の定 なえま再は いなで放う 。い及送同 でびを項 同第すの 時百る規 に六も定 そ条のの れかに適 ららつ用 の第いを 再百て受 放十もけ 送条適る をま用放 すです送 るのるで 放 規 あ 送定 0 一は 第、 一他 協 項の 会 の基  $\mathcal{O}$ 規幹 放 定放 送 の送 を

な け れ ば な 5 な 11

第

び立の一項臣の除受ま変か 受行協定又は諮く信で更わ 信政定款は、問。し、をら 契法の変第次ごご、第加ず 約人認更四に 条字可の項掲 項宙ご認のげ の航、可規る 認空第一定事 可研二、に項 一究十第よに 、開条二るつ 第発第十基い 六機九条幹て 十構項第放は 五等 二八送、 条个提項普電 第の供へ及波 一出基第計監 項資準六画理 (のの十の審 国認認五制議 際可可条定会 放一一第又に 送、、五は諮 等第同項変問 の六条に更し 実十第お 施四十い の条項で 要第〔準 請二任用 ) 項意す 、及的る 第び業場 六第務合 十三のを 六項認含

条へ可む

第受

五信

十し

七た

条 基

第 2 に け百 (臣 五. お電れ七意は前規るだ役、二十七第のし タ法く一らの又設一 い波ば十見、項定第し務第十三条三第指)第第1のは条れ場は備項 て監な八の電各に九書の百一条第号二定、百七の改第へる合休のへ 必理ら条聴波号よ十へ提三条第一へ条の第四十指善四受電に止譲放 取監。る三基供十第一項基第取百条条定の項信気限の渡送 が議い電ご理第総条幹条六一項た幹二消六へ第ご命へ障通る認等に 審四務第放件条項若だ放十し十基二の令有害信。可の関 あ会 議号省一送の第へしし送四~六幹項規~料区設~~認す るは 会を令項に説一基く書に号の条放の定、基域備へ、可る ٤ ` に除の第よ明項幹はへよへ規第送規に第幹にの認第一研 認前 諮く制四る一、放第基る基定二の定よ百放お変定九、究 め項 議 問。定号表、一送二幹表幹に項業にる五送け更の十第の るの 会 と場 し、又ハ現第般局項放現放よ、務よ処十契るの更三八実 は なのは、の百放設、送の送る認にり分九約再許新条十施 き合 条約放可一第六命 い事改認自六送備第に自局処定関協 はの 第款送~、一条令 、ほ で項廃定由十のの百係由設分放す会 意か 措の 放享二業技二る享備 一のの、第項第) 第 送るの 見、 置う 送有条務術十軽有 持認収 項変業第九一一 持基第の基二微基、 をち 株定支 ( 更 務 百 十 基 項 第 の前 項 す、 認命の二七幹へ七 聴 条 第 株準一登準条な準第 会の予 会の項録ご若変ご九 取 第 兀 る電 社取算 定令方十条放放十 社特のに、し更、十 を一 こ波 に消、 放又法条第送送一 号 に例規係第く)同三 行項 と監 関し事 送はに、一のの条  $\mathcal{O}$ 係一定る百は、条条 すご業 う各 持有関放項業廃第 規 が理 る `計 こ号 定 で審 る、に電二第第第第 株料す送本務止一 とへ に き議 特第よ気十百百五一 認第画 会放る局文の又項 が第 例百り通六三十項項 定百及 社送改設へ認はへ ょ る会 一 六 読 信 条 十 一 〔 第 で四 ŋ が の三び に事善備基定休収 関業の供幹ご止支 き号 諮 軽 又十み設第七条基四 取十資 す者命給放、の予 るを 問 微 は二替備一条第幹号 消一金 。除 第条えの項(一放た し条計 る若令役送第認算 を な )(画 受 認し一務の九可等 百第て技た報項送だ ŧ け 六一適術だ告へのし 又一に 定く、の放十一の 十項用基しを基業書 一は第提送六、認 た は般対 と  $\mathcal{O}$ 場 四のす準書要幹務若 第放し 又有百供事条第可 規 条規るごへす放のし 百送て 合 8 は料五条項第八 第定第、登る送認く 第放十件又一十 ` 定 に 七の付 る 十業す に は ŧ 二に九第録重設定は 百送六のは項九第 ょ 項よ十百を大備の第 三務意 六管条変基 (条八  $\mathcal{O}$ ŋ 意 に (り三五要事の申二 条に見 十理第更幹地第十 第 関 保読条十し故技請項 七事一命放上一五 諮 見 0 一す 条業項令送基項条 問  $\mathcal{O}$ 11 有み第条なの術期第 第者、一の幹へ第 を 聴 7 基替一へい基基間一 項る 一の第、業放放一 受 準え項有一準準一号 △ 登 取 は 割て第料般))、若 け を セ録 項業二第務送送項

ンの

タ取

1 消

(務項百にのの(

セの若四用業廃放

ン方し十い務止送

合適四放放、、第し

一用号送送第第九く

のすたのご百百十は

た

場

合

行

わ

な

総

務

大

第 九 + 九 条  $\mathcal{O}$ + 第 三 項 カン 5 第 八 項 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は 前 項  $\mathcal{O}$ 意 見 0 聴 取 に 潍 用 す る

3

- 第 波 理 議 会 は 第 百 七 +七 条 第 項 各 号  $\mathcal{O}$ 事 項 に 関 l 総 務 大 臣 に 対 L て 必 要 な 勧 告 を す る
- 2 告 を 受 け た لح き は そ  $\mathcal{O}$ 内 容 を 公 表 L な け れ ば な 5 な 11
- 第 立臣き条 へに電てはる このつ波及、°電 の委い法び前 法任て第訴項 律一準七訟の 用章) す及 るび 第 百 +Ŧ. 条 0 規 定 は  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 総 務 大 臣  $\mathcal{O}$ 処 分 に 0 11 て 0) 異 議

申

立

- 第 に 定 8 る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カン ے  $\mathcal{O}$ 法 律 を 実 施 す る た  $\otimes$ 必 要 な 事 項 は 総 務 省 令 で 定  $\otimes$ る
- 第 こ伴百(百(て百( こ百( とい八経八総及八異総と七勧電 。必こ 要の と法 判 律 断の さ規 れ定 るに 節 基 囲づ 内き に命 お令 いを て制 、定 所し 要 ` の又 経は 過改 措廃 置す ( る 罰と 則き には 関 すそ るの 経命 過令 措で 置 をそ 含の む制 。定 ン又 をは 定改 め廃 るに
- 第 2 が そ  $\mathcal{O}$ 職 務 に 関 L て 賄 賂る を 口口 受 L 又 は ۲ n を 要 求 l 若 L < は 約 束 L た لح き は 三
- 3 要 年百 供又そとる 与はのき者 しこ在はが `れ職 `そ 又を中協の は要請会担 そ求託の当 のしを役し 申、受員よ 込若けにう みしてなと 若く職つす しは務たる く約上場職 は東不合務 約し正にに 東たのお関 をと行いし しき為てて たはを、請 者、な前託 は第し項を `一 `と受 三項又同け 年とは様て 以同相の賄 下様当刑賂 のののにを 懲刑行処収 役に為す受 又処をるし 又 。カュ は 2 た れ を
- を、がたす はすし 二るな 百 五. +万
- 第 は 五 +万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に 処 す る

員

が

収

受

L

た

賄

賂

は

没

収

す

る

そ

 $\mathcal{O}$ 

全

部

又

は

部

を

没

収

員者

を

百

万

5

4

第 円百二一百す 円 と 以八 八る第以前に協求協以八 下十第第十こ一下三関会し会下十第が合十過十務び十議務が十告波 の五百百四と項の項しの、のの三十で理二措一省訴条申大で九ン 罰条七二条がか罰にて役若役懲条一き的条置条令訟 金十十でら金規賄員し員役 章るに に次四六次き第に定路でくにに協 処の条条のな三処すをあはな処会罰 す各へ第各い項する収つ約ろすの則 る号第一号とまる賄受た束うる役 。の八項のきで。賂し者しと。員 い十のいはの ずー規ず 、場 れ条定れそ合 か第にかのに に六違に価お 該項反該額い 当にし当をて すおてす追、 るい一る徴協 場て般者す会 合準放はるの に用送、。役 おすの六 いる業月 て場務以 は合を下 `を行の そ含つ懲 のむた役 違。者又 反 行の 為規 を定 しに たよ 協る 会命 又 令 はに 学 違 園 反 のし 役た

第 2 第 二一百十十十 十 九八七六五四三二一百 万百 規 八三二一供 提 八前円八一第若 第定第第十 し第供第第第第第第第第十項以十項第八し第第 百に百百八第第第た百し百百百百百百百百九七の下六の三十く十二 三よ十十条百百百者四た四三三二十十十十十条罪の条規十六は八十 十る五三 五五四 十者十十十十八七七四七 は罰 定八条第条条 三報条条次十十十 七 条 八 条 条 条 条 条 条 条 次 ` 金 第 に 条 第 十 第 第 条告第、の六二八 第条第の第第第又第の私に九違、一項二一 条 二又一規一二一は一各事処条反第項、項項 のを一第各条条条 第 項は項定項項項第項号にす第し六又第、か 規せ項百号の第の 定ず若二の規一規 の第のにののの百のの係る一た十は二第ら 項 規百規よ規規二規いる。項と条第十二第 に `し十い定項定  $\mathcal{O}$ よ若く二ずにのに 規 定四定る定定定十定ずと (き第八二十三 るしは条れよ規違 第。一十条条項 定 に十に命ににに三にれき 項九、第ま 届く第又かる定反 よ一違令よ違違条違かは 八 に り条反にり反反の反に ` 、条第八で 出は二はに命にし +ょ を虚項第該令違て ŋ 届のし違届しし規し該告 第第六項及 せ偽、百当に反有 け規て反けてて定て当訴 届 条 七一十一び ずの第三す違し料 出定第し出放放に第すが 十項四第第 け 第 、報百十る反て放 たに百たた送送よ九るな 六 条の条六六 出 第規第十十 又告二七者し有送 た 契よ二者提局局る十者け 項 はを十条はた料の 有 約る十 供設設命三はれ に 一定二五五 虚し四の、者放役 約命六 条備備令条、ば 料 お 項に項条条 、よ若第第 送 務 基 款令条 件供供に第五公 W て 管の 第りし五四 にに第 に給給違三十訴 幹 理提 よ違二 よ契契反項万を 準 七認く項項 放 業供 送 ら反項 ら約約し第円提 用 十可はにの 二を第お業 務を 契 なし第 なののた七以起 す いた二 を拒 約 い申申者号下す る 条受三い務 第け項て以 で者号 で込込 場 行ん 又のる 約 つだ 、みみ は罰こ 一る、準外 款 カュ 合 項べ第用の た者 に 同 5 放をを 第金と を 、き七す業 ょ 条 第 送承拒 八にが 含 5 第 兀 局諾ん 号処で む 第場十る務 な 号 設しだ にすき 七合一場を 1 項 ま 備た者 掲るな 十に条合行 げ。い で 供者  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ 三認第をつ に る 規 給 規 条可一含た 役 事 有 定 掲 定 第を項むと 一受、。き げ 料 に 務 項 に 項け第一 基 ょ る を を 違 又な八、 事 幹 る 提 変 反 放 再 項 供 更 L はか十第 送 放 を L L た 第つ五二 七た条十 送 変 た た 者  $\mathcal{O}$ 更 役  $\mathcal{O}$ 者 は 十と第条 役 四き一第 務 L

条。項九

第 、項

五.

+

第

偽 、条規三

の又第定十

届は一に万

出当項よ円

を該、る以

し職第報下

た員百告の

者の三を罰

検十せ金

査九ずに

を条、処

拒第又す

み一はる

妨又偽

げはの

`第報

若百告

し四を

く十し

は五た

忌条者

避第

し四

た項

者の

、項虚。

者

た

者

務

を

を

第 。除理放 く人送 。、契 ) 使約 の用約 違 人 款 反そを 行の掲 為他示 をのし し従な た業か と者つ きがた は、者 、そ 行の 為法 者人 を又 罰は

2 ニー万百に百力 そ関百四 条 円九処九を前のし八 第第第第第二以十寸十生項法、十第 二の下一る条じの人第九百 十十十項十法の条。、場又百条四 第そ合は八十 百のに人十法七 十法おに四人条 九人い対条の第 条又てしか代三 のは、てら表項 規人当も前者の 定に該各条又規 に対行本まは定 違し為条で法に 反て者の

人違 ししに罰第若反 てた対金百しし 公告し刑八くて 表訴てを十は有 すはし科五人料 る、たす条の基 こ当第るを代幹 と該百 を行八 怠為十 り者六 `に条 又対第 はし二 不て項 実もの の効告 公力訴 表をは を生 ` しずそ たるの 者も法 はの人 `と又 百すは 万る人 ° 12 対 L て £ 効

円

以

下

 $\mathcal{O}$ 過

料

す人

るの

ほ業

か務 `に

第

第 °V ず れ か に 該 当 す る 場 合 に お 11 て は そ  $\mathcal{O}$ 違 反 行 為 を L た 協 会 又 は 学 袁  $\mathcal{O}$ 役 員 を

二四一の一律過 条条条規条又料次 第第、定第はにの 三一第に三こ処各 項項六違項のす号 又又十反 、法るの はは一し第律 第第条て二に 七七又届十基 十十は出三づ 四七第を条く 条条六し第命 第第十な三令 四二二い項に 項項条と、違 のののき第反 規規規。二し 十て 五登 条記 、を 第す 二る 十こ 六と 条を 第怠 四つ 項た ` ك 第き 八。 +六 条 第 項 又 は 第 八 +九

七四四二 定定定 ににに 違よ違 反る反 し調し て査て 書を公 類妨表 をげを 備たせ えとず 置き か。又 は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 公 表 を L た き

。員 が 第 兀 +兀 条 第 項 又 は 第 七 +七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 調 査 を 妨 げ た لح き は + 万 円

第

一百以 、九 せ二若 九下協き 又十第ず条し第十の会 、第く九二過の 虚条二又二は十条料子 条は項第五 に会 の第の虚、二条次処社 資百規偽第項第のすの 料七定の百、一各る役 を十に届五第項号 提五違出十百若の 出条反を三三しい しへしし条十くず た第てた第条はれ 者八認者二第第か 項四二に `項項該 第 、 、 当 百第第す 五百九る 十三十者 四十七は 条四条 ` 第条第二 一第二十 項二項万 若項、円 し、第以 く第九下 は百十の 第三八過 二十条料 項五第に 又条一処 は第項す 第一、る 百項第 六若百 十し条 条く、 のは第 規第百 定二二 に項十 よ `九 る第条 届百第 出五一 を十項

第 り百二 は三百 偽 は十定 `一証 二条を 十第返 万六納 円項し 以にな 下おい のい者 過て 料準 に用 処す する る場 合 を 含 む  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 資 料

 $\mathcal{O}$ 

提

出

を

怠

 $\bigcirc$ 〔電 欠 波 格法 事( 由昭 和 +五. 年 法 律 第 百 + 号

ず

又

は

閲

覧

に

供

L

な

カン

0

た

لح

該 当 す る 者 に は 無 線 局  $\mathcal{O}$ 免 許 を 与 え な

表いか 者人に 11

十線無九ア条線アす線はは団人又籍号 一局線条マ第局無る局、議体又はをの 号及局ノチ六へ線調へ次決ではそ有い び ○ 七 ュ 号 船 局 査 科 に 権 あ 団 の し ず 第ア航にアの舶へに学掲のつ体代なれ 代 表 者 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は れ

6

 $\mathcal{O}$ 

者

が

そ

 $\mathcal{O}$ 

役

員

0

分

 $\mathcal{O}$ 

波

 $\mathcal{O}$ 

利

用

\_\_ 波  $\mathcal{O}$ 利 用  $\mathcal{O}$ 効 率 性 に 関 す る 試 験 又 は 電

下じ気信同実し 同。通をじ験な じつ信行。いい 。を業うご電 一行務た でうへめ あこ電に つと気開 てを通設 、目信す 船的事る 舶と業無 安す法線 全る一局 法も昭を 一の和い 昭以五う 和外十。 八の九以 年も年下 法の法同 律へ律じ 第実第 十験八一 一等十

四 設律 号無六 の 前以 百マ空規無電に個専若げ三て 二チ機定線気開人用しる分、 十ユにす局通設的すく無の前 七ア開るを信すなるは線一三 条無設船除業る興無技局以号 た線す舶く務無味線術に上に だ局るに。を線に局のつを掲 しを無開ごい局よを発い占げ 書除線設をうのつい達てめる のく局すい。うてうのはる者 許 °のるう以ち無 °た `もが 可ごうも。下、線以め適のそ ををちの以同電通下の用 受い、 けう電 て。気 本以通 邦下信 内同業 のじ務 各。を 地一行 間でう のあこ 航つと 空てを の 1目 用航的 に空と 供法す さへる れ昭も る和の 航二以 空十外 機七の に年も 開法の

五. (ら) そあ 館 のを電電電の自のつ大の特す第実航一線号船ア需実項上法外外日 各目気気気無動代て使公定る二験空第局ご舶マ要験の若人国国本次 号的通通通線車表、館用のも百等機二及第のチに等規し又の政のの のと信信信局そ者そ、に固の三無の十び二無ュ関無定くは法府国各 いし業業業若ののの公供定 ずて務務務し他開国使す地 れ陸をををくの設内館る点 か上行行行は陸すに又も間 ににううう携上るおはのの 該開こここ帯をもい領及無 当設とととし移のて事び線 日館電通 本の気信 国公通を 政用信行 府に業う 又供務無 はすを線 そる行局 の無うへ 代線こ実 表局と験 者へを等 が特目無 同定的線 種のと局 の固す、 無定るア 線地もマ 局点のチ を間をユ 開の除ア 設無く無 す線 線 る通一局 こ信 とを 大 を行 使 認う 館 めも るの 公 国に 使 の限 館 政る 又 府。 は 又一 領 はで 事

七 るてるたに 無開もめ開 線設のの設 局すを受し のる除信 、 無無く設若 線線。備し 設局ごとく 通は 信携 を帯 行し うて た使 め用 にす 陸る 上た にめ 開に 設開 す設 るす 移る 動無 し線 な局 い又 無は 線こ 局れ

すすをををて動 るる目目目使す 者無的的的用る に線とととすも は局すしするの 無 線 局  $\mathcal{O}$ 免 許 を 与 備 え を な 撘 1 載 ح す لح る が 人 で 工 き 衛 る 星  $\mathcal{O}$ 位 置 姿 勢 等 を 制 御 す る

`受送送 四 一 び 同 策 割 う 当信 会 法前 ロイ五る れ そ第 前条中当 。公取 日 よ の 該の同第項法 分者法ら法の五第項第継可ご衆消第か第り第執こ 障障条二に人イ第のを人の人取号一の十放能でにし七ら二無七行の 害害第条規又に一一通又者又消を項規四送周あよの十二十線十を法 にが十第定は掲項以じはがはし除第定号、波つつ日六年七局五終律 係発九十す団げ第上て団そ団のく一にの衛数ててか条を条の条わ又 る生号五る体る一を間体の体日。号か移星」、直ら第経の免第りは 地しの号受で者号占接で議でかつかか動基と第接二六過十許一、放 上て多の信あにかめにあ決あらのらわ受幹い二受年項し五の項又送 基い重地障つよらる占つ権つ二規第ら信放う十信をへな第取又は法 幹る放上害てり第もめてのて年定三ず用送。六さ経第い一消はそへ 放区送基対、直三のら、五、をに号、地へ、条れ過三者項し第の昭 送域を幹策そ接号へれイ分第経よま次上放の第るし号 又を七執和 又にい放中のにま前るにの一過るでの基送電二こなを は受十行二 はおう送継役占で号議掲一項し認若各幹法波項とい除 第け六を十 当い。を放員めにに決げ以第な定し号放第を第を者く 二、条受五 該て以い送がら掲該権る上一いのくの送二使五目 項そ第け年 地受下うと前れげ当の者を号者取はいを条用号的 の四る法 上信同。は項るるす割に占か 消前ずい第すイと 第取項こ律  $\mathcal{O}$ し項れう十るにす 基さじ以、各議者る合よめら 規 三消へと第 幹れ。下相号決 若各か。三も掲る 場とりる第 定 号し第が百 放る一同当の権 合し直も三 し号に以号のげ無 に をの四な三 送こをじ範いの をて接の号 くに該下のへる線 ょ 除日号く十 のと受。囲ず割 くかをな二 除総に ま は掲当同衛以周通 り 電を信ごにれ合 く務占 同げすじ星下波信 。ら除つ号 で ~二くた~ 。省め 法るる。基「数の 波目し及わかが に 第者者一幹基(送 に的、びたに総 一令ら の年。日に 掲 +規を一か規 重とそ当る該務 でれ げ 百又にを放幹第信 七 畳しの該受当省 定る る 三ははす送放七へ 条 定経若ら定 してす地信す令 十放、るを送条第 め議 者  $\mathcal{O}$ に過し二す 一送無無い」第九 て同べ上のるで る決 が +よしく年る 行時て基障者定 条法線線うと三十 割権 業 八 りなはを罪 の第局局。い項九 うにの幹害でめ 合の 務 第 認い第経を 規百のをごう及条 多そ放放がある と割 定者五過犯 を \_\_ 重の送送発る割 を合 執 定三免除及。びの 項  $\mathcal{O}$ 項しし に条許くび一第二 ☆ な 罰 放再番の生も合 合と 行  $\mathcal{O}$ 取 よ第を。移を四を 計こ 第い金 送放組電しの以 す 登 消 り一与)動す項除 を送に波て 上 しれ る 録 L 五者以 号 すを変にい で たら 役 登項えに受るにき  $\mathcal{O}$ を 上 るす更重る あ 割の 員 録若なつ信無お、 取 受 を  $\mathcal{O}$ 無るを畳地 で のしいい用線い以 け 刑 る 合 者 消 除 取く。て地局て下 線基加し上 法 がに あ に l < そ 局幹えて基 人 そよ る 消は は上へ「「 を 処 のり `基受基放 受 の放な行幹 又 し第  $\mathcal{O}$ せ t 免送いう放 は 議口  $\mathcal{O}$ を百 第幹信幹送 け 取  $\mathcal{O}$ b 許ので多送 決に 又 受 四 一放障放厂 規 寸 消 れ

け条

項送害送と

及へ対用い

そ

 $\mathcal{O}$ 

L

 $\mathcal{O}$ 

定

に

そ

をう当重へ

受ち該放放

体

権掲

のげ

は

三二一て七一け い条申た  $\mathcal{O}$ 以 外 0 ŧ 0 を い う

第 理 L た と き は 遅 滞 な < そ  $\mathcal{O}$ 申 請 が 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ い ず れ に

準な書 にいを 適。受 合 す る

掲す的割がか臣) げお及当第をは るそびて三審 もれ従が章査前 のがた可にし条 のなる能定な第 ほい目でめけー かこ的あるれ項 `とをる技ばの 。有こ術な申 すと基ら請 る 無 線 局 に あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 従 た る Ħ 的  $\mathcal{O}$ 遂 行 が そ  $\mathcal{O}$ 

法 審総す 支 総 務 省 令 で 定  $\otimes$ る 無 線 局 基 放 送 局 を 除  $\mathcal{O}$ 開 設  $\mathcal{O}$ 根 本 的 基 潍 に 合 致

申

請

を

受

理

L

た

لح

き

は

遅

滞

な

<

そ

 $\mathcal{O}$ 

申

請

が

次

 $\mathcal{O}$ 

各

号

に

適

合

L

て

11

る

か

ど

う

カコ

主

た

る

目

的

 $\mathcal{O}$ 

遂

行

に

t

適

合

L

一を  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$  $^{\circ}$   $_{\mathcal{O}}$ 業 務 に 用 11 5 れ る 電 気 涌 信 設 備 が 放 送

数 特当の総第工査務る前障主周工る の幹維し定条第ば前 業放持必め第三な条 務送す要る一章ら第 に局るな基項にな二 用にに事幹の定い項 いあ足項放総め らつりを送務る れてる定用省技 るは経め周令術 電、理る波で基 気次的計数定準 通の基画使めに 信い礎を用る適 設ず及い計技合 備れびう画術す がに技。

、基る 放も術以基準こ 送適的下幹にと 法合能同放適及 第す力じ送合び 百るが。局す基 十こあごにる幹 一とるに使こ放 こ基用と送 とづさ きせ `る 周こ 波と 数の ので 割き 当る て周 が波 可数 能及 でび あそ るの こ周 と波

四三 イ 条 第 項  $\mathcal{O}$ 総 務 省 令 で 定  $\otimes$ る

技

術

基

潍

に

適

ハロ 合  $^{\circ}$  - +条 三 第条 一第 項一 の項 基第 幹 四 放号 送に 普 掲 及げ 計る 画要 に件 適に 合該 す当 るす こる とこ そと  $\mathcal{O}$ 他 放 送  $\mathcal{O}$ 普 及

五. も当 基該該地及 。らの達与よ れ業のえう る務たると 無をめこす 線行にとる 局う適が者 にこ切放が あとで送放 つにあ法送 てつる第法 はいこ九第 、てと十九 当 放 該送 認 法 定第 を九 受十 け三 よ条 う第 と — す項 るの 者 規 が定 同に 項よ 各り 号 認 に定 掲を げ受 るけ 要よ 件う のと いす ずる れ者 にの

の基基幹当業上びそ免す基定該使務百事し大こ三をた波事か総のが 開幹幹放す務基健の許る幹地業用大二設な臣と号及る数設ど務審行 設放放送るに幹全免をこ放上務に臣十計けは。にぼ目の計う大査う の送送にこ用放な許受と送基を関が一がれ、 根以以加とい送発をけ 本外外え 的ののて 基無無基 準線線幹 に通通放 合信信送 致のの以 す送送外 る信信の こにに無 とつつ線 。いい通 てて信 ``0 前周送 項波信 第数を 四のす 号割る の当無 総て線 務が局 省可に 令能あ ででつ 定あて めるは るこ 無と次 線  $\mathcal{O}$ 局 11 ず 基 n 幹 に 放 ŧ 送 適 局 合 を す 除 る

60

確 実 に 基 幹 放 送 を す る に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ

許続人 二 (無ら船 、十 で ら 使平 勘用送 七 定の許をる合許条許限いの舶免条許る務い務計つ務し当の幹前が 地地人受法併人のと航船安許の。大。大画能大て可数放各な基 臣を率臣定能の送号い幹 は変的はめ周目用にも放 、更な、る波標周掲の送 基す利放も数へ波げと以 幹る用送のの次数るし外 放こを系と範項使もての 送と確のす囲に用の総無 用が保数る内お計の務線 周ですの °でい画ほ省通 、てはか令信 混「、、での 信放放総定送 の送送務め信 防系法省るを 止の第令基す そ数九で準る のの十定にこ 他目一め合と 電標条る致が 波 第 基 す 適 のと一幹る正 公い項放こか 平うの送とつ か。基局 つ一幹の 能の放開 率達送設 的成普の なに及根 利資計本 用す画的 をるに基 確こ定準 保とめに すとる合 るな同致 たる条す めよ第る にう二こ 必に項と 要、第 な基三 事幹号 項放の を送放

波きる目 数るた標 使 ° め ` に基 必幹 要放 な送 事用 項割 の当 変 可 更能 に周 よ波 り数 必及 要び が前 あ項 るに と規 認定 めす るる と混 き信 はの 、防 基止 幹そ 放の 送他 用電 周波 波の 数公

5 用 計 画 を 定  $\otimes$ 又 は 変 更 L た لح き は 遅 滞 な < ح れ を 公 示 L な け れ ば な

6 臣 は 申 請  $\mathcal{O}$ 審 査 に 際 L 必 要 が あ る لح 認 8 る لح き は 申 請 者 に 出 頭 又 は 資 料  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求  $\Diamond$ る لح が

第 間 は ` 免 許  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 起 算 L て 五 年 を 超 え な 11 範 开 内 に お 11 7 総 務 省 令 で 定  $\otimes$ る た だ

航以四な有間 空下条い効し 機「へ。期 局義 同 (務法 以船第 下舶二 一局 十 義一九 務と条 航いノ 空う七 機。の 局)規 一 及 定 とびに い航基 う空づ 。法く ) 第政 の六令 免十に 許条お ののい 有規で 効定準 期に用 間よす はりる `無場 前線合 項設を の備含 規をむ 定設。 に置以 かし下 かな同 わけじ sh ° ずば〜 `なの

特人免可すが免十免期な舶船再三免き総な総用か総案割系基 上位がけ人又、免承す空舶全を免有 基を無て若は第許継る機局法妨許効 幹承線免し分七人等。の一第げの期 放継局許く割項にご 送すを人はへ及つ 局るその合無びい のこの地併線第て 免と用位に局八相 許がにをよを項続 人で供承りそにが たきす継設の規あ るるるす立用定つ 法。事るさにすた 業これ供ると のとたす無き 全が法る線は 部で人事局、 のき又業のそ 譲るはの免の 渡。分全許相 割部人続 にをを人 よ承除は り継く ` 当さ。免 該せ以許 事る下人 業もこの ののの地 全に項位 部限及を をるび承 承 °次継 継一項す しをにる たしお 法たい 人とて

はき同

`はじ

総、。

務合)

大併た

臣後る

の存法

2 第

3

人 が 分 割 を L た 場 L 合 を に L お た 1 7 き は 分 割 譲 に 受 ょ 人 ŋ は 当 該 総 基 務 幹 大 放 臣 送  $\mathcal{O}$ 局 許 を 可 を 承 継 受 け L 7 免

L

第 10 9 8 7 6 5 こ よに 間処七 の る 免舶 臣う幹し業 臣幹臣幹人臣れ と総る基総、分十前旨第航前許の船第の認放く者他の放の放ののを に 務 登 づ 務 周 に 六 各 を 一 空 項 人 所 舶 五 許 定 送 は と の 許 送 許 送 地 許 分 よ 大 録 く 大 波 違 条 項 総 項 機 の の 有 局 条 可 基 局 合 合 地 可 局 可 局 位 可 割 り臣に処臣数反 の務及又規地権の及を幹の併併上ををををををに 他は係分は若し総規大びは定位のあび受放免にを基受譲受譲承受よ の、るに、した務定臣前無はを移る第け送許よし幹け受け渡継けり 登前無違包くと大はに二線、承転船七た事人り、放た人た人した地 録二線反括はき臣、届項設航継そ舶条と業か設又送とのとのたと上 局項局し免空はは第けの備空すの又のき者ら立はのき地き地もき基 のののた許中、、八出規が機る他は規もが特さ当業も上又上のは幹 運規新と人線三免条な定レ局。の無定、当定れ該務、基は基と、放 用定たき又電箇許のけに一若 理線は同該地た地の同幹特幹み当送 にになははカ月人予れよダし 由設、様地上法上用様放定放な該の 悪よ開、包を以等備ばりしく に備第と上基人基にと送地送す法業 影る設三括制内が免な免のは よが二す基幹又幹供すの上の。人務 響ほを月登限のこ許ら許み航 り遭項る幹放は放する業基業特がを 船難か。放送譲送る 。務幹務定当承 をか禁以録す期のをな人の空 及、止内人る間法受いの無機 舶自ら 送局受の基 の放の地該継 ぼ登すのがこを律け。地線地 を動前 のの人業幹 用送用上特し す録る期こと定、た 位局球 運通項 業免が務放 に局に基定た お人こ間のがめ放者 をの局 行報ま 務許総を送 供の供幹地他 そがとを法でて送に す設で す免す放上の 承あへ の人務行局 れ第が定律き無法準 継る電 る備の 用の大うの る許る送基法 が三でめ、る線若用 し航気 者若許 に地臣事免 業人業局幹人 あ章きて放。局しす た空通 にし可 供位の業許 務が務の放の るにる、送 のくる 者機信 変くに すを許を人 を地を免送業 。包 法 と定 運は はに業 更は準 る承可譲が 行上行許局務 括若 ` 準 務 きめ 用こ がレ用 基継をり当 お基お人のの そる 遅用を あしす う幹うが免用 免し のれ 幹し受受該 滞す行 つダる と放と当許に の技 許く 停ら 放たけけ地 たー す送す該人供 他術 又は 止の なるう 送もたた上 るのる基かす 登基 はこ を法 との 局のと場基 لح 録 準 第れ 命律 きみ をとき合幹 場業場幹らる じに そ 合務合放当業 局に 二ら を はの 譲みはに放 の適 + o、基  $\mathcal{O}$ 目 、無 りな、お送 にをに送該務 的 受す当いの 運合 七法 又づ 事 変線 お譲お局業を け。該て業 用し 条律 はく 実 کے 更局 い渡いを務行 す がな のに 期命 を 後の た地法、務 てして譲にお 、、渡係う 二基 適い 間令 証 る 船あ 場上人合を 正無 十づ を又 す £ 舶る 合基又併行 当そ当しると 該の該、基す 九く る に幹は後う を線 定は  $\mathcal{O}$ を船 めこ 欠 設 第命 書 を 運 舶 お放譲存認 譲譲譲辞むる く備 一令 てれ 面 除 行に い送受続定 渡渡受受放法 たを 項又 運ら を すっ ての人す基 人人人人送人 、業がる幹 め使 のは 用に 添 るい がががが局が 電用 規こ 許 基 者て 総務当法放 総当総当の総 え

は、

務を該人送

大行基若事

務該務該免務

大基大基許大

て

そ

 $\mathcal{O}$ 

あ

波す

のる

定れ

にら

容づ

時く

免用阻 許 許 害 人容す 一時る 包間お 括、そ 免周れ 許波が 人数著 を若し 除しい くくと 。はき ) 空は が中 ` 次線三 の電簡 各力月 号を以 の制内 い限の ずし期 れ、間 か又を には定 該新め 当たて すな る開そ と設の きを登 は禁録 `止に そす係 のるる 免こ無 許と線 をが局 取での りき運 消る用 す。の

よな りい 無の の無 免線 許局 若の し運 七続 の六 許箇 を以 受上 け休 `止 九。

。にが

線に

局 `

く用

はを

第引

十き

条き

可月

又し

はた

第と

十き

条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

指

定

 $\mathcal{O}$ 

変

更

5 二 一 五四三 き の 総 行 と総止率 正期第務特免第わ不正が務を的 当限二大定許一せ正当で大命な な一十臣地人項たななき臣じ利 理ま七は上がのと手理るは、用 由で条、基第規き段由。、運を がにの包幹五定 な特五括放条に い定第免送第よ の無一許局三る に線項人の項命 、局第が免第令 その四次許一又 の運号の人号は 包用の各がに制 括を期号第該限 免全限の七当に 許くへい条す従 に開第ず第るわ 係始二れ二にな るし十か項至い すな七に第つと べい条該四たき てとの当号と のき六すロき 特。第るに。 一と適 無 項き合 のはし 規、な 定そく にのな よ包つ る括た 期免と 限許き のを 延 取 長り が消 あす つこ たと とが きで はき `る

。若 L < は 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項 定  $\mathcal{O}$ 許 線 可 局 を 0) 受 渾 け 用 を 又 引 は き 第 続 き + 六 七 笛 条 月  $\mathcal{O}$ 以 九 上 0) 休 規 止 L 定 に た لح ょ

八ずに制 第れ該限 一か当又 項にすは の該る第 登当に二 録す至項 又るつの はとた規 第きと定 二はきに ょ る 禁 止 に 従 わ な VI کے き

6 二 一 五四 三 。令け十の三令と免 若た七各項若き許 しと条号第し くきのの一く は。十い号は + ` 七そ 条の の登 二録 十を 三 取 第り 一消 項す 若こ しと くが はで 第き 二る +七 条  $\mathcal{O}$ 三

制 限 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 禁 止 又 は 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 命 令 制 限 若 L

十委る並総 く 十 総 る 九員他び務登は第第不務包第指不 条ののに大録禁一一正大括一定正 の任無前臣人止項項な臣免項のな 三命線項はがにのの手は許の変手 一局 二、第従規変段、人規更段 の第第五わ定更に登が定をに 免三四条なに登よ録第に行よ 許号項第いよ録り人五よわり 等を

三とるを
第が
条るせ
包 又除第項き命受二次第命た括 はく四第 第。号一 二一を号 十の除に 七規く該 条定 。当 のにごす 十よ及る 三りびに 第登第至 一録五つ 項の項た の取っと 開消第き 設し五。 計を号 画しを のた除 認とく 定き。 をはし 取、の り当規 消該定 す免に こ許よ と人り が等免 でで許 きあの るつ取 。た消 者し がを 受し けた てと

委

員

は

公

共

 $\mathcal{O}$ 

福

祉

に

関

L

公

正

な

判

断

を

す

る

لح

が

で

き

広

1

経

験

と

知

識

を

有

す

る

者

0

う

5

カュ

63

そ。

るを

次とる委、 者は大を臣 は、臣生が 、任はじ任 委命 、た命 員後前場す と最項合る な初のに るの規お こ国定い と会にて がにか、 でおか国 きいわ会 なてらの い、ず閉 。 両 、会 議両又 院議は の院衆 同の議 意同院 を意の 得を解 な得散 けなの れいた ばでめ な委両 ら員議 なを院 い任の 。命 同 す意

三二一 こ得 ら

有権販交電 ` 前す又売換気同放国禁のがこ員両 号るは業設通法送家錮洛でとの議 に者支者備信第法公以号きが任院 掲。配又並回百第務上のるで期の げ任力はび線六二員のい。きが同 る命をこに設十条と刑ずこな満意 事の有れこ備条第しにれのい了を 業日すられ、に二て処か場とし得 者以るのら送規十懲せに合き、て の前者者の信定六戒ら該には又、 団ーをが附のす号免れ当お `は総 体年含法属場るに職たすい総欠務 の間む人設所認規の者るて務員大 役に。で備と定定処 員お以あを受放す分 へい下るい信送るを 任てことうの持放受 命このき。場株送け のれ条は一所会事、 日らにそをと社業当 以におの設の、者該 前該い役置間電、処 一当て員すを気同分 年し同へる接通法の 間たじい者続信第日 に者。かにす事百か おをごな限る業五ら い含若るる伝法十二 てむし名。送第二年 こ。く称一路二条を れではに、設条第経 そよ無備第二過 のる線及五項し 法か設び号にな 人を備こに規い の問のれ規定者 議わ機と定す 決ず器一する 権この体る有 のれ製と電料 十と造し気放 分同業て通送 の等者設信管 一以若置事理 以上しさ業事 上のくれ者業 を職はるへ者

 $\bigcirc$ 七 法 第 八 +六

第 ずつる配社 、き株すが 株一式るそ 式個一この 会の株と総 社議にが株 は決つ可主 、権き能の 自を一な議 己有個関決 株すの係権 式る議にの に。決あ四 権る分 0 をもの 11 有の一 て すと以 は るし上 。てを 議 決 た法有 だ務す 権 を し省る `令こ 有 単でと し な 元定そ い 株めの 式る他 数株の を主事 定を由 款除を でく通 定。じ めして ては株 い、式 る株会

判き件議を八へ合総が三へ会 所に、決す百特前に会そ百議社 にお破権る七別項はにの八決法 もけ産のこ十清の、お経条権へ する事過と九算規一い営の平 る当件半が条事定単てを株数成 こ該、数で 件に元、実主ご十 と株再をき第のかのそ質へ が式生有る八管か株の的株 で会事す事百轄わ式有に式 き社件る項六一らにす支会 るに又場の十 。つは合全八 い更に部条 て生はに第 の事、つ一 特件当き項 別へ該議の 清以法決規 算下人権定 開こへをに 始の以行か の条下使か 申にこすわ 立おのるら てい条こず はてにと ` 、「おが法 親特いで人 法別てきが 人清っな株 の算親い式 特事法株会 別件人主社 清等しをの 算しと除総 事といく株 件いう。主 等う。次へ が。)項株 係一にに主 属がつお総 し係いい会 て属ててに いし特同お るて別じい 地い清。て 方る算一決 裁と事の議

第

場主社

に

該

当

L

た

者

を

含

む

2 。つび い同 て項 のに 特規 別定 清す 算る 開株 始式 の会 申社 並が て他 はの 、株 親式 法会 人社 のの 特総 別株 清 主 算の 事議 件決 等権 がの 係過 属半 し数

3 る式の当 議 てを こ会内該第決前い有前 と社容株八権二るす項 がにが式百を項地るに でつ報会六有の方場規 きい告社十寸規裁合定 るてさ及八る定判にす のれび条もの所はる 特た他第の適に、株 別場の一と用も当式 清合株項みにす該会 算に式のなつる他社 開は会規すいこの又 。てと株は 始、社定 の当にに はが式親 申該係か `で会法 立株るか 第き社人 て式連わ 三るに及 は会結ら 百 、社計ず 八 当に算、 条 該つ書株 第 株い類式 式てを会 項 会特作社  $\mathcal{O}$ 社別成が 法 の清し最 務 特算、終 省 別事か事 令 清件つ業 で 算等 `年 定 事が当度  $\Diamond$ 件係該に る 等属株つ 株 がし式い 主 係て会て は 属い社第 そ しるの四 てと定百  $\mathcal{O}$ いき時四 有 るに株十 す 地お主四 る 方け総条 株 裁る会の 式 判当に規 に 所該お定 0 に他いに 11 ものてよ T す株そり

 $\circ$  $\mathcal{O}$ 振 替 に す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 七 十 五. 뭉

第 又 失 振 替 又 録 管 はを理 記 受 機 録け関 にたの 係加口 る入座 権者に 利へあ を機つ 取関て 得口は す座 るを自 。有 己 たす口 だる座 し振に ` 替 限 当機る 該関。 加を) 入含に 者むお に。い 悪ごて 意は特 又 `定

第 一の、総百へは当の百へ社 場は記前同 替 発第数四超重該銘四善債 合記録項項当株振行一が十過大銘柄十意 の録に第の該式替総号当五記な柄の四取株 数に係一通銘の機数の該条載過の振条得式 と係る号知柄数関を合銘 する権にをののの控計柄前はが替株振 る数利規す振合備除数の条記あ株式替 。のの定る替計えしが振の録る式にの 振発すこ株数るた第替規がとにつ申 振数二株定あきつい請 替を号式にるはいてに 口いののよ場、てのよ 座う発発る合この増り 簿。行行振のの当加そ に一総総替振限該のの おに数数株替り増記口 け達をへ式機で加載座 るす超消の関なの又の 振るえ却取のい記は口 替まるさ得義。載記座 機でとれに務 、きたよ) 関 の当は振り 加該、替す 入銘振株べ 者柄替式て のの機のの 口振関数株 座替はを主 に株、除の 記式そく有 載をの。す さ取超しる れ得過を同 、す数超条 又るへえに は義第る規 記務一こ定 録を号とす さ負のとる れう合な銘 。計る柄 た 当 数場の 該 か合振 銘 らに替 柄 第お株 二い式  $\mathcal{O}$ 振 号ての

た又は 替生ると式 株、数がの 式移はで発 を転、き行 取又同な総 得は号い数 し消に振へ た滅規替消 者が定株却 の生す式さ なじるのれ いな口数た こか座を振 とっに除替 がたおく株 証もけ。式 明のるごの さが増 数 れあ加 及 たる又 び と場は 発 き合減 行 はに少 者 `おの が 当い記 第 該て載 百 記、又 五. 載前は + 又条記 九 はの録 条 記規で 第 録定あ がにつ 項 なよて  $\mathcal{O}$ かり当 規 つ当該 定 た該記 に と記載 ょ し載又 ŋ

5 4 第にいよ項務得 二対。りのをし 放規負た 棄定うと 。き のに 意よ は 思り 表 放 直 示 棄 ち をの に 行 意 つ思 発 た表 行 と示 者 きが に はさ 対 `れ 直た 当 ちと にき 該 ゛は 振 当 ` 替 該消 株 振滅 式 替す に 株る 0 式。 11

章し 第 ` 八同 節項  $\mathcal{O}$ 規規 定定 はに 適る 用当 し該 な振 い替 。株 こ式 のの 場 取 合 得 にを おさ いせ てる 、た 当め

第 二 一をし機百 (該 ) に て 掲口の式第利 前さ れ 負た関四超処自第つ振前の振 の項当当げ座振を一の前前条れ当た当う数が十過分己一い替項権替 備の該該る管替有項発項項第、該当該。をあ六記はの項て機に利機 いる条載、株の振関規の関 うと 又公式銘替は定全は 。き前は正を柄口、す部、 ) は条記な処の座振るを第 に 、第録価分振簿替振放一 相当一が額す替の株替棄項 当該項あでる株抹式株すの す口にる行場式消に式る規 る座規場わ合のをつに旨定 数管定合なに発行いつのに の理すのけは行わてい意よ 当機る口れ、者な第て思り 該関場座ば会がけ三の表振 銘は合管な社、れ項権示替 柄、に理ら法振ばの利を株 簿 の発お機な第替な規はす式 に 振行い関い二機ら定、るを お 替者ての。編関なに同義取 け 株に、義 る 当 式対第務 にしー 該 つ ` 号 П 座 いその 管 ての合 理 権超計 機 利 過 数 の数が 関  $\mathcal{O}$ 全一第 部第二 加 入 を一号 放号の 者 0) 棄の数 す合を П 座 る計超 に 旨数え 記 のかる 載 意らこ さ 思第と 表二と れ 示号な

掲銘上数る げ柄位の振 るの機合替 事振関計口 項替の数座 に株備 つ式え いのる て数振 替  $\Box$ 座 簿 に お け る 当 該  $\Box$ 座 管 理 機 関  $\mathcal{O}$ П 座  $\mathcal{O}$ 顧 客 П 座 に 記 載

進 用 す

え直放放事理株しの生第第二又口該口 る近棄棄項機式て場、二一項は座銘座 振上ののを関をい合移号号の記管柄管 替位意意通は取なに転にに規録理の理 口機思思知、得いお又規規定さ機振機 座関表表し第すといは定定はれ関替関 簿は示示な一るきて消すす `たの株の に、にをけ項義は、滅るる次当直式備 お同係しれの務、口が顧数に該近のえ け項るたば規を同座生客 るの振旨な定負項管じ口 らにうの理な座 。 規 機 か に 定関つお にはたけ よ `もる る同の増 放項が加 棄にあ又 の規るは 意定場減 思す合少 表るにの 示超お記 を過け載 す数る又 るに同は 前相号記 に当に録 `す掲で 当るげあ 該数るつ 超の数て 過同 数 項 にに 達 規 す定 るす まる で銘 `柄 当の 該 振 銘 替

当

該

記

載

又

は

記

録

に

係

る

3

二一に 柄株 なよ いり 。放 棄  $\mathcal{O}$ 意 思 表 示 を L た لح き は 直 5 に そ  $\mathcal{O}$ 直 近 上 位 機 関 に 対 L 次

次通替 に知株 掲を式 げ受の るけ銘 記た柄 載と及 又きび はは数 記 ` 録直 をち しに ない け同 れ項 ば第 な二 ら号 なに い掲 。げ る 銘 柄  $\mathcal{O}$ 振 替 株 式 に 0 11 7

又

は

記

録

さ

をのる

す数口

るを座

義控管

務除理

3 一も利以す四 三 一行号義百へにを  $\mathcal{O}$ のの下る号第項第振てよ れ項該 にの務四振おさ第 発発全特で行こ旨の百の百替のりすたに銘当係総の十替いせ一前前 行行部定あ使のの通四義四株同当べ振規柄該る数全七機てる項号項 者者を被るに項意知十務十式項該て替定の株数に部条関、たののの がが放通場つに思の五の五にに銘の株す振主を占をの当め銘口口 議有棄知合いお表後条不条つ規柄株式る替の控め履第超該、柄座座 決 す す 株 に て い 示 二 第 履 第 い 定 の 主 に 超 株 有 除 る 行 百 過 処 自 の の 管 権るる主限はてを週一行一てす振のつ過式すし割す四記分己振顧理 を自旨がる、「し間項に項のる替有い数にるた合る十載はの替客機 行己の当。第特た以によにす超株すてにつ当数をま五又、株株口関 一定と内規つ規べ過式るの関い該一同で条は公式式座の 項被きに定て定て数に当株すて銘に条の第記正をのに口 の通は、す生すのにつ該主るの柄乗第間一録な処発お座 規知、第るじる株関い銘に当権のじ一は項に価分行けの 示の を後 定株当百場た場主すて柄限該利振た項、に係額す者る自 レニ は主該四合損合のるののる株の替数に各規るでるが前己 、」振十に害に次当権振。主放株に規株定義行場、項口 た週 適と替五おのお条該利替ン、棄式関定主す務わ合第第座 振間 用い機条い賠い第下の株の当ののすすはるのなに三二に 替 以 しう関第て償て一位放式次該意数るる、場不けは項号お 株内 な。が三、を、項機棄の条下思、部超当合履れ、のにけ 式に いご当項同す同に関の総第位表当分過該に行ば会口掲る 。以該の項る項規又意数一機示該に数株おのな社座げ同 た外通規に義に定は思へ項関を振つへ主い場ら法管る項 行 者 だの知定規務規すそ表当に又す替い同のて合な第理数第 し株にに定を定るの示該規はべ機て条有、にい二機の二 に `主およす負す口下を振定そき関 `第す同お 。編 関 増 号 対 当にいりるうる座位す替すのもの発三る項け 第に加に 該係て同振。振管機べ機る下の下行項当にる 二対の掲 振る当項替 替理関き関口位が位者の該規取 会 章し記げ 社 替会該の機 機機がもの座機あ機に義銘定扱 第、載る 法 株社振振関 関関開の下管関る関対務柄すい 八同又数 は分設が位理がとで抗ののるご 第 式法替替が 節項はの 、制しあ機機開きあす一振振 のの記減 百 が第株株第 次百式式百 各限たる関関設はつる部替替 規規録少 定定 の二のに五 株数口とで分し、てこが株機 + $\mathcal{O}$ 主の座きあ制た当前と履式関 兀 各十株つ十 はに 記 、よ 条 号四主い一 に合にはつ限口該条が行のが 載 の条とて条 対計記、て数座下第でさう同 第 適る 又 い第しの第 し数載当前をに位一きれち項 用当 は ず一て権一 てを又該条控記機項なた第及 し該 記

使の意該 す株思通 る式表知 者 0 4 を 定 8 る た 8 に 基 日 を 定 8 た 場 合 に お け る 単 元 未 満 項 株 式 れ項通利項 に かに知の第 規 会 に規を全一 定 す 社 該定し部号 法 る 当すたを又 する者放は 第 権

利

百

る権へ棄第

同控は下第除載関のいと一び

項除記位一し又に規。き号同

さ同当

又し録機項たはつ定

はたが関の数記いに

同数さに規一録てよ

条ごれつ定 がのり

たいに

第

な振

い替

。株

こ式

 $\mathcal{O}$ 

場取

合 得

はの条

`数第

当が三

該第項

履二の

録

3

て

欄に五

振 替 機 閗

第 一いる号記項百一第規 四 につ十前同第たいに株 又に規 て数の録の四口一定振 掲い一条条百振てよ主当はつ定当、を総が義十座項す替前十 げて条第第四替のりの該記いに該発控数さ務八管のる機号九 項項る元 及の会未 び義社満 第務法株 。の定限株する 百の第式 条する主る義 五全三を にる。 (場務 十部百い お超一当合の 四を八う 条履条。 い過は該に不 て数、口お履 に行第第 「へそ座い行 おし一百 口同の管ての いた項五 座項有理、場 てとに十 「き規三 管のす機同合 理義る関項に 少は定条 数、すに 機務当又にお 関の該は規け 株株るお 分一銘そ定る 主主法い 権の務て 制部柄のす取 限がの下る扱 等権省同 数履振位口い 一利令じ 一行替機座) とへで い会定 とさ株関管 う社め いれ式が理 。法る うたの開機 ) 第株 。とう設関 <u></u>) きちしが の百主 には第た同 行二の 関、一口項 使十株 す当号座及 に四式

る該のにび

部履数記同

分行が載条

にに第又第

つ係二は三

つ条

い第

て一

は項

`に

るの第三一十株同当有口録てよ株行除にれの条理規権関に条 字権一項項六式項該す座がのり主者し占た全機定利が規第 句利項の又条にに銘る管さ同当のにため振部第関はを第定一 はの第規は第つ規柄当理れ項該有対数る替を百の、除百す項 `全一定第一い定の該機たに銘す抗ご割株履四超適く四るに そ部号は三項てす振銘関振規柄るすに合式行十過用。十場規 れを又、項にのる替柄又替定の当る乗をにす六記し次五合定 ぞ放は第の規す超株のは株す振該こじ同つる条載な条条にす れ棄第百義定べ過式振そ式る替銘とた条いま第又い第第おる 同す四四務すて数に替のに超株柄が数第てで一は 表る号十のるのにつ株下つ過式ので、一のの項記 下旨の六不場株関い式位い数に振き以項株間に録 欄の通条履合主すての機てにつ替な下に主は規に に意知第行にのるの総関の関い株いこ規に、定係 掲思の一にお口当権数が株すて式 げ表後項よい座該利。開主るのの る示二にって管下の当設に当権数 字を週規て、理位放該し限該利へ 句し間定生同機機棄口たる株の当 とた以すじ項関関の座口。主放該 読と内るたに分又意管座ンへ棄口 みきに場損規制は思理にの当の座 替に、合害定限そ表機記口該意管 えつ第にのす数の示関載座下思理 るい百お賠るの下をの又管位表機 もて四い償口合位す下は理機示関 の準十てを座計機べ位記機関をの と用六、す管数関き機録関又す下 すす条同る理をがも関が分はべ位 るる第項義機控開のでき制そき機 。一に務関除設があれ限のも関 こ項規をはししあった数下ので のの定負、たたるて振を位があ 場規すう前数口と第替控機あっ 。項一座き百株除関るて 合定る にに口 に には四式しがと第 およ座 規 記、十にた開き百 いり管 載当六つ数設は四 定 て同理 又該条いごし、十 す `項機 る は下第て た当六 口該条 次の関 株 記位一の の振が 主 録機項す 座下第 表替 ` に が関のべ に位一 の株第 記機項 対 さに規て 上式百 載関の れつ定の L

68

4		
適用しない。	第一項の規定は	会社法第百二十四条第一項に規定する権利
式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が	次条第一項の規定は	振替株式に係るものに限る。)関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた会社法第百二十四条第一項に規定する権利(当該口座管理機